

# 第 7 回

## 肝属合併協議会会議資料

日 時 平成16年7月8日 (木) 午後 1 時30分から

場 所 高山やぶさめ館1階 大ホール

### 肝属合併協議会

# 肝属合併協議会 会次第

日時：平成16年7月8日(木) 午後1時30分~

場所：高山やぶさめ館 1階 大ホール

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

### ( 1 ) 報告事項

報告第 15 号 新まち名称第 1・2 次選定の結果について

### ( 2 ) 協議事項

- 協議第 22 号【協定項目 3】 新「まち」の名称について(その 2 )  
協議第 24 号【協定項目 6】 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて  
協議第 25 号【協定項目 7】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて  
協議第 38 号【協定項目 30】 交通関係事業について  
協議第 39 号【協定項目 31】 窓口業務について  
協議第 40 号【協定項目 35】 社会福祉協議会・病院及び老人ホームの取扱いについて  
協議第 41 号【協定項目 36】 ごみ収集運搬業務事業について  
協議第 42 号【協定項目 37】 環境対策事業について  
協議第 43 号【協定項目 39】 消防団の取扱いについて  
協議第 44 号【協定項目 40】 商工・観光関係事業について  
協議第 45 号【協定項目 41】 障害者福祉事業について  
協議第 46 号【協定項目 44】 勤労者・消費者関連事業について  
協議第 47 号【協定項目 45】 建設関係事業について  
協議第 48 号【協定項目 46】 学校教育事業について  
協議第 49 号【協定項目 49】 納税関係事業について  
協議第 50 号【協定項目 50】 その他事業について(その 1 : 地籍調査事業)

### ( 3 ) 提案事項

- 提案第 31 号【協定項目 34】 保育事業について  
提案第 32 号【協定項目 38】 農林水産業関係事業について  
提案第 33 号【協定項目 42】 高齢者福祉事業について

- 提案第 34 号【協定項目 43】 児童福祉事業について
- 提案第 35 号【協定項目 47】 文化振興事業について
- 提案第 36 号【協定項目 48】 社会教育事業について
- 提案第 37 号【協定項目 50】 その他事業について（その 2：指定金融機関）
- 提案第 38 号【協定項目 50】 その他事業について（その 3：総合計画）
- 提案第 39 号【協定項目 11】 新まち建設計画について（その 2）

#### 4 その他

第 8 回協議会会議の開催日程について

#### 5 閉 会

# 【 報 告 事 項 】

【報告第 15 号】

新まち名称第 1・2 次選定の結果について

新まち名称第 1・2 次選定の結果について，別紙のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

新まち名称第1・2次選定の結果について

順位	名 称	票数	理 由
1	肝 属 町	11	<p>両町ともなじみがある                      両町とも肝属郡内である                      歴史上の地域名称で親しみがある                      応募結果を尊重した                      歴史的にも、今までのなじみからもいいのではないかと                      古代からの地名であり、その中心が高山・内之浦地域                      であった                      なじみ深いから                      肝属郡の要として、肝属郡を代表する町として、名を                      残したいから</p>
2	国 見 町	10	<p>国見山脈を境に両町をつなぐ国見トンネルから                      歴史的また地理的に国見連山が両町の合併を力強く結                      びつける夢と希望のある名称と思う。また馴染みやす                      く読みやすい                      応募結果を尊重した                      応募数が一番多かった町名ですが、一つだけ気がかり                      があります。どうしても長崎県の国見町の方が、全国                      的な知名度で上ではないか。これを上回るには相当の                      努力が必要ではないか                      一番多かったからではないですが、両町共通のイメ                      ージが強いような気がし、また親しめる名称と思います                      両町の境にあり、トンネルの名称のもあやかり                      両町にイメージが合う                      高山・内之浦の真ん中に位置する国見山、学校の校歌                      や両町をむすぶトンネルの名称にもなるなど、両町の                      町民にも親しまれていると思うから                      両町に深い関わりのある国見山、両町をつなぐトン                      ネル。2つの町が1つにまとまる感じ</p>

順位	名 称	票数	理 由
3	肝 付 町	5	南九州の雄として、大隅・都城・日南まで、その勢力を及ぼした肝付氏は、この国見山脈の山懐に本城を構えた。新町も、この地にだけ留まるのではなく、大きくその名と特色をアピールして欲しいの願いを込めたものです 中世期大隅半島全域を治下していた「肝付氏」の名をとった。また、肝属郡の「雄」であること この地域を治めた豪族の姓であり、当時がもっとも輝いていた。夢よ、もう一度!! 昔からなじみ深く書きやすいから なじみが良いのでは 現在の合併協議会も「肝付」である
3	高 浦 町 (たかうら)	5	高山町と内之浦町の1字をとり、歴史に残る名称として、ふさわしいから 応募結果を尊重した 高山町と内之浦町が合併した証しを残したいから
5	きもつき町	2	3位「肝付町」 - と同様の理由ですが、誰でも気軽に立ち寄れる様にひらがなで表してみました 歴史的にも、今までのなじみからもいいのではないかと また、ひらがなの表記が使いやすいのでは
5	甫 与 志 町	2	三岳三山の「雄」である 「甫」は田畑。田畑に志を与える。つまり水を与える山の名であり、この地にふさわしい。大隅山地の最高峰でもある
5	三 岳 町	2	国見・黒尊・甫与志は両町のシンボル
5	く に み 町	2	2位 - と同様の理由でかつ、親しみやすいひらがなの方がよいと思う。
8	銀 河 町	1	宇宙の町・銀河の町としてイメージがよい
8	高 之 浦 町 (こうのうら)	1	

# 【 協 議 事 項 】



協議第 22 号【協定項目 3】

新「まち」の名称について（その 2）

新「まち」の名称について，次のとおり提案（協議）する。

**新町の名称は，「肝属郡肝付町」とする。**

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

協議第 24 号【協定項目 6】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて，次のとおり提案する。



平成 16 年 4 月 22 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

参考：第 6 回協議会での両町議会からの報告

- ( 1 ) 2 町の議会議員は，市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，合併後 2 年間，引き続き新町の議会議員として在任する。
- ( 2 ) 新町発足後，最初に行われる選挙の際の議員の定数は 22 人とする。

協議第 25 号【協定項目 7】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

**新町に 1 つの農業委員会を置き、2 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 17 年 6 月 30 日まで引き続き新しい町の農業委員会の選挙による委員として在任する。**

**農業委員会の選挙による委員の定数は 14 人とする。**

**また、旧町の区域ごとに、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設ける。**

平成 16 年 4 月 22 日提出

平成 16 年 7 月 8 日再提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

協定項目	7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	関係部会	産業経済
調整方針	<p>新まちに1つの農業委員会を置き、2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新しい町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>農業委員会の選挙による委員の定数は10人とする。</p> <p>また、旧町の区域ごとに、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。</p>		
農業委員会	現 況		調整内容
	内之浦町	高山町	新 町
	定数 14人 選挙委員 10人 選任委員 4人 内議会推薦 2人 内農協推薦 1人 内共済推薦 1人	定数 19人 選挙委員 12人 選任委員 7人 内議会推薦 5人 内農協推薦 1人 内共済推薦 1人	定数 18人以内 選挙委員 10人 選任委員 8人以内 内議会推薦 5人以内 内農協推薦 2人 内共済推薦 1人
	任期 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	任期 3年 現委員の任期 平成17年7月19日	任期 3年 (特例措置後)
行政面積 17,936ha 農地面積 486ha 基準農業者数 616戸 選挙人登録者数 1,438人 農地部会等 無	行政面積 12,875ha 農地面積 2,230ha 基準農業者数 2,036戸 選挙人登録者数 3,534人 農地部会等 無	行政面積 30,811ha 農地面積 2,716ha 基準農業者数 2,652戸 選挙人登録者数 4,972人 農地部会等 無  選挙区数 2  選挙人数で按分した場合の選挙区定数 内之浦町 3人 高山町 7人	

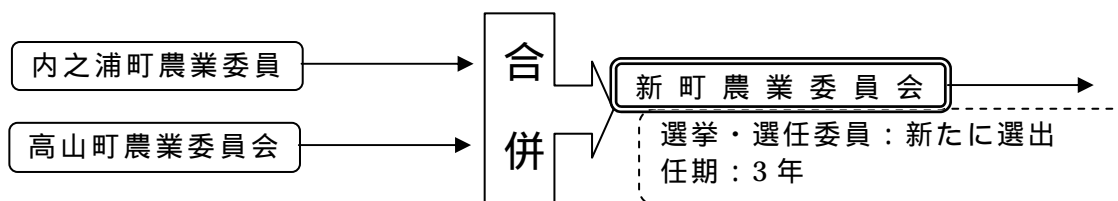
## 農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容

### 新設合併の場合

#### (ア)「合併後 1 農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の新町につき 1 個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から 50 日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日を選任する。)

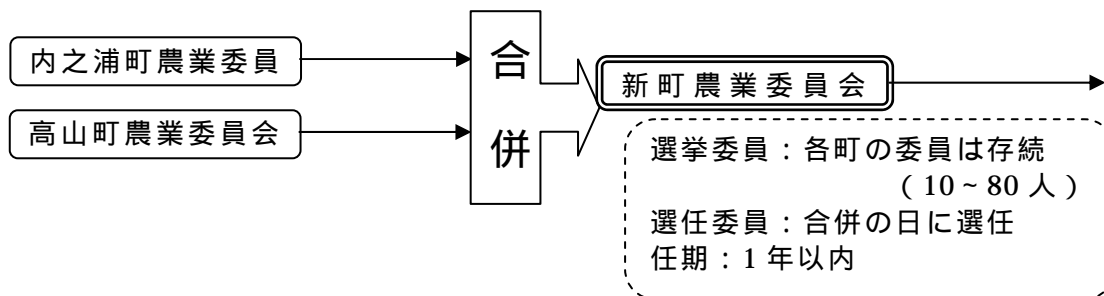
- ・「農業委員会等に関する法律」第 11 条、「公職選挙法」第 33 条第 3 項
- ・「農業委員会等に関する法律」第 12 条



#### (イ)「合併後 1 農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後 1 年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新町選挙委員として在任することができる。(合併後の新町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新町選挙委員として在任する者を選出する。)

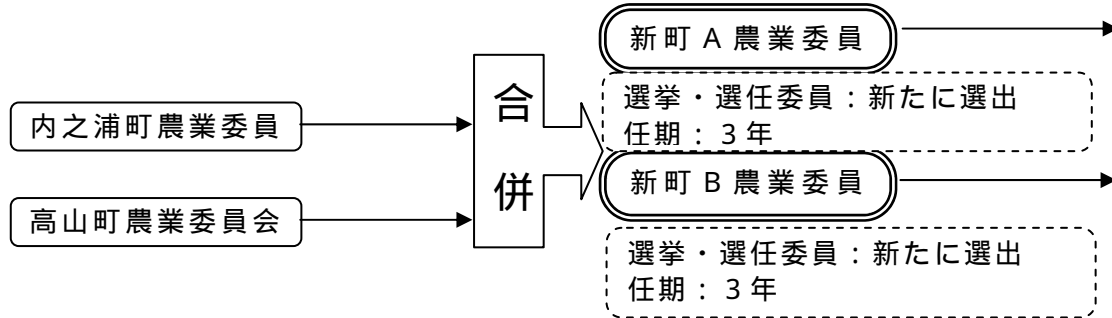
また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日を選任する必要があります。



(ウ)「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新町が、農業委員会等に関する法律施行令第 1 条の 3 に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)は、新町に 2 以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から 50 日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。)

- ・ 「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項、施行令第 1 条の 3

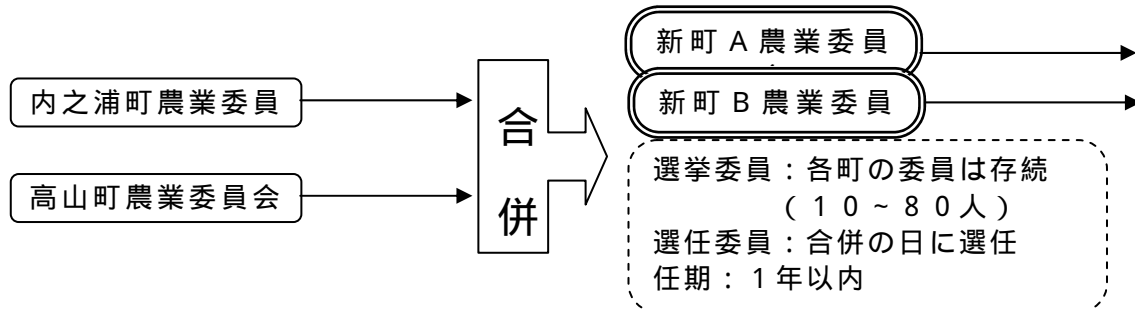


(エ)「合併後 2 以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後 2 以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

- ・ 「市町村の合併の特例に関する法律」第 8 条第 3 項

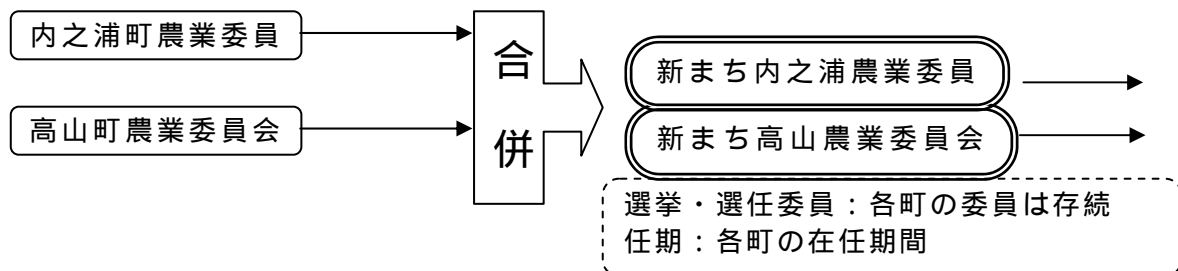
なお、この場合の選任委員については、(イ)と同様に合併日に選任することとなります。



(オ)「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新町が、(ウ)で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が 24,000ha を超える、または、農地面積が 7,000ha を超える)であって、新町に置かれる 2 以上の農業委員会の区域が、従前の町に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新町の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

- ・ 「農業委員会等に関する法律」第 3 条第 2 項、第 34 条第 1 項



## 県内先進事例

協議会名	内 容
日 置	<p>1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定により、30人とする。</p> <p>2 農業委員会の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び同法施行令第5条の規定を適用し、現在の町を範囲とする選挙区を設けて実施する。</p> <p>3 上記1及び2にかかわらず、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>4 新市において農業の動向等を勘案しつつ、農業委員協力員又は補助員等の設置について検討するものとする。</p>
川薩地区	<p>1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域、里村・上甕村・下甕村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。</p> <p>2. 農業委員会の運営等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。</p> <p>(2) 諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。</p>
薩摩東部地区	<p>農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>また、選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>なお、選挙区を設置することとし、選挙区ごとの委員の定数については、新町において定める。</p>
大隅中央	<p>新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>鹿屋市、垂水市、吾平町、輝北町、串良町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。</p> <p>新市においては、旧市町の区域ごとに、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定による選挙区を設けることとし、区域ごとの定数は、次のとおりとする。</p> <p>旧鹿屋市区域 13人 旧垂水市区域 7人          旧吾平町区域 5人 旧輝北町区域 5人          旧串良町区域 10人</p> <p>在任期間における農業委員会委員の報酬の額は、旧市町の報酬額を引き継ぐものとする。会長及び副会長(会長代理)の報酬の額は鹿屋市の例による。</p>
南隅地域	<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き、新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とし、現町を区域とする4つの選挙区を設置する。</p>

協議第 38 号【協定項目 30】

### 交通関係事業について

交通関係事業について，次のとおり提案する。

**内之浦ふれあいバス，墓参バス及び高山温泉ドーム送迎バスの取扱いについては，現行のとおり新町に引継ぐ。ただし，合併後新町において新町の全域に配慮した新たな交通体系を検討するものとする。**

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉



肝属合併協議会の調整内容

協定項目	30.交通関係事業	関係事業	
調整方針	内之浦ふれあいバス、墓参バス及び高山温泉ドーム送迎バスの取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、合併後新町において新町の全域に配慮した新たな交通体系を検討するものとする。		

協議項目	現況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
コミュニティーバス運行事業	<p>生活支援バス（ふれあいバス）及び墓参バス運行委託事業</p> <p>【事業概要】 第3種生活路線廃止に伴い、内之浦町の自主運行によるバス事業者への委託事業</p> <p>【経緯及び実績等】 ・バス事業者との最初の運行委託契約締結は、平成12年5月1日 ・生活支援バスは2往復/日 ・墓参バスは1往復/週 ・平成15年度 利用者数 大人3,768人 子ども 80人 (うち墓参バス293人) 利用料金518,378円 ・平成16年度 委託料 5,754,000円 料金 10km未満 100円 10km以上 200円</p> <p>【今後の対策】 路線(経路)が住民のニーズにあったものかを再点検し、より有効なバス運行としたい。</p>	<p>「高山温泉ドーム」無料送迎バス</p> <p>【事業概要】 高齢者等の福祉サービスとして「高山温泉ドーム」までの無料送迎バスを毎週火・水曜日に7コース運行している。</p> <p>毎週火曜日のコース ・有明・波野方面(12ヶ所) ・東迫・中心街方面(9ヶ所) ・津曲・下住・八幡馬場方面(7ヶ所) ・後田方面(8ヶ所)</p> <p>毎週水曜日のコース ・宮富・論地方面(10ヶ所) ・前田方面(7ヶ所) ・川上方面(8ヶ所)</p> <p>( )内は停留所数</p>	<p>生活支援バス(内之浦ふれあいバス)、墓参バス運行委託事業及び高山温泉ドーム無料送迎バスの取扱いについては、当分の間現行のとおりとし、岸良地区住民及び温泉ドーム利用者の利便性を確保するため、新町に引継ぐものとする。ただし、合併後新町において新町の全域に配慮した新たな交通体系を検討する。</p>

県内先進事例

協議会名	内 容
日 置	<p>交通安全関係事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。</p> <p>(1) 交通安全計画については、合併時に新たに交通安全対策会議を設置し、策定する。</p> <p>(2) 交通安全運動については、当分の間は現行どおりとし、新市において新たな計画により推進する。</p> <p>(3) 交通安全施設については、新市において設置基準を定める。</p>
川 薩 地 区	<p>1、一市四町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>2、川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。</p> <p>3、甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定する。</p>
南 隅 地 域	<p>1 生活交道路線の補助制度は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2 交通安全指導は、新町において調整し、統一する。</p> <p>3 チャイルドシート貸付事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>4 交通災害共済は、現行のとおりとする。なお、新1年生の共済への加入補助は、新町において調整する。</p>

# ふれあい号 時刻表

内之浦～岸良間の生活支援バス

## 4月1日から辺塚・船間方面へも運行します

バス運行時間帯 ☆ 辺塚発～湯の谷温泉～町立病院～湯の谷温泉～辺塚着：【1日2往復】  
 ☆ 運休日：日曜日・祝日・12月31日～1月3日

7:03 8:04 11:20 12:21 13:36 14:37 16:30 17:31

運行中	運行中	運行中	運行中
辺塚発 町立病院行	辺塚着	辺塚発 町立病院行	辺塚着
7:03 辺塚	12:21 辺塚	13:36 辺塚	17:31 辺塚
7:09 船間漁協入口	12:15 船間漁協入口	13:42 船間漁協入口	17:25 船間漁協入口
7:10 船間	12:14 船間	13:43 船間	17:24 船間
7:11 船間簡易郵便局	12:13 船間簡易郵便局	13:44 船間簡易郵便局	17:23 船間簡易郵便局
7:12 船間入口	12:12 船間入口	13:45 船間入口	17:22 船間入口
7:13 第4船木橋	12:11 第4船木橋	13:46 第4船木橋	17:21 第4船木橋
7:15 船木	12:09 船木	13:48 船木	17:19 船木
7:19 浜中央	12:05 浜中央	13:52 浜中央	17:15 浜中央
7:20 浜入口	12:04 浜入口	13:53 浜入口	17:14 浜入口
7:22 岸良中央	12:02 岸良中央	13:55 岸良中央	17:12 岸良中央
7:22 岸良支所前	12:02 岸良支所前	13:55 岸良支所前	17:12 岸良支所前
7:23 岸良小前	12:01 岸良小前	13:56 岸良小前	17:11 岸良小前
7:24 本土地	12:00 本土地	13:57 本土地	17:10 本土地
7:25 下西園	11:59 下西園	13:58 下西園	17:09 下西園
7:26 神之西園	11:58 神之西園	13:59 神之西園	17:08 神之西園
7:27 上西園	11:57 上西園	14:00 上西園	17:07 上西園
7:29 大原	11:55 大原	14:02 大原	17:05 大原
7:30 湯の谷温泉	11:54 湯の谷温泉	14:03 湯の谷温泉	17:04 湯の谷温泉
7:31 大原西園	11:53 大原西園	14:04 大原西園	17:03 大原西園
7:33 神之西園	11:51 神之西園	14:06 神之西園	17:01 神之西園
7:34 下西園	11:50 下西園	14:07 下西園	17:00 下西園
7:35 本土地	11:49 本土地	14:08 本土地	16:59 本土地
7:36 岸良小前	11:48 岸良小前	14:09 岸良小前	16:58 岸良小前
7:37 岸良支所前	11:47 岸良支所前	14:10 岸良支所前	16:57 岸良支所前
7:38 岸良中央	11:46 岸良中央	14:11 岸良中央	16:56 岸良中央
7:38 岸良中前	11:46 岸良中前	14:11 岸良中前	16:56 岸良中前
7:39 岸良中前	11:45 岸良中前	14:12 岸良中前	16:55 岸良中前
7:40 港	11:44 港	14:13 港	16:54 港
7:45 川口	11:39 川口	14:18 川口	16:49 川口
7:49 宮原	11:35 宮原	14:22 宮原	16:45 宮原
7:50 長坪	11:34 長坪	14:23 長坪	16:44 長坪
7:53 ロケット基地前	11:31 ロケット基地前	14:26 ロケット基地前	16:41 ロケット基地前
7:56 銭貫橋	11:28 銭貫橋	14:29 銭貫橋	16:38 銭貫橋
7:59 広瀬橋	11:25 広瀬橋	14:32 広瀬橋	16:35 広瀬橋
8:00 内之浦	11:24 内之浦	14:33 内之浦	16:34 内之浦
8:01 上建	11:23 上建	14:34 上建	16:33 上建
8:02 内之浦町役場前	11:22 内之浦町役場前	14:35 内之浦町役場前	16:32 内之浦町役場前
8:03 国民宿舎入口	11:21 国民宿舎入口	14:36 国民宿舎入口	16:31 国民宿舎入口
8:04 町立病院前	11:20 町立病院前	14:37 町立病院前	16:30 町立病院前

町立病院着 待ち時間 約3時間 町立病院発  
 町立病院着 待ち時間 約2時間 町立病院発

# 墓参バス 時刻表

毎週 水曜日 運行

城山墓地公園までの往復バスです。  
 どうぞお気軽にご利用ください。

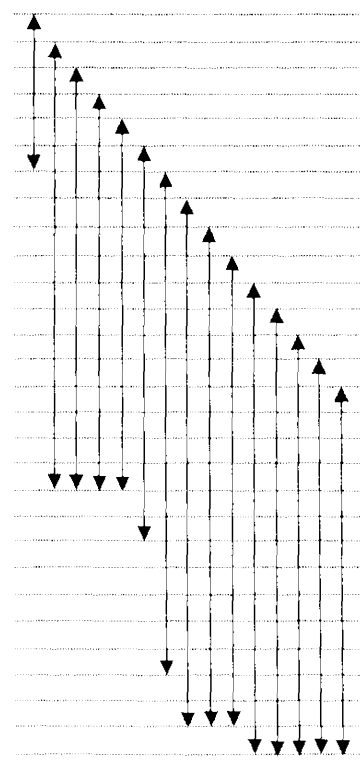
**墓参バスは無料**

8:20	石倉コナミ店下	9:40
8:21	内之浦	9:39
8:21	松屋前	9:39
8:22	上建	9:38
8:23	内之浦町役場前	9:37
8:24	国民宿舎入口	9:36
8:25	野菜集荷場前	9:35
8:28	大平見	9:32
8:29	大平見公民館	9:31
8:31	侍金橋	9:29
8:33	小田	9:27
8:36	仁田山橋	9:24
8:40	城山墓地	9:20

[ 城山墓地での滞在時間 40分 ]

# ふれあい号 運賃表

[ 辺塚・船間 ~ 湯の谷温泉 ~ 町立病院 ]



- 辺塚
- 船間漁協入口
- 船間
- 船間簡易郵便局
- 船間入口
- 第4船木橋
- 船木
- 浜中央
- 浜入口
- 岸良中央
- 岸良支所前
- 岸良小前
- 本土地
- 下西園
- 神之西園
- 上西園
- 大原
- 湯の谷温泉
- 大原西園
- 神之西園
- 下西園
- 本土地
- 岸良小前
- 岸良支所前
- 岸良中央
- 岸良中前
- 港
- 川口
- 宮原
- 長坪
- ロケット基地前
- 銭貫橋
- 広瀬橋
- 内之浦
- 上建
- 内之浦町役場前
- 国民宿舎入口
- 町立病院前

矢印の区間 100円  
 矢印を越える区間 200円  
 ◎ 小学生以下は上記金額の半額

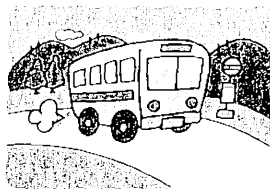
**保存版**

矢印の区間 100円  
 矢印を越える区間 200円  
 ◎ 小学生以下は上記金額の半額

車内に忘れ物をした時は TEL 42 3131 (鹿児島交通) までご連絡ください。



# 高山温泉ドーム行無料送迎バス 運行時刻・運行コース変更の お知らせ



※9月12日(火)から、高山温泉ドームへの無料送迎バスの運行コース・運行時刻を変更いたします。また、バス停留所も一部変更になりますのでご注意ください。  
あわせて、本城方面につきましては、利用者の数が少ないので、当面の間運休とさせていただきます。ご利用の際は下記の時刻・コース表をご確認ください。よろしくお願いいたします。

高山温泉ドーム TEL (0994) **31-5711**

### 1コース 有明・波野方面

9:00	仮屋バス停付近
9:02	有明消防詰所前
9:04	一ツ松集会所
9:09	柳井谷バス停付近
9:12	戸柱神社
9:14	荒瀬バス停
9:16	平後園集会所
9:17	和田集会所
9:18	西大園集会所
9:21	上原集落入口
9:23	塚崎集会所
9:25	山内精米前(花牟礼)
13:00	温泉ドーム発

9:40	東迫集会所
9:41	新富地区公民館
9:42	丸岡公園入口
9:43	肝臓環境サービス横四つ角
9:44	西横間集会所
9:46	東部分団詰所
9:48	町営駐車場前
9:49	高山町役場
9:50	神之市仁王橋前
13:30	温泉ドーム発

### 3コース 津曲・下住・八幡馬場方面

10:10	津曲集会所
10:12	池之園集会所
10:15	下之門集会所
10:16	下住分団詰所
10:18	柿元商店前(三反)
10:19	高山郵便局前
10:20	益山木材前
13:50	温泉ドーム発

### 4コース 後田方面

11:00	白坂集会所
11:02	後田農業研修センター
11:04	大窪入口
11:06	入田商店前(鳥越)
11:08	永野集会所
11:10	中原入口
11:13	国見中学校前
11:15	大脇ゲートボール場
14:15	温泉ドーム発

### 5コース 宮富・論地方面

9:00	富山集落センター
9:02	南富山バス停付近
9:05	宮富地区公民館前
9:08	山之口建設隣り
9:10	宮下南集会所
9:11	ミートショップせと付近
9:15	稲村集会所
9:17	中村集会所
9:21	岩崎集会所
9:23	論地集会所
13:00	温泉ドーム発

### 7コース 川上方面

10:40	折生野集会所
10:41	川添商店前(片野)
10:43	川上地区公民館前
10:46	岩屋集会所
10:48	尾牟礼
10:50	石之脇集会所
10:52	本城商店前(巖橋)
10:53	瀬戸宇治集会所
13:50	温泉ドーム発

### 8コース 本城方面

11:30	安野入口
11:31	本城上集会所
11:32	猿渡商店前(本城中)
11:33	本城地区集落センター
11:38	国見保育園付近
11:39	高山養魚入口
11:41	永山橋付近(下永山)
11:43	中村園集落内墓地前
14:20	温泉ドーム発

本城方面はしばらくの間運休させていただきます。

### 6コース 前田方面

9:53	高山高校前
9:55	前田地区公民館
9:58	上之原集会所
10:00	鉄道記念公園前
10:02	文化センター前
10:05	竹田神社入口
10:08	長能寺集会所
13:30	温泉ドーム発

▼毎週火曜日と水曜日、下の写真のバスが各停留所をまわります。



高山温泉ドーム  
送迎バス停留所

◀停留所には左記の看板が目印として立ててあります。



協議第 39 号【協定項目 31】

### 窓口業務について

窓口業務について、次のとおり提案する。

**窓口業務については、支所及び出張所を含め、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。**

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

### 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	31 窓口業務	関係項目	
調整方針	窓口業務については、支所及び出張所を含め、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
開庁日の取扱い	(条例で定める休日を除く日) 1. 受付時間 午前8時30分から 午後5時15分まで 2. 受付事務 全業務	同左	現行のとおり
休日及び夜間の取扱い	1. 受付時間 (1) 開庁日の夜間 午後5時15分から 午前8時30分まで (2) 条例で定める休日 終日 2. 受付事務 各戸籍届出書受付等	同左	現行のとおり(岸良支所は除く。)

県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かぬよう、原則として現行どおりとする。</li> <li>2 昼食時間の窓口対応は、職員体制を整え業務を行う。</li> <li>3 住民票、印鑑証明等電話予約サービスについても対応する。</li> </ol>
川 薩 地 区	<p>窓口業務の取扱いについては、新市の組織体制と調整を図り、住民サービスの低下を招かないことを原則として、調整に努めるものとする。</p>
薩 摩 東 部 地 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ．窓口業務については、住民サービスの低下を招かないように努めるものとする。</li> <li>2 ．総合窓口については、本庁・総合支所においても実施する方向で合併時までに調整する。</li> </ol>
始 良 中 央	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとすること</li> <li>2、印鑑登録証（住民力 - ド含む）については、様式を合併時までに定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とすること</li> <li>3、自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討すること</li> </ol>
南 隅 地 域	<p>窓口事務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。</p>



協議第 40 号【協定項目 35】

社会福祉協議会・病院及び老人ホームの取扱いについて

社会福祉協議会・病院及び老人ホームの取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．社会福祉協議会については、肝属社会福祉協議会合併協議会と協議し、合併時に統合できるよう調整に努める。  
また、新町は社会福祉協議会と連携し、住民が安心して生活できるよう、地域福祉の充実に努める。
- 2．内之浦町立病院については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3．養護老人ホーム国見園については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	35．社会福祉協議会の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>社会福祉協議会については，肝属社会福祉協議会合併協議会と協議し，合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>また，新町は社会福祉協議会と連携し，住民が安心して生活できるよう，地域福祉の充実に努める。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
名称	社会福祉法人 内之浦町社会福祉協議会	社会福祉法人 高山町社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会は，社会福祉法に基づき，合併時に統合する。なお，社会福祉協議会の統合に当たっては，社会福祉協議会合併協議会との協議を経て，合併までに調整するものとする。</p> <p>また，新町は社会福祉協議会と連携し，住民が安心して生活できるよう，地域福祉の充実に努める。</p>
設立年月日 設立登記年月日	昭和 60 年 3 月 23 日 昭和 60 年 6 月 11 日	昭和 55 年 9 月 29 日 昭和 55 年 10 月 31 日	
事務所の状況 所在地 構造 面積 所有者 管理者 賃貸契約	内之浦町南方 2640 - 3 鉄筋コンクリート 2 階 178.78 m <sup>2</sup> 内之浦町 内之浦町 無償貸与	高山町前田 3690 鉄筋コンクリート 1 階 533.0 m <sup>2</sup> 高山町 高山町 無償貸与	
役員等の定数	37 人	57 人	
理事	11 人	15 人	
評議員	24 人	40 人	
監事	2 人	2 人	
職員の状況	26 人	27 人	
常勤職員	7 人	20 人	
常勤の契約職員	11 人	2 人	
非常勤の契約職員	8 人	5 人	
基本財産	1,000 千円	1,000 千円	
基金積立金	80,167,000 円	61,578,714 円	
決算の状況 (平成 15 年度)	収入 141,316 千円 支出 121,359 千円 収支差額 19,957 千円	収入 125,064 千円 支出 102,469 千円 収支差額 22,595 千円	
会費の状況			
一般会員	1 世帯 (個人) 200 円	1 世帯 (個人) 500 円	
特別会員	1 団体 3,000 円 (福祉団体)		
賛助会費	1 団体 2,000 円 (事業所)	1 団体 (事業所) 1 口 500 円	
その他会費	個人町内外 2,000 円		

現 況			具体的調整内容
項 目	内之浦町	高山町	
主な事業・活動	心配ごと相談事業 生活福祉資金貸付 ボランティアセンター 身障ホームヘルプ 生活支援ホームヘルプ 福祉機器貸与 サロン事業 小口資金貸付 広報誌発行 災害救援事業 共同募金 外出支援サービス 日本赤十字事業 介護保険事業 社会調査事業 福祉世帯表整備事業 地域型在宅介護支援 センター 福祉等表彰事業 給食サービス 視聴覚機器貸与 ② 社会福祉大会開催	心配ごと相談事業 生活福祉資金貸付 ボランティアセンター 身障ホームヘルプ 生活支援ホームヘルプ 福祉機器貸与 サロン事業 小口資金貸付 広報誌発行 災害救援事業 共同募金 外出支援サービス 日本赤十字事業 介護保険事業 在宅福祉アドバイザー事業 寝具洗濯乾燥消毒サービス 生きがい対応型デイサービス	

\* 肝属東部社会福祉協議会合併協議会 高山町前田 3,697 番地（高山町町民集会所内）

現 況		
構成員数	内之浦町	高山町
3 名	専任 1名	事務局長（兼任） 専任 1名

## 社会福祉協議会に関する法令

### 社会福祉法（昭和26年3月29日 法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 合併特例法

第16条第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

## 先進事例

### 吉松町・栗野町

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併時に統合できるよう、調整に努める。
- 2 新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して暮らせるよう地域福祉の充実に努める。

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	35．病院の取扱い	関係項目	
調整方針	内之浦町立病院については、現行のとおり新町に引き継ぐ。		

現 況			具体的調整内容
項 目	内之浦町	高山町	
設置	国民健康保険の被保険者及び町民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。	設置なし	病院の取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
名称・設置場所	内之浦町立病院 内之浦町北方 1953 番地		
設置年月	昭和 35 年 11 月		
設置者	内之浦町長		
面積	敷地面積 7,685 m <sup>2</sup> 延床面積 2,371.3 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート 2 階		
診療科目	内科・外科		
病床数	一般病床 40 床		
診療日・診療時間	月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始は除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。 ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。		
診療内容	(1) 健康相談及び健康診断 (2) 療養の指導及び相談 (3) 診察 (4) 薬剤又は治療材料の授与及び支給 (5) 処置、手術及びその他の治療 (6) 病院への収容 (7) 給食、看護及び移送		
職員数 (定数 32 人)	医師 3 人・理学療法士 1 人・検査技師 1 人 管理栄養士 1 人・放射線技師 1 人・薬剤師 1 人 看護師 8 人・准看護師 16 人・看護助手 6 人 事務 5 人・調理師 5 人・その他 2 人 (職員数 29 人, 臨時職員 21 人, 合計 50 人)		
基金積立金	25,000 千円 (減債積立金)		
収支決算の状況	別紙 (平成 14 年度)		
一般会計繰入金	78,029 千円 (平成 16 年度・別添明細)		
運営審議会	・定数 7 人 ・任期 2 年 (年 2 回開催)		

収益費用明細書(平成14年度)

収益の部

(単位:円)

款	項	目	節	金額	備考	
病院事業 収益	医業収益			477,805,691		
				422,809,664		
		入院収益	入院収益	245,468,958		
		外来収益	外来収益	164,237,386		
		その他 医業収益	その他医業収益	13,103,320		
		医業外収益			54,996,027	
			受取利息 配当金	預金利息	53,507	
			他会計 補助金	他会計補助金	53,171,000	
			患者外 給食収益	患者外給食収益	649,920	
			その他 医業外収益	その他医業収益	1,121,600	
			収益 合計			477,805,691

費用の部

(単位:円)

款	項	目	節	金額	備考
病院事業 費用	医業費用			480,738,031	
				460,033,225	
				291,818,614	
		給与費	給料	103,588,412	
			手当	93,262,307	
			賃金	40,591,439	
			報酬	31,200	
			法定福利費	54,345,256	
					71,139,510
		材料費	薬品費	37,863,116	
			診療材料費	26,395,343	
			給食材料費	5,782,436	
			医療消耗備品費	1,098,615	
					60,658,276
		経費	福利厚生費	0	
			報償費	11,026,715	
			旅費交通費	3,470,040	
			職員被服費	217,499	
			消耗品費	2,749,315	
			消耗備品費	591,803	
			光熱水費	6,892,611	
			燃料費	352,192	
			食料費	75,152	
			印刷製本費	609,420	
			修繕費	3,657,699	
			保険料	789,792	
			賃借料	9,608,027	
			通信運搬費	1,024,841	
			委託料	18,250,727	
			諸会費	794,695	
			交際費	349,830	
		雑費	197,918		

費用の部

款	項	目	節	金額	備考					
病院事業 費用	医業費用			36,416,825						
				31,863,670						
				減価償却費	建物 減価償却費	12,678,526				
					器械備品 減価償却費	18,796,224				
					車輛 減価償却費	203,247				
					構築物 減価償却費	185,673				
						99,113				
				資産減耗費	たな卸 資産減耗費	99,113				
					固定資産 除却費	0				
						4,454,042				
				研究研修費	図書費	121,522				
					旅費	332,520				
					研究雑費	4,000,000				
						0				
				補償補填 及び 賠償金	補償補填及び 賠償金	0				
						0				
				医業外費用				20,704,806		
								20,076,842		
								支払利息 及び企業債 取扱諸費	20,076,842	
								一時借入金 利息	0	
								患者外 給食材料費	627,964	
								給食材料費	627,964	
								雑損失	0	
				その他雑損失	0					
				費用合計				480,738,031		

損 益 計 算 書  
(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:円)

1. 医療収益			
(1)	入院収益	245,468,958	
(2)	外来収益	164,237,386	
(3)	その他医業収益	13,103,320	422,809,664
2. 医療費用			
(1)	給与費	291,818,614	
(2)	材料費	71,139,510	
(3)	経費	60,658,276	
(4)	減価償却費	31,863,670	
(5)	資産減耗費	99,113	
(6)	研究研修費	4,454,042	
(7)	補償補填及び賠償金医 業損失	0	460,033,225
3. 医業外収益			
(1)	受取利息配当金	53,507	
(2)	他会計補助金	53,171,000	
(3)	患者外給食収益	649,920	
(4)	その他医業外収益	1,121,600	54,996,027
4. 医業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取 扱諸費	20,076,842	
(2)	患者外給食材料費	627,964	
(3)	雑損失	0	20,704,806
5. 特別利益			
(1)	過年度損益修正益	0	0
6. 特別損益			
(1)	過年度損益修正損 特別利益	0	0
当年度純損益			0
前年度繰越利益剰余金		92,814,926	92,814,926
当年度未処分利益剰余金			89,882,586



# 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

		資 産 の 部	
1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地	69,301,703	69,301,703	
ロ 建物	571,599,082		
減価償却累計額	170,313,092	401,285,990	
ハ 器械備品	211,622,712		
減価償却累計額	152,306,980	59,315,732	
ニ 構築物	4,799,596		
減価償却累計額	4,055,882	743,714	
ホ 車輛	2,229,150		
減価償却累計額	1,802,988	426,162	
有形固定資産合計			531,073,301
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		50,000	
無形固定資産合計			50,000
(3) 投資			
イ 有価証券		0	
投資合計			0
<b>固 定 資 産 合 計</b>			<b>531,123,301</b>
2. 流動資産			
(1) 現金預金		189,268,892	
(2) 未収金		136,457,987	
(3) 貯蔵品		7,083,253	
<b>流 動 資 産 合 計</b>		<b>332,810,132</b>	
<b>資 産 合 計</b>			<b>863,933,433</b>
		負 債 の 部	
3. 流動負債			
(1) 未払金		13,910,104	
(2) 一時借入金		0	
<b>流 動 資 産 合 計</b>		<b>13,910,104</b>	
		資 本 の 部	
4. 資本金			
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金	29,962,963		
ロ 繰入資本金	213,087,000		
(2) 借入資本金			
イ 企業債	367,176,881		
<b>資 本 金 合 計</b>			<b>610,226,844</b>
5. 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	124,913,899		
資本剰余金合計			124,913,899
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	25,000,000		
ロ 当年度未処分利益剰余金	89,882,586		
利益剰余金合計			114,882,586
<b>剰 余 金 合 計</b>			<b>239,796,485</b>
<b>資 本 合 計</b>			<b>850,023,329</b>
<b>負 債 資 本 金 合 計</b>			<b>863,933,433</b>

剰余金の推移

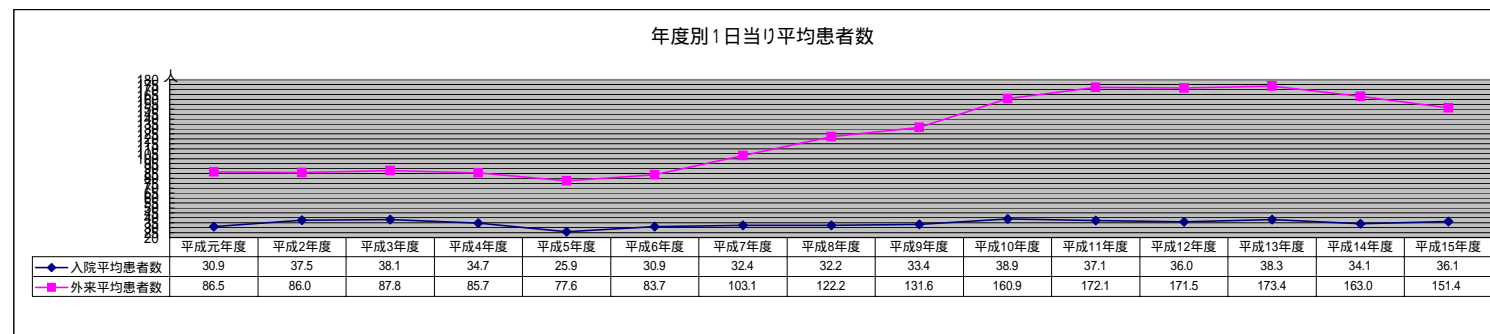
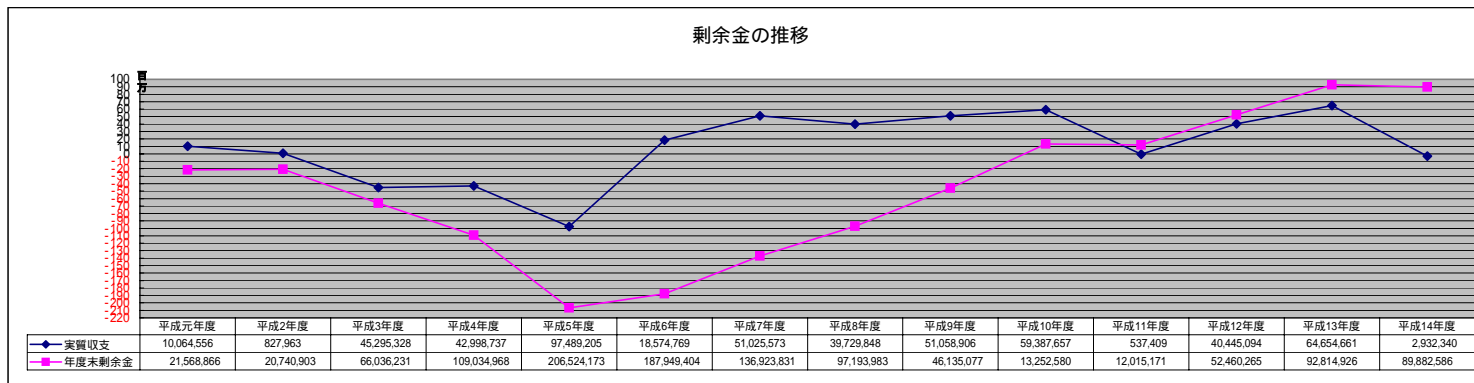
	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
実質収支	10,064,556	827,963	45,295,328	42,998,737	97,489,205	18,574,769	51,025,573	39,729,848	51,058,906	59,387,657	537,409	40,445,094	64,654,661	2,932,340
年度末剰余金	21,568,866	20,740,903	66,036,231	109,034,968	206,524,173	187,949,404	136,923,831	97,193,983	46,135,077	13,252,580	12,015,171	52,460,265	92,814,926	89,882,586

年度別1日当り平均患者数

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
入院平均患者数	30.9	37.5	38.1	34.7	25.9	30.9	32.4	32.2	33.4	38.9	37.1	36.0	38.3	34.1	36.1
外来平均患者数	86.5	86.0	87.8	85.7	77.6	83.7	103.1	122.2	131.6	160.9	172.1	171.5	173.4	163.0	151.4

年度別患者一人1日当り収入

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
入院一人当り収入	14,115	13,753	13,325	14,039	13,717	12,766	17,772	17,708	18,267	19,149	18,461	19,212	19,441	19,742
外来一人当り収入	6,901	6,867	6,772	6,989	7,430	7,691	9,085	8,432	6,663	4,644	4,773	4,783	4,869	4,113



# 患者数調べ

平成16年3月31日現在

- (1)病床数 (40床)  
(2)患者数

(単位:人)

	入院患者数(延)						外来患者数(延)					
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
4月	1,129	1,156	1,148	1,168	1,166	1,128	3,078	3,693	3,302	3,525	3,723	3,195
5月	1,102	1,163	1,114	1,246	1,179	1,055	2,968	3,186	3,503	3,562	3,742	3,135
6月	1,179	1,126	969	1,149	974	1,007	3,223	3,628	3,721	3,648	3,477	3,098
7月	1,214	1,184	1,099	1,244	1,009	1,105	3,366	3,803	3,418	3,704	3,684	3,409
8月	1,213	1,219	1,134	1,243	1,031	1,078	3,234	3,592	3,717	3,766	3,439	3,066
9月	1,162	1,111	883	1,131	962	1,062	3,260	3,534	3,546	3,343	3,322	3,186
10月	1,215	1,048	1,044	978	900	1,103	3,366	3,562	3,814	3,813	3,518	3,435
11月	1,151	1,004	1,078	1,136	922	1,091	3,201	3,483	3,616	3,572	2,965	2,748
12月	1,206	1,122	1,192	1,158	1,009	1,191	3,013	3,276	3,435	3,415	2,945	2,978
1月	1,301	1,206	1,244	1,250	1,216	1,150	3,575	3,270	3,040	3,237	3,136	2,778
2月	1,117	1,147	1,051	1,142	1,009	1,116	3,329	3,398	3,234	3,407	2,960	2,921
3月	1,231	1,090	1,185	1,143	1,057	1,127	3,829	3,572	3,665	3,497	3,036	3,285
合計	14,220	13,576	13,141	13,988	12,434	13,213	39,442	41,997	42,011	42,489	39,947	37,234
前年比	116.6%	95.5%	96.8%	106.4%	88.9%	106.3%	122.3%	106.5%	100.0%	101.1%	94.0%	93.2%

## (3)年度別1日あたり平均患者数

(単位:人/日)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
入院	38.9	37.1	36.0	38.3	34.1	36.1
病床利用率	97.2%	92.7%	90.0%	95.8%	85.2%	90.3%
外来	160.9	172.1	171.5	173.4	163.0	151.4

## (4)年度別患者1人1日当たり収入

(単位:円/人、日)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
入院	19,149	18,461	19,212	19,441	19,742	18,638
外来	4,644	4,773	4,783	4,869	4,111	3,754

地方公営企業繰入金通知等に基づく繰入状況

(単位:千円)

項 目	年 度	
	前年度実績	当 年 度
1. 収益的収支へ繰入れるもの		
(1) 企業債償還利子に要する経費	12,423	11,502
(2) へき地医療の確保に要する経費		
(3) 結核病院の運営に要する経費		
(4) 精神病院の運営に要する経費		
(5) リハビリテーション医療に要する経費	8,698	8,814
(6) 周産期医療に要する経費		
(7) 小児医療に要する経費		
(8) 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費		
(9) 救急医療の確保に要する経費	33,528	33,970
(10) 公立病院附属診療所の運営に要する経費		
(11) 高度医療に要する経費		
(12) 保健衛生行政事務に要する経費		
(13) 経営基盤強化対策に要する経費		
ア 不採算地区病院の運営に要する経費		
イ 医師及び看護師等の研究研修に要する経費	2,580	2,580
ウ 病院事業の経営研修に要する経費		
エ 保健・医療・福祉の共同研修に要する経費		
オ 経営健全化対策に要する経費		
カ 病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費		
キ 広域的な連携等の推進に要する経費		
(14) 財政再建企業等		
ア 財政再建及び準用再建のための繰入れに要する経費		
イ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費		
ウ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費		
(15) 災害復旧に要する経費		
(16) その他(具体的に)		
.		
.		
.		
小 計	57,229	56,866
2. 資本的収支へ繰入れるもの		
(1) 建設改良に要する経費		
(2) 企業債償還元金に要する経費	20,800	19,452
(3) 災害復旧に要する経費		
(4) その他(具体的に)		
.		
.		
小 計	20,800	19,452
合 計 (1 + 2)	78,029	76,318

(注) 1 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。100床未満の病院にあっては、千円単位で記入すること。  
 2 地方公営企業法及び地方公営企業繰入金通知に基づき、一般会計等から繰り入れるものについては、それぞれの項目欄に、これらに基づかないものについては、「その他」の欄に積算根拠を明確にして記入すること。

## 病院の取扱いに関する関係法令

### 【医療法】

**第1条** この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

**第1条の2** 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

**第1条の3** 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

**第1条の4** 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第30条の5** 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

## 【国民健康保険法】

**第82条** 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

- 2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。
- 3 組合は、前2項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

## 【地方公営企業法】

**第2条** この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（経営の基本原則）

**第3条** 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（地方公営企業の設置）

**第4条** 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

（地方公営企業に関する法令等の制定及び施行）

**第5条** 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第3条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。

（国の配慮）

**第5条の2** 国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の

執行にあたっては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。

(地方自治法等の特例)

**第6条** この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

(経費の負担の原則)

**第17条の2** 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- (1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- (2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

#### 先進事例

協議会名	内 容
日 置	日吉町立病院については、新市へ移行後も当分の間、現行とおりとし、随時調整する。
薩摩東部地区	薩摩町立診療所については、新町に引き継ぐものとする。 また、薩摩町立診療所運営基金については、すべて新町に引き継ぐものとする。
南隅地域	3町の町立診療所については、新町に引き継ぐ。 なお、各診療所の診療科目及び診療業務の内容については、合併時まで調整する。

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	35．老人ホームの取扱い	関係項目	
調整方針	養護老人ホーム（国見園）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。		

現 況			具体的調整内容
項 目	高山町	内之浦町	
設置	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、養護老人ホームを設置する。	設置なし	老人ホームの取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
名称・設置場所	高山町立養護老人ホーム 国見園 高山町新富 4585 番地 2		
経営主体	高山町		
設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日		
面積	敷地面積 9188.25 m <sup>2</sup> 延床面積 2069.85 m <sup>2</sup> （デイサービスセンター- 399.11 m <sup>2</sup> ）		
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 （平成 4 年 6 月改築）		
定員	50 人		
設備・備品	1 人部屋 6 室 ・ 2 人部屋 22 室 ショートステイ 4 室 8 床 デイサービスセンター（社会福祉協議会） ゲートボール場 2 面 ・ 公用車 2 台		
職員数 （定数 13 人）	（常勤）園長 1 人・指導員 1 人・栄養士 1 人 看護師 1 人・寮母 6 人 （非常勤）寮母 1 人・調理員 6 人 介助員 5 人・嘱託医 1 人 計 23 人		
収支決算の状況	別紙		



## 1 歳入歳出決算の状況（平成14年度）

【歳入】

単位：円

科目	決算額	備考
事務費	124,004,298	町外分 86,740,606 町内分 37,263,692
事業費	43,261,713	町外分 30,130,898 町内分 13,130,815
国県補助金	29,347,000	国 19,565,000 ・ 県 9,782,000
利用者負担金	149,820	ショートステイ
一般財源	6,117,170	
合計	202,880,001	

【歳出】

単位：円

総務費		事業費	
科目	決算額	科目	決算額
報酬	600,000	報償費	70,000
給料	58,633,200	旅費	157,680
職員手当等	28,556,656	需用費	24,890,498
共済費	16,386,868	役務費	32,410
賃金	8,960,135	委託料	7,325,036
旅費	130,110	使用料及び賃借料	276,200
需用費	2,009,474	備品購入費	351,750
役務費	390,346	扶助費	1,778,001
委託料	2,701,377		
使用料及び賃借料	97,860		
工事請負費	49,350,000		
原材料費	39,400		
負担金及び交付金	143,000		
小計	167,998,426	小計	34,881,575
歳出合計			202,880,001

## 2 入所者の状況

(1) 入所者数の推移

平成16年5月10日現在

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	うち男	うち女
高山町	23	20	21	22	27	8	19
町外	27	30	29	28	21	7	14
計	50	50	50	50	48	15	33

(2) 年齢階層状況

区分	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95歳 以上	計
男	1	1	2	7	0	3	1	0	15
女	1	0	1	6	8	11	4	2	33
計	2	1	3	13	8	14	5	2	48
割合	4.2	2.1	6.2	27.1	16.6	29.2	10.4	4.2	100%

## 老人ホームの取扱いに関する関係法令

### 【老人福祉法】

(目的)

**第1条** この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

**第2条** 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(老人ホームへの入所等)

**第11条** 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 1 65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 2 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 3 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

ごみ収集運搬業務事業について

ごみ収集運搬業務事業について、次のとおり提案する。

ごみ収集関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、ごみ減量化に対する意識の低下にならないよう、次のとおり調整する。

- 1．ごみ資源化、家庭ごみの収集全般については、当分の間、現行のとおりとし、新町に移行後 3 年以内を目処に統一する。
- 2．一般廃棄物最終処分場管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3．廃棄物処理計画については、新町において新たに策定する。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	36. ごみ収集運搬業務事業	関係項目	
調整方針	<p>ごみ収集関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、ごみ減量化に対する意識の低下にならないよう、次のとおり調整する。</p> <p>1. ごみ資源化、家庭ごみの収集全般については、当分の間、現行のとおりとし、新町に移行後3年以内を目処に統一する。</p> <p>2. 一般廃棄物最終処分場管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>3. 廃棄物処理計画については、新町において新たに策定する。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
1. (1) ごみ資源化	<p>【概要】 容器包装リサイクル法に基づき、容器包装のリサイクル化を図り、ごみの減量化を図っていくものである。</p>	同左	両町とも同様の方法で分別しており、現行どおりとする。
	<p>【分別品目】 1 ガラスびん4種 (無色透明、茶色、その他の色、生きびん) 2 紙類5種 (段ボール、新聞・チラシ、雑古紙、紙箱・包装紙、飲料用紙パック) 3 プラスチック類3種 (ペットボトル、白色発泡トレイ、その他プラスチック) 4 缶類2種 (アルミ、スチール缶)(不燃物で収集)</p>	同左	
	<p>【収集回数】 びん類 : 月1回 紙 類 : 月2回 プラスチック類: 月2回 缶 類: 月2回</p>	<p>【収集回数】 びん類: 月1回 紙 類: 月1回 プラスチック類: 月1回 缶 類: 週1回</p>	
	<p>【ステーション】 資源ごみステーション 60箇所</p>	<p>【ステーション】 資源ごみステーション 108箇所</p>	
	<p>【ステーションでの出し方】 びん類 コンテナ 紙類 コンテナはない プラスチック類 ネットコンテナ 缶類 指定袋</p>	同左	
	<p>【収集体制】 びん類: 委託 紙 類: 委託 プラスチック類: 委託 缶 類: 委託</p>	<p>【収集体制】 びん類: 直営 紙 類: 委託 プラスチック類: 委託 缶 類: 直営</p>	
	<p>その他は「ごみの収集運搬」に準ずる。</p>	<p>その他は「ごみの収集運搬」に準ずる。</p>	

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(2)ごみの 収集運搬	(状況: H16.4.1現在)	(状況: H16.4.1現在)	現行どおりとし、肝属地区一般廃棄物処理組合の新焼却炉稼働までに調整する。
	【対象人員】 2、181世帯 4、806人	【対象人員】 5、488世帯 14、701人	
	【指定ごみ袋】 可燃袋 135 円 / 1袋(10枚入) 不燃袋 155 円 / 1袋(10枚入) 資源袋 135 円 / 1袋(10枚入)	同左	
	【収集体制】 可燃ごみ: 委託 不燃ごみ: 委託	【収集体制】 可燃ごみ: 直営(一部委託) 不燃ごみ: 直営(一部委託)	
	【収集回数】 可燃ごみ 週2回 不燃ごみ 月2回	【収集回数】 可燃ごみ 週1~2回 不燃ごみ 週1回	
	【収集車】 可燃ごみ: 町所有パッカー車 不燃ごみ: 町所有パッカー車	【収集車】 可燃ごみ: 町所有パッカー車 不燃ごみ: 町所有ダンプ	
	【収集人員】 各車両2~3名	【収集人員】 各車両3名	
	【ステーション】 可燃ごみ・不燃ごみ155箇所	【ステーション】 可燃ごみ232箇所、不燃ごみ220箇所	
【使用料・手数料】 実施していない	【使用料・手数料】 事業所の一般廃棄物の肝属東部清掃センターへの持ち込みのみ有料 軽自動車 100円 2トン車まで 260円 2トン以上 520円	高山町の例による。	
【生ごみ処理補助】 実施していない	【生ごみ処理補助】 コンポスト 補助率 1/2 補助限度額 3、000円	高山町の例による。	
2. 一般廃棄物最終処分場管理	【概要】 内之浦町岸良船木に一般廃棄物最終処分場を設置している。  一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、ブロック、陶磁器類のみを受け入れている。	【概要】 高山町後田に一般廃棄物最終処分場を設置している。  一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、ブロック等を埋め立て処分している。	現行のとおり、新町に引継ぐ。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
3. 廃棄物処理 計画	<p>【概要】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条1項に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域による一部事務組合で策定している一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</li> <li>2 内之浦町一般廃棄物処理計画</li> <li>3 容器包装廃棄物に係わる分別収集計画</li> <li>4 内之浦町生活排水処理基本計画</li> </ol>	<p>【概要】</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>【計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</li> <li>2 高山町一般廃棄物処理実施計画</li> <li>3 容器包装廃棄物に係わる分別収集計画</li> <li>4 高山町生活排水処理基本計画</li> </ol>	<p>現在の廃棄物処理計画を廃止し、合併後に住民サービスに配慮しながら新たな計画を策定する。</p>

## 容器包装リサイクル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 . 6 . 1 6 法律 1 1 2）

（目的）

第 1 条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の原料及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（市町村分別収集計画）

第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 . 1 2 . 2 5 法律 1 3 7）

（目的）

第 1 条 この法律は廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

廃棄物処理計画（例：内之浦町）

### 一般廃棄物（ごみ）広域処理計画基本構想

#### 第 5 章 ごみ処理計画

##### 第 1 節 ごみ処理計画の基本方針

肝属地区の関係市町において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物（ごみ）の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれ役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示した「分別収集計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を段階的に実施もしくは実施予定である。

今後は、「容器包装リサイクル法」の完全施行や、「家電リサイクル法」の施行に伴い分別項目の見直しが必要になってきている。

本章では、上記のことを踏まえ、肝属におけるごみ処理の基本方針を以下の用に定める。

ごみの衛生処理を促進するとともに、減量及び減容化を図ることを基本課題とし、そのために中間処理施設として減容効果が大きく期待できる可燃ごみについては、焼却処理とし、併せて住民、事業者、行政との協力、交流の中に資源ごみの回収を含めたごみの減量化を実現していくとともに、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの分別排出の徹底や、コンポスト容器の普及に努めるものとする。

また、これらを実現し、ごみ処理行政を円滑に運営するために収集・運搬の合理化、中間処理施設の検討、最終処分場の確保、運営上での環境保全、地域との調和を図っていく。

以下省略

## 平成16年度内之浦町一般廃棄物処理実施計画

平成16年4月  
内之浦町住民課

### 1、策定の意義及び目的

近年、経済活動の拡大により、住民生活の営みが豊かになる一方で、環境に必要以上の負荷を与えた結果、地球温暖化など地球規模で環境問題が深刻化している。

また、廃棄物に関しては、排出量の増大や質の多様化をもたらし、更にごみの焼却に伴うダイオキシン類の発生、最終処分場の確保難、不法投棄の増大など様々な問題が指摘されている。

これらの問題を解決するためには、従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図る必要がある。

肝属地区一般廃棄物処理組合で平成13年3月に作成された一般廃棄物処理基本計画に基づき、本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3により、平成16年度一般廃棄物処理実施計画を策定する。

### 2、基本的な考え方

循環型社会の形成を構築するため、年々増加する廃棄物に対する住民意識の高揚を図り、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不適正処理防止、その他環境への負荷の低減に配慮しつつ再利用、資源化による再生利用など循環的利用を行い、実行ある廃棄物・リサイクル対策を計画的に推進することとし、以下に掲げる基本的な考え方に基づき、国、県、事業者及び住民の協力のもと、施策を計画的に推進する。

尚、15～16年度、鹿児島県緊急地域雇用創出特別基金事業として「不法投棄廃棄物対策事業」を実施し、「ごみマップ」の作成を行い、その撤去を進め環境美化に努める。

#### ○排出抑制、減量化、資源リサイクルの推進

容器包装廃棄物や特定家庭用機器廃棄物などリサイクル法対象物の再商品化を促進するとともに、町民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の低減を図るよう住民に対する普及啓発に努める。

リサイクルについては、容器包装リサイクル法対象品目のスチール缶、アルミ缶、段ボール、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、ペットボトル、その他プラスチック、白色トレイ、飲料用紙パック、紙箱・包装紙等の分別収集に加え、新聞・チラシ、雑古紙の分別収集を実施している。

2市9町で造る肝属地区一般廃棄物処理組合で現在、焼却施設建設計画を検討中であるが、最終処分場の確保の困難等を考慮し、ごみの排出抑制ため、生ごみについては各町堆肥化など資源化等による処理方法とすることを基本計画としている。

現在、内之浦町では家畜ふん尿の処理と堆肥の有効利用を図るため、堆肥化処理施設の建設を進めている。

これに合せ、資源の有効利用の観点からも家庭から排出される生ごみを堆肥センターで堆肥化処理できるように努め、資源循環型社会を推進する。（生ごみは堆肥センター稼働に合せ堆肥化を目指す）

#### ○廃棄物の適正処理及び施設整備の推進

廃棄物の適正処理体制を確保するため、「肝属東部清掃組合」及び「肝属地区一般廃棄物処理組合」の基本方針に基づき高度な焼却施設の整備を推進する。



○普及啓発及び一般廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

一般廃棄物処理施設の信頼性・安全性に対する地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

3、計画の期間 平成16年4月1日 から 平成17年3月31日までとする。

以下省略

## 内之浦町分別収集計画

平成15年4月1日

### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 関係者が一体となった快適なまちづくり
- (2) ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- (3) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- (4) 町民・事業者・行政が一体となった排出抑制・資源化の促進
- (5) 容器包装廃棄物以外の資源化を促進

### 3 計画期間

本計画の計画期間は平成15年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、無色ガラス、茶ガラス、その他のガラス、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装及びその他の資源物（新聞紙、雑古紙）を対象とする。

以下省略

先進事例

協議会名	内 容
日置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理計画については、新市において策定する。</li> <li>2 一般廃棄物収集運搬業務委託については、新市の契約規則に則り決定する。</li> <li>3 特定家庭用機器廃棄物収集運搬業務については、基本的には家電販売店の対応とする。</li> <li>4 吹上町ごみステーション設置事業については、廃止する。</li> <li>5 最終処分場については、新市に現状のまま引き継ぐ。なお、最終処分場からの浸出水の水質検査については、継続して実施する。</li> <li>6 ごみの処理施設の整備については、現状のまま新市に引き継ぎ、利用方針については検討する。</li> <li>7 資源ごみの収集方法については、平成18年3月までにコンテナ収集に統一する。</li> <li>8 ごみの排出・分別の種類・運搬体制については、新市において統一する。</li> <li>9 ごみの分別指導員を新市においても設置する。</li> <li>10 一般家庭用ごみ袋の販売については、新市においては、小売店等に販売委託を行う。</li> <li>11 一般廃棄物の収集袋については、大と小の2種類とし、大は25円、小は15円とする。</li> </ol>
指宿地区4市町	<p>ごみ処理事業関係の取扱い ごみの収集体系</p> <p>可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき調整する。生ごみの収集については、合併時に調整する。</p> <p>ごみの分別 ごみの分別については、当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理基本計画及び市町村分別収集計画に基づき調整する。ただし、生ごみについては、合併時に調整する。</p> <p>ごみの収集方法については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>指定ごみ袋については、当分の間は現行のとおりとし、新市において速やかに統一できるよう調整に努めるものとする。なお、残存する旧市町のごみ袋についても、統一後も使用することができるものとする。</p> <p>一般廃棄物処理業許可については、指宿市の制度を適用する。</p> <p>生ごみ処理機等購入補助については、指宿市の制度を適用する。</p>
川薩地区	<p>ごみ処理関係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。</li> <li>(2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。</li> <li>(3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>(5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>(6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。</li> <li>(7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。</li> </ol>

環境対策事業について

環境対策事業について、次のとおり提案する。

環境対策事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、新町においても事業の充実を図り、次のとおり調整する。

- 1．環境美事業（クリーン作戦）については引き続き実施する。
- 2．環境に関する苦情処理，その他諸制度は新町に引き継ぐ。
- 3．合併処理浄化槽設置整備補助事業は高山町の例により統一する。
- 4．公営墓地については現行どおりとし、新町に引き継ぐ。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	37. 環境対策事業	関係項目	
調整方針	<p>環境対策事業の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、新町においても事業の充実を図り、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境美化事業(クリーン作戦)については引き続き実施する。</li> <li>2. 環境に関する苦情処理、その他諸制度は新町に引き継ぐ。</li> <li>3. 合併処理浄化槽設置整備補助事業は高山町の例により統一する。</li> <li>4. 公営墓地については現行どおりとし、新町に引き継ぐ。</li> </ol>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
1. 環境美化事業	<p>【目的】 快適で明るく住みよい内之浦をつくるため、町民総ぐるみで国道沿いの空き缶等回収クリーン作戦を実施する。</p> <p>【事業概要】 町民総参加クリーン作戦 (住民課環境衛生担当)</p> <p>毎年1回内之浦町衛生自治連絡協議会が主催で、各振興会長(衛生普及員)を中心に、各種団体の協力も得ながら全町民への参加を呼びかけ国道沿いの空き缶等のごみ拾いを実施している。</p>	<p>【目的】 ごみの不法投棄に関して、全町的に環境保全及び青少年の健全育成の一環として実施する。</p> <p>【事業概要】 高山川クリーン作戦 (建設課担当)</p> <p>毎年1回高山町青少年の育成を推進する会が主催で、全住民の参加を呼びかけ、高山川流域堤防のごみ拾いを実施している。</p> <p>肝属川河口海岸清掃活動 肝属川水系水質汚濁防止連絡協議会主催。 国土交通省・鹿児島県・肝属川流域の各市町村が「海岸清掃隊」隊員募集を広く県民に呼びかける。</p>	<p>現行のとおり、引き続き実施するが、担当部署(内之浦町住民課：衛生自治連絡協議会、高山町建設課)については、合併までに調整する。</p>
2. 苦情処理	<p>【苦情処理件数】 平成15年度 10件</p> <p>【主な苦情内容】 不法投棄、悪臭等、現状を調査し、発生源が判明すれば原因者に改善、中止するよう指導。改善状況の確認。</p>	<p>【苦情処理件数】 平成15年度 22件</p> <p>【主な苦情内容】 不法投棄、悪臭、煤煙等、現状調査し、発生源が判明すれば原因者に改善、中止するよう指導。改善状況を確認。</p>	<p>現行のとおりとする。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容																
	内之浦町	高山町																	
3. 合併処理浄化槽設置整備補助事業	<p>【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公共水域の水質保全を目的とする。</p> <p>【設置基数】 (H6年度～H15年度 323 基)</p> <p>【補助金額】</p> <table> <tr> <td>5人槽</td> <td>354千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519千円</td> </tr> <tr> <td>単独浄化槽撤去費</td> <td>100千円</td> </tr> </table>	5人槽	354千円	6～7人槽	411千円	8～10人槽	519千円	単独浄化槽撤去費	100千円	<p>【事業の目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>【設置基数】 (H8年度～H15年度 706 基)</p> <p>【補助金額】</p> <table> <tr> <td>5人槽</td> <td>432千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>485千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>587千円</td> </tr> <tr> <td>単独浄化槽撤去費</td> <td>100千円</td> </tr> </table>	5人槽	432千円	6～7人槽	485千円	8～10人槽	587千円	単独浄化槽撤去費	100千円	<p>合併処理浄化槽は、国庫補助制度を念頭に、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、補助金交付要綱等については、高山町の例による。</p>
5人槽	354千円																		
6～7人槽	411千円																		
8～10人槽	519千円																		
単独浄化槽撤去費	100千円																		
5人槽	432千円																		
6～7人槽	485千円																		
8～10人槽	587千円																		
単独浄化槽撤去費	100千円																		
4. 公営墓地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 墓地の使用許可、返還、維持管理</li> <li>2 名称 城山公園墓地</li> <li>3 所在地 内之浦町南方1315番地の2</li> <li>4 許可年月日 昭和44年5月27日</li> <li>5 面積 18,445㎡</li> <li>6 全体の区画数 530基 現在の使用区画数 393基</li> <li>7 使用料 4,500円 年間管理料 無料</li> </ol>		<p>現行のとおり新町へ引継ぐ。 管理条例は内之浦町の例による。</p>																

## 高山町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 8 年 4 月 1 日

要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高山町が交付する小型合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。

(2) 小型合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する 10 人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90% 以上及び放流水の BOD<sub>20</sub>mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽法第 13 条の規定により建設大臣の型式認定を受け、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 1 0 月 3 0 日付け衛浄第 3 4 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合するものをいう。

(3) 単独処理浄化槽

し尿を処理する浄化槽であって、BOD 除去率 65% 以上及び放流水の BOD<sub>90</sub>mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽法第 1 項の構造基準によるものをいう。

(4) 専用住宅

主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 町長は、町内全域において専用住宅に国庫補助指針に適合する小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出書の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に基づく承認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者

(2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者

(3) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で小型合併処理浄化槽を設置する者

(補助金額)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、補助金の額は別表第 1 の 1 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の 2 欄に定める額とする。ただし、既設の単独処理浄化槽を撤去して小型合併処理浄化槽を設置する(建築物の建替による場合を除く)者に対する補助金の額は、同表の 3 欄に定める額とする。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助金額の算定

1 人槽区分	2 第 4 条に係る補助額	3 第 4 条ただし書に係る補助額
5 人槽	432,000 円	532,000 円
6~7 人槽	485,000 円	585,000 円
8~10 人槽	587,000 円	687,000 円

## 内之浦町公園墓地設置及び管理条例

昭和 42 年 12 月 28 日  
条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町が所有管理する公園墓地(以下「墓地」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 墓地の名称は、城山公園墓地と称し、内之浦町大字南方字仁田山塩入 1315 番の 2 に置く。

(使用の許可)

第 3 条 墓地を使用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。

(使用面積)

第 4 条 墓地の使用は、1 戸又は 1 世帯につき 1 箇所とし、その面積は 7.5 平方メートル以内とする。

(墓地への埋葬)

第 5 条 墓地は、焼骨でなければ埋葬することができない。ただし、非常の場合又は町長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第 6 条 墓地の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収及び減免分割納入)

第 7 条 使用料は、使用許可の際これを徴収する。

2 町長は、使用料を納入する資力がないと認めるときは、使用料を減免し、又は 1 年限りで分割納入させることができる。

(墓地内の施設物等)

第 8 条 墓地内に墓碑、墓標、形像類、土留石、納骨室及び生垣類(以下「施設物等」という。)以外の施設は、許さない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項の施設等については、次の各号に掲げる制限を超えてはならない。

(1) 土留の高さは、30 センチメートル

(2) さく欄の高さは、100 センチメートル

(3) 墓碑、墓標の高さは、200 センチメートル

(4) 樹木(かん木に限る。)の高さは、150 センチメートル

(施設等の改造及び地形変更の許可)

第 9 条 施設物等の改造及び修理並びに墓地の地形を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(危険な施設物等の補修及び撤去)

第 10 条 使用者は、常に墓地内の施設物等の維持管理に努め、施設物等に危険のおそれがあるときは、使用者が直ちに補修し、又は撤去しなければならない。

2 町長は、施設物等で危険のおそれがあると認めるときは、使用者に対してその補修又は撤去を命ずることができる。

(使用権の売買の禁止)

第 11 条 墓地の使用権は、売買、譲渡又は貸与することができない。

(使用権の継承)

第 12 条 墓地の使用権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰するものが継承する。

(墓地の返還)

第 13 条 使用者は、使用墓地が不用となったときは、原形に復し、速やかに町長に返還しなければならない。

(町の事業に係る墓地の返還等)

第 14 条 墓地経営又は町の事業施行上やむを得ないときは、町長は 6 月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた使用者に対し、町長は換地を交付し、又は既納使用料を還付し、相当と認める移転料を補償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 15 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けてから 5 年の間使用しないとき。

(2) 墓地を埋葬の目的以外に使用したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第 16 条 前条の規定により町長が許可を取り消したときは、使用者は、速やかにその場所を原形に復し、町長に返還しなければならない。

2 使用者が前項の措置を行わないときは、町長がこれを行う。

3 前 2 項の措置により生ずる経費は、使用者の負担とする。

(使用料の還付)

第 17 条 既納の使用料は、第 14 条第 2 項のほか、町長が特に必要と認めた場合以外は還付しない。

(罰則)

第 18 条 町長は、この条例に違反し、又は許可なく墓地を使用した者に対して 5 万円以下の過料を科することができる。

2 前項の規定により過料を科する者に対しては、町長は、第 6 条に定める使用料を追徴し、改葬を命ずることができる。

附 則

この条例は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第 6 条関係)

墓地使用料

新規申込みの場合	町の改葬移転による場合
1 平方メートルについて 600 円	無料



先進事例

協議会名	内 容
日置	<p>環境対策事業の取扱いについては、各町のこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。</p> <p>(1)環境基本計画については、伊集院町の例により新市において策定 する。</p> <p>(2)環境審議会については、伊集院町の例により新市において設置する。</p> <p>(3)防疫関係事業については、新市に引き継ぎ、実施方法や体制については新市において調整する。</p> <p>(4)生ごみ処理機購入費補助については、新市においても継続して実施する。ただし、助成額は、電気式25,000円、その他は2,000円を上限とする。</p> <p>(5)ごみの資源化については、新市においても継続して実施する。 また、容器包装リサイクルを推進し、対象品目の分別や収集の方法については、ごみ処理の体制等あわせて検討する。</p> <p>(6)火葬場の手数料(利用料)については、住民負担の公平の観点から合併時までに調整に努める。</p> <p>(7)各種公害法令に基づく届出については、東市来町と伊集院町の環境保全条例を参考に整備し、新市に引き継ぐ</p> <p>(8)病虫害等駆除対策については、新市に引き継ぐ。また病虫害等の駆除については、スプレー等の薬剤を配布する。</p> <p>(9)廃品回収補助金については、新市において近隣市町村の動向を調査し、調整する。</p> <p>(10)海がめ保護事業については、新市に引き継ぐ。保護監視の委託については、当分の間、従来どおり地域の団体等に委託する。</p>
川薩地区	<p>1、各市町村が有する最終処分場は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2、衛生自治団体連合会は、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>3、環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>4、環境に関する計画(環境基本計画) は、川内市の例を基本として、合併後三年以内を目途に策定する。</p> <p>5、環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。</p> <p>6、火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>7、公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．消防団は、合併までに統合し、消防団の組織、活動範囲等運用については、合併までに調整する。
- 2．消防団員の報酬、費用弁償、各種手当等については、合併までに統一する。
- 3．消防施設及び資機材については、新町に引き継ぐ。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	3 9 消防団の取扱い	関係項目	
調整方針	消防団の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 消防団は、合併までに統合し、消防団の組織、活動範囲等運用については、合併までに調整する。 2. 消防団員の報酬、費用弁償、各種手当等については、合併までに統一する。 3. 消防施設及び資機材については、新町に引き継ぐ。		

協議項目	現		況		具体的調整内容
	内之浦町		高山町		
消防組織機構	<b>【消防組織】</b>		<b>【消防組織】</b>		消防団は、合併までに統合し、消防団の組織、活動範囲等運用については、合併までに調整する。
	町長	分団数 3分団	町長	分団数 14分団	
	団長 1名	定員 140名	団長 1名	定員 305名	
	副団長 1名	実員 109名	副団長 2名	実員 288名	
	本部部長 1名		本部部長 2名		
	北方分団		東部分団		
	団員数：定員 35名	実員 29名	団員数：定員 35名	実員 32名	
	地域：北方地区		地域：新富地区		
	構成：分団長 1名	副分団長1名	構成：分団長 1名	副分団長 1名	
	部長 1名	班長 5名	部長 1名	班長 4名	
団員 21名		団員 25名			
中央分団		西部分団			
団員数：定員 50名	実員 40名	団員数：定員 35名	実員 30名		
地域：南方地区		地域：前田地区			
構成：分団長 1名	副分団長1名	構成：分団長 1名	副分団長 1名		
部長 1名	班長 5名	部長 1名	班長 4名		
団員 32名		団員 23名			
岸良分団		有明分団			
団員数：定員 55名	実員 40名	団員数：定員 16名	実員 15名		
地域：岸良地区		地域：有明地区			
構成：分団長 1名	副分団長1名	構成：分団長 1名	副分団長 1名		
部長 2名	班長 9名	部長 1名	班長 3名		
団員 27名		団員 9名			
		波見分団			
		団員数：定員 25名	実員 25名		
		地域：波野地区			
		構成：分団長 1名	副分団長 1名		
		部長 1名	班長 5名		
		団員 17名			
		野崎分団			
		団員数：定員 18名	実員 18名		
		地域：野崎地区			
		構成：分団長 1名	副分団長 1名		
		部長 1名	班長 3名		
		団員 12名			
		津曲分団			
		団員数：定員 16名	実員 16名		
		地域：野崎地区			
		構成：分団長 1名	副分団長 1名		
		部長 1名	班長 2名		
		団員 11名			
		下之門分団			
		団員数：定員 23名	実員 22名		
		地域：新富地区			
		構成：分団長 1名	副分団長 1名		
		部長 1名	班長 4名		
		団員 15名			
		下住分団			
		団員数：定員 16名	実員 16名		
		地域：前田地区			
		構成：分団長 1名	副分団長 1名		
		部長 1名	班長 2名		
		団員 11名			

協議項目	現況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
		宮下分団 団員数：定員 20名 実員 20名 地域：宮富地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 4名 団員 13名 富山分団 団員数：定員 16名 実員 13名 地域：宮富地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 3名 団員 7名 論地分団 団員数：定員 16名 実員 13名 地域：前田地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 2名 団員 8名 後田分団 団員数：定員 30名 実員 30名 地域：後田地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 5名 団員 22名 本城分団 団員数：定員 18名 実員 17名 地域：本城地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 2名 団員 12名 川上分団 団員数：定員 16名 実員 16名 地域：川上地区 構成：分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 2名 団員 12名	
消防団の諸行事	<b>【内之浦町消防団諸行事】</b> 4月 班長以上幹部会 5月 防災点検 操法訓練（隔年） 水防訓練視察 6月 操法訓練（隔年） 団員研修 親睦スポーツ大会（隔年） 8月 災害用「土のう」作成訓練 10月 分団長以上幹部会 11月 秋の火災予防運動に伴う訓練 防火パレード 12月 班長以上幹部会 年末警戒 1月 出初式予行訓練 出初式 ドヤドヤサー警備 2月 分団長以上会 3月 春の火災予防運動に伴う訓練  <b>【県消防協会諸行事】</b> 4月 消防慰霊祭 消防表彰式・消防大会  <b>【県消防協会肝属支部】</b> 4月 支部総会 7月 支部操法大会（隔年） 支部研修（隔年）	<b>【高山町消防団諸行事】</b> 4月 分団長会 5月 水門等操作管理研修会 災害危険箇所点検 総合防災訓練（3年に1回） 6月 町操法大会（2年に1回） 7月 支部操法大会（2年に1回） 8月 県操法大会（2年に1回） 10月 町消防団幹部研修 11月 秋の全国火災予防運動 12月 年末訓練及び出初式予行 年末警戒 1月 出初め式 3月 春の全国火災予防運動  <b>【県消防協会行事】</b> 同左	合併後、新組織で調整する。

協議項目	現 況		具体的調整内容																																																													
	内之浦町	高山町																																																														
教育訓練	<p>【概要】</p> <p>4月 消防学校 新入団員若しくは未入校の団員</p> <p>6月 消防学校 新幹部団員</p> <p>7月 災害用「土のう」作成訓練</p> <p>11月 秋の火災予防運動に伴う分署分団合同訓練 防火パレード</p> <p>12月 年末警戒</p> <p>1月 消防出初式予行訓練 消防出初式</p> <p>3月 春の火災予防運動に伴う分署分団合同訓練 山火事防禦訓練</p> <p>通常ポンプ点検等 月2回</p>	<p>【概要】</p> <p>9月 非常呼集訓練（各分団）</p> <p>12月 夜間警戒</p> <p>1月 出初式</p> <p>3月 非常呼集訓練（各分団）</p> <p>機械器具点検 2・3回/月</p> <p>その他各種訓練</p>	合併後新組織で調整する。																																																													
消防団人事・報酬・手当	<p>内之浦町消防団条例第12条により支給</p> <table border="0"> <tr><td>団長</td><td>年額</td><td>138,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>年額</td><td>94,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>年額</td><td>73,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>年額</td><td>45,500円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>年額</td><td>42,500円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>年額</td><td>40,500円</td></tr> </table> <p>毎年12月及び3月に支給</p> <p>【費用弁償】</p> <table border="0"> <tr><td>風水害</td><td>5,200円/回</td></tr> <tr><td>火災</td><td>5,200円/回</td></tr> <tr><td>特別警戒</td><td>5,200円/回</td></tr> <tr><td>訓練・警戒</td><td>5,000円/回</td></tr> <tr><td>出会</td><td>5,000円/回</td></tr> </table> <p>【旅費】</p> <p>職員と同額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当 2,100円</li> <li>・宿泊料 9,500円</li> </ul>	団長	年額	138,000円	副団長	年額	94,000円	分団長	年額	73,000円	副分団長	年額	52,500円	部長	年額	45,500円	班長	年額	42,500円	団員	年額	40,500円	風水害	5,200円/回	火災	5,200円/回	特別警戒	5,200円/回	訓練・警戒	5,000円/回	出会	5,000円/回	<p>高山町消防団条例第12条により支給</p> <table border="0"> <tr><td>団長</td><td>年額</td><td>152,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>年額</td><td>99,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>年額</td><td>77,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>57,500円</td></tr> <tr><td>本部部長</td><td>年額</td><td>57,500円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>年額</td><td>48,500円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>年額</td><td>44,500円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>年額</td><td>42,500円</td></tr> </table> <p>毎年10月・4月に2回支給</p> <p>【費用弁償】</p> <table border="0"> <tr><td>水・火災出動</td><td>5,200円/回</td></tr> <tr><td>警戒</td><td>5,200円/回</td></tr> <tr><td>訓練</td><td>4,700円/回</td></tr> </table> <p>毎年10月・4月に2回支給</p> <p>【旅費】</p> <p>同左</p>	団長	年額	152,000円	副団長	年額	99,000円	分団長	年額	77,000円	副分団長	年額	57,500円	本部部長	年額	57,500円	部長	年額	48,500円	班長	年額	44,500円	団員	年額	42,500円	水・火災出動	5,200円/回	警戒	5,200円/回	訓練	4,700円/回	高山町の例による。
団長	年額	138,000円																																																														
副団長	年額	94,000円																																																														
分団長	年額	73,000円																																																														
副分団長	年額	52,500円																																																														
部長	年額	45,500円																																																														
班長	年額	42,500円																																																														
団員	年額	40,500円																																																														
風水害	5,200円/回																																																															
火災	5,200円/回																																																															
特別警戒	5,200円/回																																																															
訓練・警戒	5,000円/回																																																															
出会	5,000円/回																																																															
団長	年額	152,000円																																																														
副団長	年額	99,000円																																																														
分団長	年額	77,000円																																																														
副分団長	年額	57,500円																																																														
本部部長	年額	57,500円																																																														
部長	年額	48,500円																																																														
班長	年額	44,500円																																																														
団員	年額	42,500円																																																														
水・火災出動	5,200円/回																																																															
警戒	5,200円/回																																																															
訓練	4,700円/回																																																															
任免	<p>【任用】</p> <p>消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>(2) 年齢18歳以上の者</p> <p>(3) 志操堅固でかつ身体強健な者</p>	<p>【任用】</p> <p>消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者</p> <p>(2) 年令18歳以上の者</p> <p>(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	合併時に調整する。																																																													
公務災害補償	<p>【公務災害補償】</p> <p>団員が、公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害となった場合においては、その団員若しくはその者の遺族又は被扶養者に対し損害を補償する</p> <p>2 公務災害の補償の類及び支給方法については、鹿児島県市町村消防補償等組合補償条例による</p> <p>福祉共済 1人3,000円（町負担）</p>	同左	新町において加入する。																																																													

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
賞じゅつ	消防団に対する賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与  殉職者賞じゅつ金 490万円～2,520万円 殉職者特別賞じゅつ金 3,000万円 障害者賞じゅつ金 第1級 490万円以上 2,060万円以下 第2級 460万円以上 1,550万円以下 第3級 410万円以上 1,360万円以下 第4級 360万円以上 1,210万円以下 第5級 310万円以上 1,030万円以下 第6級 280万円以上 900万円以下 第7級 230万円以上 760万円以下 第8級 190万円以上 640万円以下	同左	現行のとおり、新町に引き継ぐ。
退職報償金	<b>【退職報償金】</b> 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する 2 退職報償金の額及び支給方法については、鹿児島県市町村消防補償等組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例による  <b>【退職報償金支給額】</b> 平成15年度（単位：千円） 団長 5～10 187,000円 20～25 542,000円 10～15 292,000円 25～30 727,000円 15～20 407,000円 30～ 927,000円 副団長 5～10 177,000円 20～25 482,000円 10～15 277,000円 25～30 657,000円 15～20 377,000円 30～ 857,000円 分団長 5～10 167,000円 20～25 457,000円 10～15 262,000円 25～30 607,000円 15～20 357,000円 30～ 797,000円 副分団長 5～10 162,000円 20～25 422,000円 10～15 247,000円 25～30 572,000円 15～20 332,000円 30～ 757,000円 部長・班長 5～10 152,000円 20～25 382,000円 10～15 227,000円 25～30 512,000円 15～20 302,000円 30～ 682,000円 団員 5～10 142,000円 20～25 357,000円 10～15 212,000円 25～30 467,000円 15～20 282,000円 30～ 637,000円	同左	新町において加入する。
被服等の貸与	消防団の制服については、国家消防庁の定める準則による  被服貸与状況 制服・制帽（分団長以上）  冬作業服 1着 夏作業服 1着 アポロキャップ 1個 ネクタイ 1本 バンド 2本 半長靴 1足 法被（上衣） 1着	消防団員には次の被服等を貸与する 制服 1着（上下） 制帽 1個 分団長以上  作業服 1着（上下） 作業帽 1個 盛夏服 1着（上下） 盛夏帽 1個 ネクタイ 1本 バンド 2本（作業服・盛夏服用） 半長靴 1足	合併後、統一する。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
表彰	<p>日本消防協会・鹿児島県消防協会・肝属地区消防協会・鹿児島県知事表彰は各団体の規定のとおり</p> <p>【町長表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良団員賞</li> <li>・20年勤続団員の妻表彰</li> <li>・消防協力者表彰</li> </ul>	<p>日本消防協会・鹿児島県消防協会・肝属地区消防協会・鹿児島県知事表彰は各団体の規定のとおり</p> <p>【町長表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年勤続団員</li> <li>・20年勤続団員妻</li> <li>・30年勤続団員妻</li> </ul>	<p>合併後、新町において調整する。</p>
消防団施設・機械	<p>分団車庫3箇所（北方・中央・岸良）</p> <p>【消防車両】</p> <p>（北方分団） 消防ポンプ車・小型動力ポンプ付積載車</p> <p>（中央分団） 消防ポンプ車・小型動力ポンプ付積載車</p> <p>（岸良分団） 消防ポンプ車・小型動力ポンプ付積載車</p> <p>主に消防庁補助金で整備している。</p>	<p>消防団詰所・消防車両</p> <p>（本部） 車両 本部車，軽積載車</p> <p>（東部分団） 詰所 1箇所 車両 消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付軽積載車</p> <p>（西部分団） 詰所 1箇所 倉庫 1箇所 車両 消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付軽積載車</p> <p>（有明分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（波見分団） 詰所 1箇所 車両 消防ポンプ自動車</p> <p>（野崎分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（下之門分団） 詰所 2箇所（下之門・池之園） 車両 消防ポンプ自動車（下之門） 小型動力ポンプ積載車（池之園）</p> <p>（下住分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（宮下分団） 詰所 1箇所 車両 消防ポンプ自動車</p> <p>（富山分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（論地分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（後田分団） 詰所 1箇所 車両 消防ポンプ自動車</p> <p>（本城分団） 詰所 1箇所 車両 小型動力ポンプ積載車</p> <p>（川上分団） 詰所 1箇所 車両 消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ積載車</p>	<p>新町に引き継ぐ。</p>

## 消防団の取扱いに関する法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

### 第3章自治体の機関

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

(省略)

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

消防団の階級準則（昭和39年消防庁告示第5号）

消防組織法第15条の6第2項の規定に基づき、消防団員の階級準則を次のように定める。

### 消防団員の階級準則

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

第2条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。



## 県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<p>5町の消防団については次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1)合併時に統合し、現役団員は新市消防団員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2)分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。</p> <p>(3)消防団員の報酬、費用弁償、各種手当等については、合併時までに調整し統一する。</p> <p>(4)任免、服務、階級については、合併時に統一する。</p> <p>(5)消防施設及び資機材については、新市にそのまま引き継ぐ。</p> <p>(6)消防団員の貸与品については、新市に引き継ぐ。</p>
指 宿 地 区 4 市 町	<p>1 4市町の消防団は合併時に統合する。</p> <p>2 4市町の消防団の団員である者については、新市に引継ぐものとする。また、分団等の組織については、現行の組織を基本にしつつ、合併時に再編成する。</p> <p>3 定員については、合併後に、実情を勘案し、段階的に調整する。</p> <p>4 配備車両等は、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>5 報酬区分及び報酬額については、現行の額を基本にして合併後に調整する。</p> <p>6 加算額については、運転手、機関要員、ラッパ要員の3区分とし、現行の額を基本にして合併後に調整する。</p> <p>7 費用弁償の支給区分及び費用弁償の額は、新市において調整する。</p>
川 薩 地 区	<p>1、消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整する。指揮命令系統についても、合併までに調整する。</p> <p>2、消防団員については、新市の消防団員として引き継ぐ。</p> <p>3、消防団施設、設備等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において施設整備計画を策定する。</p> <p>4、消防団員の報酬、手当等、被服貸与、任免、表彰制度については、合併までに調整する。</p> <p>5、消防団の諸行事については、地域の実情を考慮し、合併までに調整する。</p> <p>6、消防団無線については、現有施設を利用した連絡体制とし、合併後三年以内を目処に調整する。</p> <p>7、消防団に關係する公共的団体については、公共的団体等の取扱いによる。</p> <p>8、消防団に關係する補助金については、補助金・交付金等の取扱いによる。</p>
薩 摩 東 部 地 区	<p>3町の消防団については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1)合併時に統合し、現役団員は新町消防団員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2)分団等の組織については、当面現行のとおりとし、新町において作成する消防計画に基づき調整する。</p> <p>(3)消防団員の任免、報酬、費用弁償、教育訓練、行事等については、合併時までに調整する。</p> <p>(4)退職報償金及び賞じゅつ金については、宮之城町及び薩摩町の例により統一するものとする。</p> <p>(5)消防施設・設備については、新町に引き継ぐものとし、被服等については、統一するものとする。</p>
曾 於 南 部	<p>1 4町の消防団は合併時に統合する。</p> <p>2 4町の消防団員は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>4 団員の報酬、費用弁償等については、合併時までに調整し統一する。</p> <p>5 任免、服務、階級については、合併時に統一する。</p>
南 隅 地 域	<p>1 消防団については、合併時に統合し、現役団員は、新町消防団員として引き継ぐ。</p> <p>2 分団の組織については、当面、現行のとおりとし、新町の消防計画に基づき調整。</p> <p>3 報酬等は、合併時までに調整し、統一する。</p> <p>4 分団倉庫と消防車両等の消防施設設備及び消防団員の貸与品については、新町に引き継ぐ。</p> <p>5 消防団諸行事は、合併時に再編し、一元化する。</p>

商工・観光関係事業について

商工・観光関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．観光イベント等については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、経済波及効果及び地域住民の参画状況を勘案して調整する。
- 2．商工会、商工団体及び関係団体等については、合併後、各団体の協力と理解を得て、統合に向けた調整に努める。また、観光協会については、合併後、新町の全域を包括した団体とすべく育成に努める。
- 3．誘致企業等に対する減免・奨励金等の優遇措置については、合併までに高山町の例により調整する。
- 4．宿泊施設及び各種観光施設等の取り扱いについては、運営方法および維持管理等の取扱いに相違があるが、地域に定着していることから、当分の間、現行のとおりとし、合併後、類似施設間で連携し、調整に努める。
- 5．公園等に関する事務事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、効率的な運営及び維持管理体制の確立のため調整に努める。
- 6．公営駐車場管理については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	40.商工・観光関係事業	関係項目	
調整方針	<p>1. 観光イベント等については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、経済波及効果及び地域住民の参画状況を勘案して調整する。</p> <p>2. 商工会、商工団体及び関係団体等については、合併後、各団体の協力と理解を得て、統合に向けた調整に努める。また、観光協会については、合併後、新町の全域を包括した団体とすべく育成に努める。</p> <p>3. 誘致企業等に対する減免・奨励金等の優遇措置については、合併までに高山町の例により調整する。</p> <p>4. 宿泊施設及び各種観光施設等の取り扱いについては、運営方法および維持管理等の取扱いに相違があるが、地域に定着していることから、当分の間、現行のとおりとし、合併後、類似施設間で連携し、調整に努める。</p> <p>5. 公園等に関する事務事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、効率的な運営及び維持管理体制の確立のため調整に努める。</p> <p>6. 公営駐車場管理については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
1. 観光イベント等	銀河マラソン うちのうらロケット祭り きしら夏祭り 農林業祭	やぶさめ祭り 夏祭り花火大会 農業祭 本町八月踊り 波見・野崎・宮下・富山の棒踊り	当分の間、現行のとおりとし、合併後経済波及効果及び地域住民の参画状況を勘案して調整する。
2. 商工会、商工団体及び観光協会等	<b>【名称】</b> 内之浦町商工会 <b>【目的】</b> 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動 <b>【活動内容】</b> ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業、工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営、税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部、女性部 <b>【組織役員】</b> 会長1名・副会長2名・理事11名・監事2名・会員数140名・総商工業者247名 <b>【事務局構成】</b> 経営指導員1名・補助員1名・記帳職員1名	<b>【名称】</b> 高山町商工会 <b>【目的】</b> 「商工会法」に基づいて設立された公益法人で商工業者によって自主的に運営され地域の商工業の総合的な改善発達と、社会一般の福祉の増進に資することを目的に活動 <b>【活動内容】</b> ・経営改善普及事業 ・総合振興事業 ・商業、工業振興事業 ・金融対策事業 ・経営・税務対策事業 ・労務対策事業 ・青年部・女性部対策事業 ・福利厚生事業 ・商品券発行事業 <b>【組織役員】</b> 会長1名・副会長2名・理事12名・監事2名・会員数342名 <b>【事務局構成】</b> 事務局長1名・経営指導員2名・補助員2名・記帳職員2名	商工会及び商工団体等については統合に時間を要するため、各団体の理解と協力を得て将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
	内之浦町観光協会 【事業の目的】 町・民間観光関係機関が連携して広域的観光ネットワークの形成を推進し、地域の観光振興、活性化に寄与することを目的とする。		合併後、新町の全域を包括した団体とすべく育成に努める。
3. 企業誘致事業	過疎地域工業開発促進条例 (目的) 町内に工業を新設し、又は増設する者に対し、町税の課税免除を行うことにより、本町の工業の開発を促進し、もって住民福祉の向上及び雇用の増大に寄与することを目的とする。  (対象者) 対象要件を満たす企業の新設及び増設。 (優遇措置) 新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額を減免  (実績) 対象企業 3社 社員合計 44人	過疎地域産業開発促進条例 (目的) 町内に工業、ソフトウェア業に係る事業所若しくは旅館業を新設し、又は増設する者に対し、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を行うことにより、本町の産業の開発を促進し、もって住民福祉の向上及び雇用の増大に寄与することを目的とする。 (対象者) 対象要件を満たす企業の新設及び増設。 (優遇措置) 新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額を減免、または、事業開始の翌年度から3年度間を限度として固定資産税相当額の奨励金の交付。  (実績) 対象企業 3社 社員合計 251人	誘致企業等に対する減免・奨励金等の優遇措置については、合併までに高山町の例により調整する。
4. 宿泊施設、観光施設	コスモピア内之浦 叶岳ふれあいの森 温泉保養センター 湯の谷温泉	高山やぶさめ館 高山温泉ドーム	運営方法および維持管理等の取扱いに相違があるが、地域に定着していることから、当分の間、現行のとおりとし、合併後類似施設間で連携し、調整に努める。
5. 公園等	上床公園	【都市公園】 福留公園(児童公園) 丸岡公園(近隣公園) 大隅広域公園(広域公園) 城山公園(近隣公園、未開設)  【その他公園】 やぶさめの里総合公園 轟の滝 高山町鉄道記念公園 波見公園	公園等に関する事務事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後効率的な運営及び維持管理体制の確立のため調整に努める。

協議項目	現況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
6. 公営駐車場管理	<p>公共駐車場の管理については、商工会へ委託</p> <p>【場所】 内之浦町南方285番地4</p> <p>委託料 360,000円 使用料として 商工会より480,000円納入</p>	<p>【目的】 商店街振興を図るため、商店街を利用する住民の共同利用施設として設置 料金は無料</p> <p>【場所】 高山町新富127番地</p> <p>【事務内容】 毎年、公衆用トイレの浄化槽管理契約が必要 平成14年度 契約額73,685円</p>	<p>公共駐車場の使用料及び管理業務については、現行の通り新町に引き継ぐ。</p>

## 商工会法

### (地区)

**第7条** 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

### (市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

**第8条** 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。))にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

協議会名	内 容
日 置	<p>商工観光関係事業については、原則として新市に引き継ぎ、更なる事業の推進に努める。</p> <p>(1) 商工業については、各地域の商工業の振興につながるよう調整を図る。</p> <p>(2) 観光関係事業については、新市の観光資源を有効活用した広域的な観光振興を図る。</p> <p>(3) 観光イベントについては、それぞれが地域に密着したイベントであり、現行どおり新市に引き継ぎ従来どおり実施する。同種の行事については、新市発足後統合を検討する。</p> <p>(4) 温泉・保養施設については、現状のまま移行し、新市において適宜見直し、検討を図る。</p>
川 薩 地 区	<p>1、商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体別の確立を推進する。</p> <p>2、ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。</p> <p>3、企業誘致助成措置に関することについては、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>4、観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>5、観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>6、観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>7、観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体別の確立を推進する。</p> <p>8、川内ウオーターキーン・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>9、観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。</p> <p>10、宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の統合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>
薩摩東部地区	<p>商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保できるよう努めることとする。</p> <p>1. 商工業関係事業</p> <p>(1) 企業誘致推進本部については、合併時に廃止する。</p> <p>(2) 工業開発促進条例については、宮之城町の例により合併時に統一する。</p> <p>(3) 立地企業懇話会等については、宮之城町の例をもとに新町において新たな組織を再編する。</p> <p>(4) 中小企業振興資金融資事業及び商工業振興資金貸付金については、宮之城町の例により合併時に統一する。</p> <p>ただし、合併前に融資を受けた者は旧町の例による。</p> <p>なお、審議会については、鶴田町の例により新たに設置する。</p> <p>(5) TMO活動促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 観光関係事業</p> <p>(1) 各種イベントについては、それぞれの経緯等を尊重し、現行のとおり新町において実施する。</p> <p>ただし、秋まつりについては、新町での一体性を図るため合併後新町において調整する。</p> <p>(2) 物産展については、効果等十分な検討を行い、合併後新町において調整する。</p> <p>(3) 都城市との交流、観光大使、県ホテルを育てる会については、現行のとおりとする。</p> <p>(4) かぐや姫サミット7市町交流会議及び全国伝統地名(旧国名)市町村連絡会議については、関係市町村と協議のうえ、合併後新町において調整する。</p> <p>(5) 観光関連施設等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>施設管理については、現行のとおりとし、合併後新町において随時調整する。</p> <p>(6) ガラス振興協会については、現行のとおり新町に引き継ぎ、組織の再編を図る。</p>
始 良 西 部	<p>1 観光事業については、関係団体と連携し、新市の観光資源を有効に活用し観光振興を図る。</p> <p>2 各種イベント等については、歴史的経緯や実績を尊重し、新市においても引き続き支援するよう調整する。</p> <p>3 商工業については、関係団体と協力し各地域の商工業の振興を図るよう調整する。</p>
吉松町・栗野町	<p>1. 商工会については、各団体の実情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。</p> <p>2. 商工業者に対する現行の利子補給制度は廃止し、新町に移行後、新たに制度等を制定する。</p> <p>3. 吉松町商工業振興資金貸付基金及び栗野町商工業振興資金貸付金については、合併時に廃止する。</p> <p>4. 観光イベントについては、新町に移行後、関係機関等と協議し実施する。</p> <p>5. 吉松町小規模小売店舗の出店に関わる調整要綱については、廃止の方向で調整する。</p>

障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

- 1．国等の制度に基づいて実施している事業については、2町同一のため現行どおりとする。
- 2．障害者計画については、合併後新町において策定する。
- 3．精神障害者地域生活援助事業，精神障害者居宅介護等事業については、内之浦町の例により合併時に統合する。
- 4．身体障害者生活支援事業，地域療育活動助成事業については、合併時までに調整する。
- 5．身体障害者用自動車改造費助成については、内之浦町の例により合併時に統合する。
- 6．重度心身障害者医療費助成事業については、事業内容は同一であるが支払い方法が違いため高山町の例により合併時に統合する。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	41. 障害者福祉事業	関係項目	
調整方針	<p>1. 国等の制度に基づいて実施している事業については、2町同一のため現行どおりとする。</p> <p>2. 障害者計画については、合併後新町において策定する。</p> <p>3. 精神障害者地域生活援助事業、精神障害者居宅介護等事業については、内之浦町の例により合併時に統合する。</p> <p>4. 身体障害者生活支援事業、地域療育活動助成事業については、合併時まで調整する。</p> <p>5. 身体障害者用自動車改造費助成については、内之浦町の例により合併時に統合する。</p> <p>6. 重度心身障害者医療費助成事業については、事業内容は同一であるが支払い方法が異なるため高山町の例により合併時に統合する。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
1. 国等の制度に基づく事業	<p>(1) 支援費制度</p> <p>(2) 心身障害者扶養共済制度</p> <p>(3) 更生医療給付事業</p> <p>(4) 更生訓練費給付事業</p> <p>(5) 重度身体障害者日常生活用具給付事業</p> <p>(6) 重度障害児・者日常生活用具給付事業</p> <p>(7) 進行性筋萎縮症者療養給付事業</p> <p>(8) 身体障害者補装具給付事業</p> <p>(9) 身体障害児補装具給付事業</p> <p>(10) 特別障害者手当等</p>	同左	2町同一のため現行のとおりとする。
2. 障害者計画	平成10年3月策定	平成9年3月策定	合併後、新町において策定する
3. (1) 精神障害者地域生活援助事業	<p>地域において精神障害者グループホームでの生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を助長する。</p> <p>【概要】 事業を行う者として、(社)鹿児島精神衛生協会を指定し、国の基準に基づいて事業所へ運営費を補助する。</p> <p>【負担割合】県3/4 町1/4</p>	対象者がいないため未実施。	内之浦町の例により合併時に統合する。
(2) 精神障害者居宅介護等事業	<p>精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事及び身体の清潔の保持の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、福祉の増進を図る。</p> <p>【概要】 県に届け出た精神障害者居宅介護等事業所が町へ指定申請を行い、町が指定した事業所に補助する。</p> <p>【負担割合】県3/4 町1/4</p>	対象者がいないため未実施。	



協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
4. (1) 身体障害者生活支援事業	<p>身体障害者生活支援事業は、広域(2市9町)で実施している。現在は、吾平町が社会福祉法人岳風会と委託契約を締結し、その他の市町は吾平町と契約を締結し、吾平町へ負担金を納入する。</p> <p>【業務内容】  (1) 支援費制度等の利用援助  (2) 社会資源を活用するための支援  (3) 社会生活力を高めるための支援  (4) ピアカウンセリングに関すること  (5) 専門機関の紹介に関すること</p>	同左	2町同一であるが、広域で実施しているため、近隣市町の動向を見ながら合併時まで再編する。
(2) 地域療育活動助成事業	<p>・児童デイサービス(心身障害児通園事業)  平成15年度より当該事業は支援費制度へ移行したものの、支援費制度においては、利用児童(回)数によって支援費の額が決定されるため、現状では大幅な事務費・事業費の減収になり、職員体制を維持することが難しく、子どもの安全確保、発達保障のできる療育の場の確保が困難な状況があることから、一定額に満たない事務費・事業費について事業所を利用している市町で支援する。</p> <p>事業所……「めぶき園」</p>	同左	2町同一であるが、広域で実施しているため、近隣市町の動向を見ながら合併時まで再編する。
5. 身体障害者用自動車改造費助成事業	<p>身体障害者が自動車を取得し自らが運転する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会活動参加の助長促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業概要】  身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部(10万円を限度)を助成</p> <p>【対象者】  身体障害者手帳の交付を受けている者  本町の住民票に記載されている者  所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限額を超えない者  自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする者</p>	なし	内之浦町の例により合併時に統合する。
6. 重度心身障害者医療費助成事業	<p>重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉向上に資する。</p> <p>【対象者】  判定機関でIQ35以下と判定された知的障害者  1～2級の身体障害者手帳保持者  3級の身体障害者手帳を保持し、かつ判定機関で、知的障害者と判定されたIQ50以下の者</p> <p>【助成額】  保険給付等に係る一部負担金の全額  支給方法  随時伝票起票  提出日から2週間後に会計窓口受取</p> <p>【負担割合】  県1/2 町1/2</p>	同左	事業内容は2町同一のため現行どおりとするが、支給方法については、高山町の例により合併時に統合する。

# 障害者福祉に関する法令

身体障害者福祉法（昭和24年12月26日 法第283号）

（目的）

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（自立への努力及び機会の確保）

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

知的障害者福祉法（昭和35年3月31日 法第37号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、知的障害者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

児童福祉法（昭和22年12月12日 法第164号）

（児童福祉の理念）

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

県内先進事例

協議会名	内 容
日 置	障害者福祉事業の取扱いについては、各町がこれまで実施してきた諸事業の実績を踏まえ、新市に引き継ぐことを原則とする。また、障害者福祉計画については、新市において策定する。
川 薩 地 区	<p>障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。個別調整方針案については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、現行のまま新市へ引き継ぐ。              障害児育成会補助 身体障害者・知的障害者相談              成年後見制度利用支援事業</li> <li>2、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。              障害者保健指導 手話奉仕員派遣 手話奉仕員養成事業              身体障害者自動車運転免許取得費助成              身体障害者用自動車改造費助成 点字、声の広報等発行事業              障害児デイサービス事業 朗読奉仕員養成事業</li> <li>3、合併時に、新たに制度等を制定する。              福祉巡回バス運行事業 福祉タクシー助成事業</li> <li>4、新市に移行後、速やかに調整する。              障害者団体の育成</li> <li>5、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。              身体障害者スポーツ大会 心身障害者の集い</li> </ol>
薩 摩 東 部 地 区	<p>福祉関係事業のうち、国又は県が定めている制度については、その制度の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>2. 障害者福祉事業</p> <p>(1) 重度心身障害者医療費助成事業，身体障害者(児)短期入所事業，重度身体障害者(児)日常生活用具給付事業，精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者居宅介護支援事業については，3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(2) 障害者計画については，合併後新町において新たに策定する。</p> <p>(3) 進行性筋萎縮症療養等給付事業については，薩摩町の例により新町において実施する。</p> <p>(4) 知的障害者デイサービス事業，心身障害児通園事業及び障害者ふれあい事業については，宮之城町の例により新町において実施する。</p>
吉松町・栗野町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者福祉計画については、新町において新たに策定する。</li> <li>2. 各種障害者福祉事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ol>

協議第 46 号【協定項目 44】

勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業について，次のとおり提案する。

**勤労者・消費者関連事業については，消費者行政，雇用促進対策及び労働関係機関との連絡協調について，現行のまま新町に引継ぐものとし，引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努める。**

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

**肝属合併協議会の調整内容**

協定項目	44.勤労者・消費者関連事業	関係項目	
調整方針	勤労者・消費者関連事業については、消費者行政、雇用促進対策及び労働関係機関との連絡協調について、現行のまま新町に引継ぐものとし、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努める。		

事務事業名	現 況		具体的調整内容
	内 之 浦 町	高 山 町	
1.消費者行政	<p><b>【目的】</b> 町民の消費者生活安定及び向上を目指し、悪質な販売等の消費者トラブルを防止する</p> <p><b>【業務内容】</b> クーリングオフ制度の周知、マイライフかごしまの送付及び消費者が相談にきた場合の対応。</p>	<p><b>【目的】</b> 町民の消費者生活安定及び向上を目指し、悪質な販売等の消費者トラブルを防止する</p> <p><b>【業務内容】</b> クーリングオフ制度の周知、マイライフかごしまの送付及び消費者が相談にきた場合の対応。 くらしの相談員 国民生活モニター</p> <p>『関連事項』 金融広報奨励補助事業</p> <p><b>【補助対象】</b> 1. 金融に関する広報及び消費者教育活動 2. 金融学習グループの指導及び育成 3. 関係会議の開催その他金融広報活動に関する事業 上記事業を行う市町村が対象</p> <p><b>【金融学習グループ】</b> チューリップの会</p> <p><b>【活動内容】</b> 年約3回程度の学習会を開催。貯蓄生活設計（一般）推進員を招き開催している。</p>	<p>特段の調整を要せず現行どおり新町に引き継ぐ。</p>

事務事業名	現 況		具体的調整内容
	内 之 浦 町	高 山 町	
2.雇用促進対策 (緊急雇用対策)	<p>緊急地域雇用創出特別基金事業</p> <p>果樹産地活性化事業</p> <p>【目的】 町特産品である果樹の生産振興を図るため、専門知識に通じた果樹担当の営農技術員を雇用し、産地の活性化を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹営農指導員の配置</li> <li>・果樹園実態調査</li> <li>・果樹関係会議等への出席</li> <li>・町農業概要資料作成</li> </ul> <p>【新規雇用者数】 2人×5ヶ月(15~17日/月) 【事業費】 1,445,000円</p> <p>不法投棄廃棄物対策事業</p> <p>【目的・内容】 町内の不法に放置された廃棄物の場所等を明らかにする「ごみマップ」の作成を行い、その撤去を進めると共に環境の美化に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法廃棄物の場所等を明らかにする「ごみマップ」の作成</li> <li>・放置された廃棄物の撤去と処分場への運搬</li> <li>・不法投棄防止のため、町内の定期的な巡回</li> </ul> <p>【新規雇用者数】 4人×6ヶ月(1~22日/月) 【事業費】 2,089,500円</p>	<p>緊急地域雇用創出特別基金事業</p> <p>住民利用施設用地清掃事業</p> <p>【目的】 町有財産で一般住民が利用する施設の用地は、管理が行き届かず荒廃しているところが多い。そこで除草等を行い町内の美化に寄与し、住民の施設利用を促したい。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町有地の草刈り作業等</li> </ul> <p>【新規雇用者数】 4人×4ヶ月(20日/月) 【事業費】 1,792,000円</p> <p>不法廃棄物投棄対策事業</p> <p>【目的・内容】 同左</p> <p>【新規雇用者数】 2人×6ヶ月(22日/月) 【事業費】 2,344,000円</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>

事務事業名	現 況		具体的調整内容
	内 之 浦 町	高 山 町	
3.労働関係機関との連絡協調	<p>【目的】 鹿屋公共職業安定所管内における職業安定機関、地方公共団体及び経済団体等との間の雇用問題に関する相互連携を強化し、もって、公共職業安定所管内における雇用失業情勢の迅速な把握及び対応及び各種雇用対策の充実及び円滑な推進による、労働力需給調整機能の増進を図る。</p> <p>【構成員】 垂水市・鹿屋市・肝属郡9町・及びその商工会議所、商工会・鹿屋地区雇用開発協会・鹿屋高等技術専門学校・鹿屋公共職業安定所</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【構成員】 垂水市・鹿屋市・肝属郡9町・及びその商工会議所、商工会・鹿屋地区雇用開発協会・鹿屋高等技術専門学校・鹿屋公共職業安定所</p> <p>鹿屋公共職業安定所雇用対策推進協議会 パートタイム労働連絡会議 労働問題懇話会</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>

## 建設関係事業について

建設関係事業について，次のとおり提案する。

### 1 建設関係事業の取扱い

- (1) 道路・河川台帳、水防施設等及び法定外公共物管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、町道の路線認定基準については新町において調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事（負担金）に係る費用については、新町に引き継ぐ。
- (3) 道路及び橋梁維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、道路維持補修班（草刈・舗装補修等）については、合併後当分の間、現体制を維持し、新町において、新たな維持管理体制を整備する。
- (4) 道路・河川占用料等については、合併時に新たに設定する。
- (5) 入札制度、指名委員会については、合併までに統一する。

### 2 都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域等については、現行都市計画区域を引き継ぎ、新町において見直しを行う。
- (2) 都市計画審議会は、新町において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープラン、緑のマスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において見直しを行う。
- (4) 都市計画道路事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において新たに策定する。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉



## 肝属合併協議会の調整内容

協 定 項 目	45 建設関係事業の取扱い	関係項目	
調 整 方 針	<p>1 建設関係事業の取扱い</p> <p>(1) 道路・河川台帳、水防施設等及び法定外公共物管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、町道の路線認定基準については新町において調整するものとする。</p> <p>(2) 町道・橋梁・港湾工事(負担金)に係る費用については、新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 道路及び橋梁維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、道路維持補修班(草刈・舗装補修等)については、合併後当分の間、現体制を維持し、新町において、新たな維持管理体制を整備する。</p> <p>(4) 道路・河川占用料等については、合併時に新たに設定する。</p> <p>(5) 入札制度、指名委員会については、合併までに統一する。</p> <p>2 都市計画の取扱い</p> <p>(1) 都市計画区域等については、現行都市計画区域を引き継ぎ、新町において見直しを行う。</p> <p>(2) 都市計画審議会は、新町において新たに設置する。</p> <p>(3) 都市計画マスタープラン、緑のマスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において見直しを行う。</p> <p>(4) 都市計画道路事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において新たに策定する。</p>		

協 議 項 目	現 況		調 整 の 具 体 的 内 容
	内 之 浦 町	高 山 町	
1-(1)- 1級・2級・その他町 道の概要	<b>【町道種別延長】</b> 平成15年4月1日現在 1級 6路線 (総延長 12,731m) 2級 5路線 (総延長 9,852m) その他 77路線 (総延長 78,724m) 計 (総延長 101,307m)	<b>【町道種別延長】</b> 平成15年4月1日現在 1級 14路線 (総延長 31,550m) 2級 9路線 (総延長 30,957m) その他 166路線 (総延長 145,768m) 計 (総延長 208,275m)	現行のとおり新町に引き継ぐ。  幹線道路(1・2級)の路線変更は、国への報告義務がある。(国の承認は要らない) 幹線道路の路線変更の場合は、国はその1本だけでは認めず、すべての路線の見直しが求められる。 また、交付税の算定には1・2級の区別は関係しないため、合併したとしてもすぐ路線変更する例はない。 合併後10年間は旧町での算定が必要なので、逆に変更を行うと路線がわかりづらくなる。 内之浦町と高山町を結ぶ町道は無い。 以上のような理由から、両町の路線の名称・番号も変更せずにそのまま新町に引き継ぐこととする。  例： 路線の区分のためには、単純に旧町の頭文字をつけて区分する。 内23号線、高23号線…… ただし、呼称としての区分だけしかできない。正式な名称の変更は全体の見直し後になる。
	<b>【改良済延長(改良率)】</b> 1級 12,675m(99.6%) 2級 9,852m(100.0%) その他 40,810m(52.2%) 計 63,337m(62.8%)	<b>【改良済延長(改良率)】</b> 1級 26,454m(84.5%) 2級 29,512m(96.4%) その他 100,470m(72.2%) 計 156,436m(77.8%)	
	<b>【舗装済延長(舗装率)】</b> 1級 12,721m(100.0%) 2級 9,680m(98.3%) その他 44,325m(56.6%) 計 66,726m(66.2%)	<b>【舗装済延長(舗装率)】</b> 1級 30,904m(98.7%) 2級 30,629m(100.0%) その他 125,712m(90.3%) 計 187,245m(93.1%)	
	<b>【橋 梁 数】</b> 1級 7橋 224m 2級 2橋 59m その他 32橋 477m 計 41橋 760m	<b>【橋 梁 数】</b> 1級 18橋 222m 2級 19橋 172m その他 63橋 716m 計 100橋 1,110m	

協議項目	現況		調整の具体的内容
	内之浦町	高山町	
1-(1)- 道路法による新規道路の認定基準	<p>新規道路の認定(道路法第8条)にあたっては、下記条件等を考慮し認定している。</p> <p>内之浦町の区域内にある道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 集落を相互に連絡する道路であること。 集落の環境整備をするに必要な道路であること。 その他町長が必要と認めた道路。 道路延長は概ね50m以上とする。</p>	<p>新規道路の認定(道路法第8条)にあたっては、下記条件等を考慮し認定している。</p> <p>高山町の区域内にある道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 集落を相互に連絡する道路であること。 集落の環境整備をするに必要な道路であること。 その他町長が必要と認めた道路。 道路延長は概ね50m以上とする。</p>	<p>新町において新たな基準を策定する。</p>
1-(1)- 河川維持管理事業	<p>台帳あり 河川現況台帳:未整備 準用河川 広瀬川水系牧川 800m 広瀬川水系乙田川 1,200m 広瀬川水系江平川 1,000m 広瀬川水系磯道川 700m 久保田川水系姫門川1,000m 単独水系 水尻川 500m 単独水系 小野川 600m 単独水系 塩入川 800m 計 8 6,600m</p>	<p>台帳あり 河川現況台帳:未整備 準用河川 肝属川水系大平川 850m 肝属川水系北谷川 600m 肝属川水系尾牟礼川1,200m 肝属川水系栗山川 1,700m 肝属川水系前下川 1,650m 計 5 6,000m</p>	<p>河川維持管理事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 河川台帳は、合併後に新町において整備する。</p>
1-(1)- 水防関連業務	<p>水防関連業務 内之浦町には、二級河川広瀬川・久保田川をはじめ、準用河川が広瀬川、久保田川に合流している。 梅雨期並びに台風等による大雨により各河川の水位が上昇し水防の必要が重要であり情報の収集と水防活動が町民の生命と財産の安全のため大変重要となっている。 水防業務 水防倉庫の管理  樋門及び陸こう門管理 県管理樋門--3樋門</p>	<p>水防関連業務 高山町には、一級河川肝属川水系肝属川、高山川をはじめ準用河川の5河川が流れている。 梅雨期並びに台風等による大雨により各河川の水位が上昇し水防の必要が重要であり情報の収集と水防活動が町民の生命と財産の安全のため大変重要となっている。 水防業務 水防倉庫の管理  樋門及び陸こう門管理 国土交通省管理 36基(45名) 鹿児島県管理 5基(5名) その他 2基(2名)</p>	<p>水防業務、樋門及び陸こう門管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

協議項目	現況		調整の具体的内容
	内之浦町	高山町	
1-(1)- 法定外公共物管理	法定外公共物特定作業 外部委託  基礎となる図面 町保有の地籍数値図面  図面枚数 274枚  機能の確認 現地調査なし  譲与手続作業の進捗状況 作業期間 H14年度～15年度 進捗状況 14年度:0.3% 15年度:100.0%  申請年度 14年度～15年度  その他 地籍調査:済 管理ソフト:有り	法定外公共物特定作業 外部委託  基礎となる図面 町保有の地籍数値図面及び地籍調査が終わらない地区については、税務課の地番現況図面を使用  図面枚数 236枚  機能の確認 現地調査なし  譲与手続作業の進捗状況 作業期間 H12年度～14年度 進捗状況 12年度:13.3% 13年度:40.0% 14年度:100.0%  申請年度 13年度～16年度  その他 地籍調査済:一部済(21.4%) 管理ソフト:有	現行のとおり新町に引き継ぐ。
1-(2) 公共用地取得	公共用地売買価格表:有り 1㎡当り 宅地--15,000円 田 --- 3,000円 畑 --- 3,000円 山林--- 300円  不動産鑑定依頼:補助事業のみ	公共用地売買価格表:有り 1㎡当り 宅地---2,500円 田 --- 1,500円 畑 --- 1,500円 山林--- 600円  不動産鑑定依頼:補助事業のみ	現行のとおり新町に引き継ぐ。両町の買収単価が異なっているが、継続路線の用地取得単価は現行のとおり新町に引き継ぐが、合併後、新規に着手する路線等の用地単価については、固定資産税評価額等を参考にし、2町の単価を調整し、新たな買収単価を決定する。

協議項目	現況		調整の具体的内容
	内之浦町	高山町	
1-(3) 道路・橋梁等維持管理	<p>町道等の維持管理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈作業</li> <li>・舗装補修(レミファ)</li> <li>・支障木及び危険木伐採</li> <li>・側溝浚渫(集落内を除いた)及び蓋版等の補修</li> </ul> <p>作業員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時職員:5名(女性)</li> </ul> <p>車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラック:4t車 1台</li> </ul>	<p>町道等の維持管理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈作業</li> <li>(集落内を除いた町道及び林道)</li> <li>・舗装補修(レミファ)</li> <li>・支障木及び危険木伐採</li> <li>・側溝浚渫(集落内を除いた)及び蓋版等の補修</li> <li>・農道及び林道等の路盤整地</li> <li>砕石散布</li> <li>・コンクリート舗装路盤工事</li> </ul> <p>作業員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現業職員:2名(男性)</li> <li>・臨時職員:3名(男性)(運転手)</li> <li>・作業員:3名(男性)</li> </ul> <p>車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラック:4t車 1台</li> <li>・ダンプトラック:2t車 3台</li> <li>・タイヤショベル(大型):1台</li> <li>・タイヤショベル(小型):1台</li> <li>・トラクター(草払機):1台</li> </ul>	<p>現行のとおり、新町に引き継ぐ。</p> <p>なお、道路維持補修班(草刈・舗装補修等)については、合併後現体制を維持し、新町において、仕組を調整して、支所に維持班の常駐を念頭に新たな維持管理体制を整備する。</p>
1-(4) 道路・河川占用料等	<p>道路・河川占用料</p> <p>無し</p>	<p>道路・河川占用料</p> <p>無し</p>	<p>道路・河川占用料を合併時、新たに設定する。</p>
1-(5) 入札・指名委員会関係	<p>指名願い-----2年有効</p> <p>指名委員会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査会-----有り</li> </ul> <p>入札関係情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札契約に係る情報の公表要領-----有り</li> <li>・入札結果等の公表要領-有り</li> <li>入札結果 250万円以上の工事契約</li> <li>・予定価格の事前公表--無し</li> </ul> <p>建設業者の格付運用</p> <p>土木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格付--A～Bまで2段階</li> </ul> <p>建築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格付けなし</li> </ul> <p>指名停止処分要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止---有り</li> </ul>	<p>指名願い-----2年有効</p> <p>指名委員会状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査会-----有り</li> </ul> <p>入札関係情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札契約に係る情報の公表要領-----有り</li> <li>・入札結果等の公表要領-有り</li> <li>入札結果 250万円以上の工事契約</li> <li>・予定価格の事前公表--無し</li> </ul> <p>建設業者の格付運用</p> <p>土木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格付--A～Dまで4段階</li> </ul> <p>建築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格付--A～Cまで3段階</li> </ul> <p>指名停止処分要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止---有り</li> </ul>	<p>合併までに調整する。</p>

協議項目	現況		調整の具体的内容
	内之浦町	高山町	
2 都市計画区域	都市計画区域無し	都市計画区域 ・高山都市計画 ・当初指定年月日--S32.12.28 ・区域区分---未線引 ・区域面積---1263.0ha ・用途地域---162.6ha ・都市計画道路 11路線--9.41km 高山中央線 高山駅通線 上之原通線 島畑通線 唐人町通線 屋治通線 前田通線 高山停車場線 宮前通線 十文字馬場通線 平田通線 ・都市計画公園 3箇所--42.51ha 福留公園-----0.21ha 丸岡公園-----1.30ha 大隅広域公園--41.0ha ・都市計画マスタープラン 策定済み ・都市計画審議会条例 有り	都市計画区域は、現行のとおり新町に引き継ぐが、合併後新町において見直しを行う。  都市計画道路は、現行のとおり新町に引き継ぐが、合併後新町において新たに策定する。  都市計画マスタープラン・緑のマスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぐが、合併後に新町において見直しを行う。  都市計画審議会は、合併後新町において新たに設置する。

## 関係法令

### 道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設関係事業の取扱いについては、新市において実施計画を策定し、計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。</li> <li>2 町道については、市道として新市に引き継ぐ。また、新市の道路認定基準については、合併時までに調整する。</li> <li>3 道路、河川の維持管理事業については、当面現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。</li> <li>4 砂防及び急傾斜地崩壊対策等事業の受益者負担金については、東市来町ほか 3 町の例によることとする。ただし、町が実施する砂防及び急傾斜地崩壊対策事業については、1戸当たりの負担金の限度額を設けることとし、限度額については合併時までに調整する。</li> <li>5 公営住宅の維持管理については、新市に引き継ぎ、負担公平の原則により適正な維持管理に努める。</li> <li>6 新市における都市計画区域及び用途区域については、新市において検討する。</li> <li>7 現在実施している都市計画事業等については、新市に引き継ぎ、実施する。</li> <li>8 整備予定の都市計画事業等については、関係機関と調整の上、検討する。</li> </ol>
川 薩 地 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併時に、川内市の例により調整する。</li> <li>2、公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>3、都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。</li> <li>4、都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>5、土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> </ol>
薩 摩 東 部 地 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。</li> <li>2 町道等の維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、道路維持補修班については、合併後現体制を維持し新町において調整する。</li> <li>3 里親管理制度及び道路・河川清掃活動表彰制度については、宮之城町の例により新町において実施する。</li> <li>4 草刈委託及び町単独災害復旧事業については、薩摩町の例により新町において実施する。</li> <li>5 町道路線認定基準については、別表 1 のとおりとする。</li> <li>6 町が事業主体の急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金については、合併時鶴田町の例により統一し、平成 17 年度から適用する。</li> <li>7 都市計画事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>8 公営住宅及び特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>9 住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合改善事業計画については、合併後新町において新たに策定する。</li> <li>10 高齢者住宅整備計画については、合併後新町において調整する。</li> </ol>
南 隅 地 域	<p>建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 4 町の認定道路及び河川等については、現行のまま新町に引き継ぐ。</li> <li>2 道路占用許可事務については、道路法第 3 2 条に基づき合併時までに調整する。</li> <li>3 河川占用許可事務については、現行のまま新町に引き継ぐ。</li> <li>4 町道の道路認定基準については、現行のまま新町に引き継ぐ。</li> <li>5 町道・河川の維持・管理については、田代町の例による。</li> <li>6 急傾斜対策事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。</li> <li>7 用地・補償費等については、当分の間、現行のとおりとし、新町において調整する。</li> <li>8 都市計画区域は、現行のまま新町に引き継ぎ、新町において調整する。</li> <li>9 入札制度及び指名審査会等の要綱・要領等については、合併時に統一する。</li> </ol>

学校教育事業について

学校教育事業について，次のとおり提案する。

学校教育事業については，以下のとおりとする。

- 1．私立幼稚園就園援助費補助金交付事業については，現行のとおり国の基準に従い実施する。
- 2．学校給食事業については，現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3．要保護・準要保護児童生徒の就学援助については，現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4．奨学金貸付事業については，合併時に一元化（再編）する。
- 5．スクールバス運行業務については，現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 6．准看護学校については，現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	4 6 学校教育事業
調整方針	<p>学校教育事業については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私立幼稚園就園援助費補助金交付事業については、現行のとおり国の基準に従い実施する。</li> <li>2. 学校給食事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>3. 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>4. 奨学金貸付事業については、合併時に一元化（再編）する。</li> <li>5. スクールバス運行業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>6. 准看護学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ol>

協議項目	現 況		具体的調整内容										
	内之浦町	高山町											
私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	交付なし	<p>【事業目的】 私立幼稚園の設置者が、家庭の所得状況に応じて保育料等の減免を行う場合に補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 高山町に住所を有する幼児の在園する私立幼稚園の設置者で、入園料及び保育料を幼児の保護者に対し下記により減免している者。</p> <p>【補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯（生活保護世帯含む） 第1子136,800第2子178,000第3子以降220,000</li> <li>・市町村民税所得割非課税世帯 第1子104,200第2子155,000第3子以降207,000</li> <li>・市町村民税所得割課税額8,800円以下 第1子 79,900第2子138,000第3子以降197,000</li> <li>・市町村民税所得割課税額102,100円以下 第1子 56,100第2子122,000第3子以降187,000</li> <li>・在園する全幼児 16,300</li> </ul> <p>【補助率】 国 3分の1以内</p>	<p>現行のとおり</p> <p>内之浦町では現在交付していないが新町においては国の基準に従い実施する。</p>										
学校給食事業	<p>【学校給食】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)完全給食・・・週5回</li> <li>(2)調理方式・・・共同調理場ドライ方式</li> <li>(3)給食費徴収方法・・・口座振替 小学校 月3,300円/人×11ヶ月 中学校 月3,900円/人×11ヶ月</li> <li>(4)実施場所・・・教室</li> <li>(5)物資購入方法 町内並びに町外業者を公募により募り、運営委員会にて選定。その後物資売買基本契約等を結び、安定供給並びに適正価格の維持等努める業者より見積書を徴し購入。</li> </ol> <p>【給食調理員】 (1)共同調理場・・・11名（うち臨時7名）</p> <p>【附属機関】 学校給食の総合的検討機関として次の委員会を置く。</p> <p>【名称】内之浦町学校給食運営審議会</p> <p>【目的】小・中学校児童生徒の健康管理及び栄養バランスのとれた食事のあり方や、「食」に対する意識の高揚及び「食」についての衛生管理など実践の態度の育成を図り、心身ともに健康で安全な生活を送るために、給食の充実発展とその運営の円滑を図ることを目的とする。</p>	<p>【学校給食】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)完全給食・・・週5回</li> <li>(2)調理方式・・・共同調理場ドライ方式</li> <li>(3)給食費徴収方法 小学校 月3,400円/人×11ヶ月 中学校 月4,000円/人×11ヶ月</li> <li>(4)実施場所・・・教室</li> <li>(5)物資購入方法 町内及び町外業者から指定額を徴し、運営委員会にて選定。その後物資売買基本契約等を結び、安定供給並びに適正化価格の維持と努める。</li> <li>(6)献立作成 高山町学校給食センターにて決定。</li> </ol> <p>【職員】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>所長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>共同調理場</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td>事務臨時職員</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>調理場臨時職員</td> <td style="text-align: right;">10名</td> </tr> </table>	所長	1名	運転手	1名	共同調理場	2名	事務臨時職員	1名	調理場臨時職員	10名	<p>現行のとおり</p> <p>合併すると内之浦町の給食センターと高山町の給食センターと2箇所になるが配送経路、時間等を考慮すると一つにまとめるのは無理があるので当分の間現行のとおりとする。</p>
所長	1名												
運転手	1名												
共同調理場	2名												
事務臨時職員	1名												
調理場臨時職員	10名												



協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	<p>【事業の目的】 児童・生徒の家庭が経済的理由によって、就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学環境を支援する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 支給対象となる経費項目と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費等 年3回（各学期末）</li> <li>・新入学校用品費 年1回（1学期末）</li> <li>・修学旅行費 年1回（実施学期末）</li> <li>・学校給食費 年3回（各学期末）</li> <li>・医療費 医療券交付に基づきその都度</li> </ul> <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ</p> <p>3 平成14年度末の支給対象児童・生徒数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校22名（全児童の9.44%）</li> <li>・中学校14名（全生徒の9.59%）</li> </ul>	<p>【事業目的】 経済的理由によって児童生徒が就学困難と認められる場合に、学用品費等の一部を補助する。</p> <p>【概要】</p> <p>1 支給区分と支給時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品費等 年3回（各学期末）</li> <li>・新入学校用品費 年1回（1学期末）</li> <li>・修学旅行費 年1回（実施学期末）</li> <li>・学校給食費 年3回（各学期末）</li> <li>・医療費 随時</li> </ul> <p>2 支給金額 国の補助基準単価に同じ</p> <p>3 平成14年度の支給対象児童生徒数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 58人（6.60%）</li> <li>中学校 46人（8.60%）</li> </ul>	現行のとおり
奨学金貸付事業	<p>普通奨学生</p> <p>【目的】 高校、高専及び大学に在学している者、または入学見込みの者で、品行方正、学業優秀で学資支弁が困難であり保護者が本町に居住している者に奨学金を貸し付け、有用な人材を育成する。</p> <p>【貸し付け金概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校・高等専門学校 月額1万円</li> <li>・大学 月額1万6千円</li> </ul> <p>【貸し付け期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願後、教育委員会で決定の翌月から就業期間までの間で、各学期に貸し付け</li> </ul> <p>【出願手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学請願書・奨学生推薦調書</li> <li>特別奨学生</li> </ul> <p>【目的】 高校、高専及び大学に在学している者、または入学見込みの者で、特に学業及び人物が優秀と認められる者で学資に恵まれず、保護者が本町に居住している者奨学金を給与し、有用な人材を育成する。</p> <p>【給与金概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校・高等専門学校 月額6千円</li> <li>・大学 月額6千円</li> </ul> <p>【給与期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願後、教育委員会で決定の翌月から就業期間までの間で、年2回給与する。</li> <li>・4月～9月を6月に、10月～3月を2月に給与する。</li> </ul> <p>【出願手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学請願書・奨学生推薦調書</li> <li>・毎年度末に成績証明書を提出する。</li> </ul>	<p>【目的】 優秀な大学・高校生徒が経済的理由によって就学が困難な者に奨学金を貸し付け、有用な人材を育成する。</p> <p>【貸し付け金概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 月額8千円</li> <li>・高等専門学校 月額1万5千円</li> <li>・大学 月額1万5千円</li> </ul> <p>【貸し付け期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願後、教育委員会で決定の翌月から就業期間までの間で、各学期に貸し付け</li> </ul> <p>【出願手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学請願書</li> <li>・奨学生推薦調書</li> <li>・在学証明書</li> <li>・成績証明書</li> </ul>	合併時一元化（再編）  貸付方法、貸付金額等に差異があるので合併までに検討し一元化を図る。
スクールバス運行業務	<p>【目的】 内之浦町立小串・津代・宮原・船間小学校廃校に伴い小串、津代、宮原、船間地区の児童の通学手段</p> <p>【事業概要】 マイクロバス（6人乗り）2台 運転手委託契約2人</p>	<p>【目的】 高山町有明地区、大窪、本城地区の遠距離地区の児童生徒の通学手段</p> <p>【事業概要】 マイクロバス（25人乗り）1台、代替2名 運転手 臨時雇用2人</p>	現行のとおり

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
准看護学校	なし	<p><b>【事業の目的】</b> 保健師助産師看護師法に規定する准看護師になるために必要な知識及び技術を修得させ、地域の医療福祉に貢献しうる有能な人材を育英する事を目的とする。</p> <p><b>【施設】</b> 昭和43年4月1日設立 鉄筋コンクリート2階建て 敷地面積 1,422.65m<sup>2</sup> 建物面積 420.00m<sup>2</sup> 高山町前田1151番地の1</p> <p><b>【概要】</b> 1. 定員 50名 平成16年4月1日現在生徒数 45名 1年生 25名 2年生 20名 2. 職員数 6名 校長、事務長、教務主任、主任、実習指導者2名 3. 学費 入学料 2,000円 授業料 4,000円/月 4. 運営 募集については、毎年10月(中学校)と7月(高校)に学校訪問する。また、6月頃各市町村の広報に記載してもらう。</p> <p><b>【運営補助金】</b> 平成15年度運営補助金 1,850千円 串良町 500千円 東串良町 500千円 吾平町 500千円 内之浦町 350千円</p> <p><b>【授業】</b> 基礎科目(国語,英語,数学等)105時間 専門基礎科目 385時間 専門科目(基礎看護など) 665時間 臨地実習 735時間 合計 1,890時間 毎週月曜日から金曜日まで(6時間授業)</p>	<p>現行のとおり、新町に引き継ぐ。</p>

## 学校教育関係の取扱いに関する法令(条文等抜粋)

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の設置者)

第2条 学校は、国、地方公共団体および私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

2 省略

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第4条 国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)のほか、学校(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))の通常の課程(以下全日制の課程という。)、夜間その他特別の時間または時期において授業を行う課程(以下定時制の課程という。))及び通信による教育を行う課程(以下通信制の課程という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第69条の2第2項の大学の学科についても同様とする。)の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

1. 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣
2. 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園都道府県の教育委員会
3. 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園都道府県知事

学校給食法(昭和29年政令第160号)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。

県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<p>1 学校教育施設、教員住宅等については、現状のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>2 学校教育施設整備計画については、平成 16年度においては、現行整備計画を継続し、平成 17 年度以降は新市において整備計画を策定する。</p> <p>3 幼稚園・学校給食については、現状のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>4 奨学金貸与事業については、合併後に再編するものとし、基金額等その内容については、合併までに調整する。</p> <p>5 AL(E)T派遣事業については、現状のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>6 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、現状のまま新市へ引き継ぎ、新市において調整の上、統一する。</p> <p>7 遠距離児童生徒通学費補助については、次のとおりとする。</p> <p>(1)小学校に通学する児童の遠距離通学費補助、高山地区児童送迎業務委託、幼稚園及び小・中学校通学バス運行業務については、現状のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>(2)中学校に通学する生徒の遠距離通学費補助については、次のとおりとする。</p> <p>【補助対象者】・通学のために自転車及び公共交通機関を使用する生徒で、通学距離が4km以上の中学校生徒の保護者</p> <p>【補助金額】・新入学生徒 30、000円以内 ・年度途中の2学年編入生徒 20、000円以内 ・年度途中の3学年編入生徒 10、000円以内</p>
川 薩 地 区	<p>1、関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2、通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>3、遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>4、学校給食については、次のとおりとする。</p> <p>学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。給食会計については、合併時に私会計に統一する。給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>5、幼稚園については、次のとおりとする。</p> <p>入園料：川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。幼稚園使用料：新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。就園援助：合併時に川内市の例により調整する。保育：定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>6、要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成十七年度当初を目処に調整する。</p> <p>7、奨学金支給事業については、平成十七年度当初を目処に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成十六年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとする。</p>
薩 摩 東 部 地 区	<p>1. 学校施設整備計画については、現在の整備計画をもとに、合併後新たな整備計画を策定する。</p> <p>2. 校内LAN整備事業については、各町合併時までに整備に努める。ただし、合併までに整備ができなかった学校については、新町において調整する。</p> <p>3. 奨学資金制度については、薩摩町の例により合併時に統一し、平成17年度から適用する。ただし、宮之城町の例により農業・福祉関係の返還の免除規定を設ける。合併前の貸付対象者は、本人の意向を尊重し、金額を設定する。</p> <p>4. 幼稚園通園バス運行事業については、現行の区域内とする。</p> <p>5. 学校給食については、現在の施設を活用し、現行のとおり実施する。また、宮之城町学校給食共同調理場供用開始後、配送行程、エリア、米飯委託、給食費について調整する。</p> <p>6. 心の教室相談員設置については、教育相談員設置事業に一本化する。なお、中学校に現行のとおり配置する。教育相談員設置については、心の教室相談員と教育相談員を一本化し、教育相談員として新町において新たに設置する。小学校の対応については、新町において調整する。</p> <p>7. 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>8. 水泳記録会、陸上記録会については、宮之城町の例により新町において実施する。ただし、大会参加者は、鹿児島県小学校体育連盟の基準による。また、水泳記録会については、選抜とする。音楽会については、新町において調整する。</p> <p>9. 小規模校入学特別認可制度については、現行のとおりとする。</p> <p>10. 人権同和教育については、宮之城町の例により新町において実施する。人権同和教育研究会については、団体の意向を十分踏まえ、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>11. 教職員住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。使用料については、現行のとおりとし、合併後新町において随時調整を図る。</p>

協議第 49 号【協定項目 49】

納税関係事業について

納税関係事業について，次のとおり提案する。

- 1．納税組合については，現行のとおりとする。
- 2．報奨金の対象税目等については，現行のとおりとする。
- 3．報奨金等については，17 年度から算定基礎等を統一する。ただし，合併年度については，旧町の例による。

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	49. 納税関係事業	関係項目	
調整方針	<p>納税関係事業については、次のとおりとする。</p> <p>1. 納税組合については、現行のとおりとする。</p> <p>2. 報奨金の対象税目等については、現行のとおりとする。</p> <p>3. 報奨金等については、17年度から算定基礎等を統一する。ただし、合併年度については、旧町の例による。</p>		

協議項目	現 況			具体的調整内容	
	内之浦町		高山町		
1 納税組合	組合数 組合員数	45組合 2,277人	組合数 組合員数	164組合 6,852人	現行どおり
2 対象税目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人町民税普通徴収分</li> <li>・固定資産税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険税</li> </ul>			同左	現行どおり
3 報奨金等				<p>取りまとめ手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納期限前に納付したとき 納付書1枚につき5円 納付金額の2%以内</li> <li>・納期限後に納付したとき 納付書1枚につき3円 納付金額の1%以内</li> </ul>	<p>合併後17年度から算定基礎等を統一する。ただし、合併年度については、旧町の例による。</p>
イ 年度内納付	納 税 成 績	納 付 額	件 数 割	<p>年度納税成績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町税の納付成績が100%の組合 組合員一人につき100円 納付金額の1%以内</li> <li>・町税の納付成績が95%を超える組合 組合員一人につき70円 納付金額の0.5%以内</li> <li>・町税の納付成績が95%を以下組合 組合員一人につき50円 納付金額の0.3%以内</li> </ul>	
	100%	納付額の1000分の10	納付者1件当たり80円		
	95%以上99%以下	納付額の1000分の10	納付者1件当たり60円		
	90%以上94%以下	納付額の1000分の8	納付者1件当たり50円		
	80%以上89%以下	納付額の1000分の5	納付者1件当たり30円		
	79%以下	納付額の1000分の3	納付者1件当たり10円		
	連続完納報奨金	2年以上連続完納組合は年数×1,000円			
	納税向上報奨金	前年より向上した場合、基準により支給 (現年度が80%以下は支給しない。)			
	区 分	向上基本率	支給基準		
	調定額400万円以上の組合	2%	向上基本率の2%を5,000円とし、1%向上ごとに1,000円を加算する。		
	調定額200万円以上400万円未満の組合	4%以上	向上基本率の4%を5,000円とし、1%向上ごとに1,000円を加算する。		
	調定額200万円未満の組合	7%以上	向上基本率の7%を5,000円とし、1%向上ごとに1,000円を加算する。		
	口座振替報奨金	口座振替1税目につき200円			
	口座振替依頼書取扱報奨金	新規口座振替加入者1人につき500円			

県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税組合等に対する完納報奨金等については、廃止する。</li> <li>2 全期前納報奨金については、廃止する。</li> </ol>
指宿地区4市町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収納方法、納税通知、口座振替制度については、指宿市の制度を適用する。                      収納方法：納付組織・口座振替・口座振込・直接納付とする。                      納税通知：事務嘱託員経由での通知書配布と郵送による通知書送付とする。                      口座振替制度：取扱税目等を地方税・国民健康保険税・介護保険料(普通徴収)とし、納税義務者の申請により市町内外居住を問わず制度を利用できる。</li> <li>2 前納報奨金については、廃止の方向で調整する。</li> <li>3 軽自動車標識弁償金については、4市町とも相違がないことから、現行のとおり(200円)                      軽自動車標識弁償金とは原付バイク・耕運機等の市・町で取り扱う車両のナンバープレートを紛失した場合に支払う弁償金。</li> <li>4 標識については、新規登録車両のみ交付し、合併前の交付済標識は現行のままとする。</li> </ol>
薩摩東部地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 納期前納付報奨金及び納税ほう賞金については、合併時に廃止する。ただし、16年度は旧町の例による。</li> <li>2 口座振替の方法については、3町差異がないため現行のとおりとする。なお、領収書として口座振替収納済通知書を年1回発行する。</li> <li>3 督促及び催告については、合併時に宮之城町の例により統一する。</li> </ol>
始良中央	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止すること</li> <li>2、納税組合については、合併後の平成17年度から廃止すること</li> </ol>
曾於南部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収納の方法、口座振替制度、督促の方法については、合併までに調整する。</li> <li>2 納税報奨金については合併時に廃止する。ただし、合併する年度については現行のとおりとする。</li> </ol>
南隅地域	<p>納税貯蓄組合については、現行のとおりとし、奨励金の算出基礎は合併時に統一する。</p>

協議第 50 号【協定項目 50】

その他事業について（その 1：地籍調査事業）

その他事業について（その 1：地籍調査事業），次のとおり提案する。

**地籍調査事業及び地籍調査完了に伴う成果については、新町に引き継ぐ。**

平成 16 年 6 月 23 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉



## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	50.その他事業	関係項目	地籍調査事業
調整方針	地籍調査事業及び地籍調査完了に伴う成果については、新町に引き継ぐ。		

協議項目	現 況		具体的調整内容		
	内之浦町	高山町			
地籍調査事業	・国土調査法に基づき、土地の物理的状況について土地所有者の協力を得て現地調査を実施し、その結果に基づき既存の地籍・地目等を修正し登記する。		<p>地籍調査事業の完了地区は、その成果を引き継ぎ、計画地区については新まちでも引き続き実施する。なお、外部委託については、新まちにおいても継続する。</p> <p>高山町においては、地籍調査事業第5次10ヶ年計画に基づき事業を推進する。</p>		
	・着手年度	昭和52年度		・着手年度	昭和61年度
	・完了年度	平成2年度		・完了予定年度	平成30年度頃
	・行政区域面積	179.36 Km <sup>2</sup>		・行政区域面積	128.76 Km <sup>2</sup>
	・調査計画面積	43.97 Km <sup>2</sup>		・調査計画面積	65.20 Km <sup>2</sup>
	・認証済面積	64.11 Km <sup>2</sup>		・認証済面積	14.78 Km <sup>2</sup>
	・進捗状況	完了		・進捗状況(面積比)	22.67%

## 関係法令

### 国土調査法

#### (目的)

第1条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

#### (定義)

第2条の5 第1項第2号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

## 先進事例

広島県三次市・又三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日 新設合併）

地籍調査事業については、新市に引き継ぐ。

愛媛県かみうけな合併協議会（平成16年8月1日 新設合併予定）

地籍調査に係る成果については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

広島県世羅郡三町合併協議会（平成16年10月1日 新設合併予定）

地籍調査事業については、引き続き新町において実施する。

兵庫県津名郡5町合併協議会（平成17年3月31日 新設合併予定）

地籍調査事業については、新市において全般的に実施する方向で検討する。

川薩地区法定合併協議会（平成16年10月12日 新設合併予定）

地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

# 【 提 案 事 項 】

提案第 31 号【協定項目 34】

保育事業について

保育事業について，次のとおり提案する。

- 1．内之浦町立北方保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2．子育て支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3．放課後児童クラブについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4．一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 5．延長保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 6．保育料については、高山町の例による。
- 7．保育所地域活動については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉



項 目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
2.子育て支援事業 (子育て支援センター)	未実施	【主な事業内容】 ・子育て相談 ・育児サークルの支援と育成 ・遊ぼう会 ・子育てサロン ・園庭の解放 ちゃいるどはうす(高山保育園内)で実施 国・県・町 各1/3	現行のとおり新町に引き継ぐ。
3.放課後児童クラブ	未実施	保護者が就労等により、昼間に家庭にいない小学校低学年児童の育成・指導に資するため、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成の向上を図る。(高山保育園で実施。) 経費負担(補助基本額: 2,729,000円) 国・県・町 各1/3	現行のとおり新町に引き継ぐ。
4.一時保育	【目的】 専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や断続的勤務などによる一時的な保育を行う。 (保護者負担金) ・4時間以上:1日当たり、1人につき2,000円(給食付) ・4時間以内:1日当たり、1人につき1,000円	未実施	現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、実施形態や方法については、合併後に調整する。
5.延長保育	未実施	【事業目的】 保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図る。 【概要】 延長保育時間 月～土/18時～19時 【費用】 保育園で日額100円を徴収する。 【経費負担】 県 3/4 町 1/4 【実施状況】 恵心 7人 あけぼの 9人 国見 7人 高佑 12人 (平成14年度月平均利用者)	現行のとおり新町に引き継ぐ。

項 目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
6.保育料	別紙	別紙	高山町の例により統一する。
7.保育所地域活動	<p>【事業目的】  入園前児童を中心に育児講座、地域の高齢者を含め、園児の祖父母との交流を行い、保育所として福祉活動推進を図る。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>世代間の交流</b>  老人福祉施設、介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</li> <li>・ <b>地域における異年齢時の交流</b>  各保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同生活を通じて異年齢児との交流を行う。</li> <li>・ <b>地域の子育て家庭への育児講座</b>  保育所入所児童の保護者及び地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、育児講座を開催する。</li> </ul> <p><b>対象事業費：</b>  各事業 250,000 円以内</p> <p><b>実施保育所：</b>  円通寺保育園  岸良保育園  国・県・町 各1 / 3</p>	未実施	現行のとおり新町に引き継ぐ。

## 保育料算定額表

各月初日の入所児童の属する世帯			徴収金基準額					
階層区分	定 義		3歳未満児			3歳以上児		
			国	高山町	内之浦町	国	高山町	内之浦町
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
第2階層	町民税 【前年度分】	非課税	9,000	9,000	7,000	6,000	6,000	4,000
第3階層		課税	19,500	19,500	17,500	16,500	16,500	14,500
第4階層	所得税 【前年分】	64,000 円未満	30,000	29,000	30,000	27,000	26,000	25,000
第5階層		64,000 円以上 160,000 円未満	44,500	34,000	30,000	41,500	29,000	25,000
第6階層		160,000 円以上 408,000 円未満	61,000	36,000	30,000	58,000	30,000	25,000
第7階層		408,000 円以上	80,000	39,000	30,000	77,000	32,000	25,000

### 徴収金の特例

・母子、父子世帯 ・在宅障害児(者)のいる世帯 ・その他町長が特に認める世帯	3歳未満児			3歳以上児		
	国	高山町	内之浦町	国	高山町	内之浦町
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	18,500	18,500	16,500	15,500	15,500	13,500

・兄弟姉妹入所の世帯	徴収金基準額	実際の徴収額
第2階層 ~ 第4階層	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	全 額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	1 / 2 額
	ウ 上記以外の児童	1 / 10 額
第5階層 ~ 第7階層	ア 最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	全 額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	1 / 2 額
	ウ 上記以外の児童	1 / 10 額



## 内之浦町立保育所設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、本町に内之浦町立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。

(保育所の位置、名称及び受託定員)

第2条 保育所の位置、名称及び受託定員は、次のとおりとする。

- (1) 位置 内之浦町北方字天神前 1817 番地の 1
- (2) 名称 内之浦町立北方保育所
- (3) 受託定員 45 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第16号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 内之浦町立北方保育所管理規則

(目的)

第1条 この規則は、内之浦町立北方保育所(以下「保育所」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の基本)

第2条 この保育所は、本町の居住者で乳児及び幼児の保護者が労働又は疾病等の理由によりその乳児又は幼児の保育に欠けると認めるとき、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定により措置して保護者にかわって保育する施設であって、その管理に当たっては、児童に健全な発育と善良な習慣を与えるよう留意することを管理基本とする。

(管理)

第3条 保育所は、町長の命を受け、保育所長(以下「所長」という。)が管理する。

(職員)

第4条 保育所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 主任保育士 1人
- (3) 保育士 4人
- (4) 書記 1人
- (5) 調理従事員 1人

ただし、保育士の数は、措置児童数の算定基準による。

(勤務時間等)

第 5 条 保育所に勤務する職員の勤務時間は、次に掲げる 3 日間を周期とし、個々の職員の割振りについては、所長の定めるところによる。

- (1) 午前 7 時 30 分から午後 4 時まで 早出の人
- (2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 平常の人
- (3) 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで 遅番の人

2 休憩時間は、次のとおりとし、休憩時間の与え方については、所長の定めるところによる。

- (1) 午後 1 時から午後 2 時まで
- (2) 午後 2 時から午後 3 時まで

(職員の職務)

第 6 条 所長は、上司の命を受け、保育所の事務を掌り、所嘱職員を指揮監督する。

2 主任保育士は、所長を補佐し、他の保育士と調和を図り、保育全般に従事する。

3 保育士は、保育に従事する。

4 書記は、事務に従事する。

5 調理従事員は、給食その他に従事する。

(所長の専決事項)

第 7 条 町長は、保育所の業務中、内之浦町役場処務規程(昭和 59 年規程第 16 号)第 9 条に規定するもののほか、次に掲げる事項を所長に専決させる。

- (1) 事業計画の作成に関すること。
- (2) 給食材料費の支出負担行為及び検収に関すること。
- (3) 職員の研修及び休暇並びに事務分掌に関すること。
- (4) 職員の服務及び県内出張に関すること。

(受託時間及び休日)

第 8 条 受託時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、保育上特に必要があると認めるときは、時間外でも受託することができる。

(1) 受託時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)の規定による祝日

ウ 年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

(入所)

第 9 条 保護者が乳児及び幼児を保育所に入所させようとするときは、保育所入所届を所長に提出しなければならない。

(退所)

第 10 条 保護者は、乳児及び幼児を退所させようとするときは、保育所退所届を所長に提出しなければならない。

(入所の制限)

第 11 条 所長は、次の各号に該当するときは、保護者に連絡し退所させることができる。ただし、保護者から退所届を提出させ、町長の承認を受けなければならない。

(1) 入所児童が悪質な疾病にかかり感染のおそれがあると認められたとき。

(2) 他の入所児に悪影響があると認められたとき。

(3) 保護者が町長の行う保育上の指示に従わないとき。

(4) その他受託の必要がないと認められたとき。

(備え付ける簿冊)

第 12 条 保育所には次の簿冊を備え付けなければならない。

(1) 歳入簿

(2) 歳出簿

(3) 物品購入簿

(4) 備品消耗品受払簿

(5) 財産備品台帳

(6) 保育日誌

(7) 給食日誌

(8) 託児出欠簿

(9) 託児台帳

(10) 保育指導簿

(11) 健康診断票綴

(12) 文書処理件名簿

(13) その他必要な簿冊

(文書の取扱処理及び会計処理)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、文書の取扱い、処務及び会計処理については、内之浦町会計規則(昭和 58 年規則第 1 号)、内之浦町役場処務規程(昭和 59 年規程第 16 号)その他関係規程による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年規則第 2 号)

この規則は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 児童福祉法

### ( 保育の実施 )

第 24 条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第 39 条第 2 項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

市町村は、第 25 条の 2 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 4 号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第 1 項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

### ( 保育所 )

第 39 条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

町名	公私	保育所名	所在地	経営主体	定員
内之浦町	公立	北方保育所	内之浦町北方1871番地1	町	45
	私立	円通寺保育園	内之浦町南方257番地	宗教法人	60
	私立	岸良保育園	内之浦町岸良392番地2	社会福祉法人	20
高山町	私立	高山保育園	高山町前田3839番地	社会福祉法人	60
	私立	恵心保育園	高山町新富4990番地	社会福祉法人	60
	私立	あけぼの保育園	高山町後田9886番地3	社会福祉法人	60
	私立	国見保育園	高山町後田3342番地1	社会福祉法人	60
	私立	高佑保育園	高山町前田3971番地	社会福祉法人	60

## 県内先進地事例

日 置	<p>1 各保育所で取り組んでいる事業については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2 保育所の開所時間については、合併時まで統一する。また、保育所の休日については、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、4月1日、4月2日及び12月29日から1月3日までの間とする。</p> <p>3 特別保育事業の利用料金については、今後協議する。</p> <p>4 一時保育、延長保育、障害児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、早期に統一するように努める。</p>
南 隅 地 域	<p>保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 保育料の保育徴収金基準額の階層区分については、4町の相違はないので、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、保育料については、第1階層から第4階層を根占町の例により、また、第5階層から第7階層を大根占町の例による。</p> <p>2 納付方法については、大根占町の例による。</p> <p>3 障害児保育事業については、大根占町の例による。</p> <p>4 放課後健全育成事業については、根占町の例による。</p> <p>5 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

## 農林水産業関係事業について

農林水産業関係事業について、次のとおり提案する。

農林水産関係事業の取扱いについては、事業の効果や必要性等を勘案し、新町の速やかな一体性の確保を図るため、次の区分により調整する。

### 1. 農業・農政関係

- (1) 農業振興協議会については合併までに一元化する。その他の協議会等については合併後調整する。
- (2) 各種施設の設置、管理及び運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 農振農用地区域は現行のとおり新町に引き継ぐが、特別管理については、相当の期間を要することから合併後に調整を行う。
- (4) 認定農業者の組織統合については合併後に調整する。
- (5) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 担い手育成事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。  
奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。
- (7) 国又は県の補助事業については、新町においても引き続き実施する。  
任意による町補助率については、合併後速やかに調整を行う。

### 2. 畜産関係

- (1) 家畜防疫対策については、高山町の例により、統一する。
- (2) 各種補助金・利子補給・奨励金・報奨金については、下記のとおりとする。  
畜産農家環境対策(畜舎消臭対策)事業については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。  
和牛妊娠鑑定補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。  
肉用牛簡易畜舎設置補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。  
増頭対策事業については、高山町の例により統一する。  
高齢者対策については、合併までに一元化(再編)する。
- (3) 畜産共進会については、合併後に再編する。
- (4) 基金の取扱いについては、下記のとおりとする。  
肉用繁殖牛特別導入事業基金については、合併までに、一元化(再編)する。  
自家保留牛促進対策事業については、合併までに、一元化(再編)する。

### 3 . 林業・林務関係

- ( 1 ) 林業計画及び補助関係については、現行のまま新町に引き継ぐ。  
但し、林業振興助成制度については、高山町の例により新町に引き継ぐ。
- ( 2 ) 森林維持及び林道管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ( 3 ) 治山関係については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
- ( 4 ) 鳥獣関係については、合併までに一元化(再編)する。
- ( 5 ) 町有林の岩石売り払いについては、高山町の例により、新町に引き継ぐ。

### 4 . 水産関係

- ( 1 ) 漁業制度資金利子補給については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 ) 国・県補助事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ( 3 ) 農林漁業担い手育成確保対策交付金事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。  
奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。
- ( 4 ) 損失保証契約については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ( 5 ) 漁業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。
- ( 6 ) ウミガメ保護については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

### 5 . 農業土木関係

- ( 1 ) 国・県補助事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ( 2 ) 県営・団体営事業の区画整理事業，国庫農地災害及びその他農地災害に伴う受益者負担については、新町において決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。
- ( 3 ) 農道・集落道等の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ( 4 ) 土地改良区については、新町において合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。

### 6 . 農業委員会関係

- ( 1 ) 農地の取得下限面積については現行のとおりとする。
- ( 2 ) 農作業標準小作料及び農作業標準賃金については、合併後、一元化する。
- ( 3 ) 農業後継者育成対策事業については合併時廃止する。

平成 1 6 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	1. 農業・農政関係
調整方針	(1) 農業振興協議会については合併までに一元化する。その他の協議会等については合併後調整する。 (2) 各種施設の設置、管理及び運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 (3) 農振農用地区域は現行のとおり新町に引き継ぐが、特別管理については、相当の期間を要すことから合併後に調整を行う。 (4) 認定農業者の組織統合については合併後に調整する。 (5) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。 (6) 担い手育成事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。 奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。 (7) 国又は県の補助事業については、新町においても引き続き実施する。 任意による町補助率については、合併後速やかに調整を行う。		

協議項目	現況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 各種協議会・審議会・委員会	内之浦町農業振興推進協議会 (所掌事務) ・農業基本方針の策定 ・その他農業振興上必要な事項 (組織) 委員12人をもって組織し、下記のうちから町長が委嘱する。 委員の任期は2年 (1) 町議会の代表者 (2) 町農業委員会の代表者 (3) 町農林業団体その他関係団体の代表者 (4) 町農業生産者の代表者 (5) 学識経験を有する者	高山町農業振興協議会 (所掌事務) ・農業基本方針の策定 ・その他農業振興上必要な事項 (組織) 委員38人以内で組織する。 会長は町長をもつて充てる。 委員は下記のうちから町長が委嘱する。 委員の任期は2年 (1) 町議会の代表者 2人以内 (2) 町農業委員会の代表者 2人以内 (3) 町農業団体の代表者 9人以内 (4) 農業関係の青年婦人組織の代表者 3人以内 (5) 農業関係組織の代表者 18人以内 (6) 振興会組織の代表者 1人 (7) 商工会の代表者 1人 (8) 学識経験者 1人 (9) 高山農業改良普及所代表者 1人	農業振興協議会については、合併までに組織構成等の調整を行い、一元化統合する。その他の協議会等については、合併後調整する。
(2) 各種施設の設置、管理及び運営	内之浦町岸良交流促進センター 内之浦町上北地区多目的研修集会施設 内之浦町下北地区多目的研修集会施設 内之浦町乙南地区多目的集会施設 内之浦町総合交流促進施設 内之浦町農林水産物加工施設 内之浦町新規就農者研修施設 内之浦町姫門ふるさと体験館	高山町後田農業研修センター 本城集落センター	現行のとおり新町に引継ぐ。
(3) 農業振興地域整備計画	町農業振興地域整備計画を概ね5年ごとに見直しを行う特別管理と、個人申請による一般管理があり、計画書の適正な管理を図っている。  農業振興地域決定 昭和47年度 農用地区域決定 昭和49年度  除外申請受付期限 随時	同左。  農業振興地域決定 昭和45年度 農用地区域決定 昭和46年度 前回特別管理 平成6年度 除外申請受付期限 なし	農振農用地区域は現行のとおり新町に引き継ぐが、特別管理については、相当の期間を要すことから合併後に調整を行う。



協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(4) 認定農業者	内之浦町認定農業者の会 認定農業者数 37名	高山町認定農業者連絡協議会 認定農業者数 108名	現行組織のまま新町に引継ぎ、統合については合併後調整する。
(5) 農業制度資金 金利子補給	資金の種類 近代化資金(一般) 近代化資金(中核農業者) JA農業経営資金 町単独事業	資金の種類 農業振興資金 農業近代化資金 養豚経営安定資金 養豚経営活性化資金 養豚経営改善支援資金 大家畜経営体質強化資金 大家畜経営活性化資金 改家畜経営改善支援資金 大家畜経営維持資金 町単独事業	現行のとおり新町に引き継ぐ。
(6) 担い手育成 事業	内之浦町農林漁業担い手育成 確保対策交付金事業  農林漁業の有能な人材を育成・ 確保するため新規就業者等の就 業促進や定着化、経営者能力の 習得のための助成策を講じ、農林 漁業の振興と活性化を図る。 農林漁業担い手育成確保対策 交付金交付要綱に基づき、対象者 の内容を審査し奨励金等を交付。 就業奨励金・50万円・100万円 研修助成金・2,000円以内/日 1年間又は2年間		内之浦町の例によ り、新町に引き継ぐ。 奨励金交付額につ いては、新町の財政等 考慮し合併後調整す る。
(7) 国・県補助事 業 活動火山 周辺地域防 災営農対策 事業	国庫補助事業・県補助事業 国補助50% 県補助25%  導入施設本体事業費の15%を 町が補助している。	国庫補助事業・県補助事業 国補助50% 県補助25%  施設園芸集団化育成事業として きゅうり団地へ入植した生産組織 へ10%の町補助あり。(生産者負 担15%)	現行のとおり新町に 引き継ぐ。町補助率に ついては合併後速や かに調整を行う。
園芸タウン 条件整備事 業	県補助事業 事業名:かごしま園芸タウン産地 条件整備事業  県補助30% 町補助15%以上	県補助事業 事業名:かごしま園芸タウン産地 条件整備事業  県補助30% 町補助15%以上	現行のとおり新町に 引継ぐ。

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町農林漁業の有能な人材を育成・確保するため、新規就業者等の就業促進や定着化、経営者能力の修得のための助成策を講じ、本町農林漁業の振興と活性化を図るための必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 前条の新規就業者等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 新規就業者

- ア Uターン者等、町外から転入した者で新たに農林漁業を専業として営むもの
- イ 新卒者で農林漁業を専業として営むもの
- ウ 本町に住所を有する者で新たに農林漁業を専業として営むもの

(2) 既就業者 本町に住所を有する者で農林漁業を営んでいるもの及び法人

(3) 農林漁業研修生

Uターン者等、町外から転入した者で、将来、農林漁業で自立するため所定の研修機関等で研修をおこなうもの

(交付要件)

第 3 条 前条第 1 号の者については、農業協同組合・漁業協同組合・森林組合の組合員の資格を取得した者で年齢 60 歳未満のものをいう。

2 前条第 2 号の者については、年齢 60 歳未満とする。ただし、法人経営者の年齢については、この限りでない。

3 前条第 3 号の者については、年齢 55 歳以下とする。

4 町税等の公課の納付を完了している者とする。

(交付金の種類)

第 4 条 交付金の種類は、次に掲げるものをいう。

(1) 就業奨励金(以下「奨励金」という。)

(2) 技術修得助成金(以下「研修助成金」という。)

(交付金の対象者及び額)

第 5 条 第 2 条第 1 号ア及びイに掲げる者については、前条第 1 号の奨励金 100 万円を支給し、第 2 条第 1 号ウに掲げる者については、前条第 1 号の奨励金 50 万円を支給する。ただし、就業してから 5 年以内に申請した場合に限る。

2 前条第 2 号の研修助成金については、第 2 条に掲げるすべての者が所定の研修機関等において一定期間(1 週間以上)研修を受ける場合に交付する。交付金の額は日額 2,000 円以内、1 年を限度とする。ただし、農業研修生については 2 年を限度とする。

(資格の認定申請)

第 6 条 この要綱により第 4 条各号に定める交付金の交付を受けようとする者は、農林漁業担い手資格認定申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際して、第 4 条第 1 号に該当する者は、保証誓約書(第 9 号様式)を添付しなければならない。

(審査会及び通知)

第 7 条 前条の申請に対する内容を審査するため、新規就業者等支援審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 前項の審査会は、助役、総務課長、税務課長、林務水産課長、経済課長、農業委員会事務局長をもって組織する。

3 審査会には審査長を置き、助役をもって充てる。

4 審査会は、審査長が必要に応じて招集する。

5 審査会は、別に定める審査基準に基づき、申請書の内容を審査し、審査長はその結果を審査結果報告書(様式第 2 号)により町長に報告するものとする。

6 町長は、前項の審査会の結果、資格認定者となることが適当であると認めるときは、申請者に農林漁業担い手資格認定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(交付金の申請)

第8条 前条第6項の規定により町長の認定がなされた者で、[第4条](#)各号に定める交付金を受けようとする者は、農林漁業担い手育成確保対策交付金交付申請書([様式第4号](#))を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときは、農林漁業担い手育成確保対策交付金交付決定通知書([様式第5号](#))を当該申請者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第9条 前条第2項の決定通知を受けた者が、交付金の交付を受けようとするときは、農林漁業担い手育成確保対策交付金交付請求書([様式第6号](#))を町長に提出するものとする。

(交付金の交付)

第10条 町長は、前条の請求があった場合において、適当であると認めるときは、交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 就業奨励金の交付を受けた者は、交付を受けた日から5年間農林漁業担い手育成確保対策交付金実績報告書([様式第7号](#))を町長に提出するものとする。

(交付金の打ち切り、取消し及び返還)

第12条 奨励金の交付を受けた者が、[別表](#)に掲げる期間において、転出若しくは転業又は農業・漁業協同組合員、森林組合員(正組合員)の資格要件を欠くに至ったときは、[同表](#)に掲げる割合で、既に交付した奨励金の一部の返還を命ずることができる。ただし、申請書その他関係書類に虚偽の記載又は不正な行為があったときの返還は、全額とする。

- 2 研修助成金の交付を受けた者又は受けようとする者が、次に掲げた第1号に該当するに至ったときは、各々の助成金の交付を打ち切り、又は取り消すものとする。また、第2号に該当するときは、既に交付した各々の助成金の全額の返還を命ずることができる。
  - (1) 事業経営又は研修を中止したとき。
  - (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載又は不正な行為があったとき。
- 3 交付金の打ち切り、取消し及び返還を命ずるときは、交付金打切・取消・返還命令書([様式第8号](#))により通知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規程第9号)

この要綱は、平成8年10月16日から施行する。

附 則(平成14年規程第12号)

この要綱は、平成14年8月23日から施行する。

附 則(平成16年告示第6号)

この要綱は、平成16年2月17日から施行する。

附 則(平成16年告示第55号)

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

[別表](#)(第12条関係)

期間	返還金の割合
3年未満	10 / 10
3年以上5年未満	7 / 10

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	2. 畜産関係
調整方針	(1) 家畜防疫対策については、高山町の例により、統一する。 (2) 各種補助金・利子補給・奨励金・報奨金については、下記のとおりとする。 畜産農家環境対策(畜舎消臭対策)事業については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。 和牛妊娠鑑定補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。 肉用牛簡易畜舎設置補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。 増頭対策事業については、高山町の例により統一する。 高齢者対策については、合併までに一元化(再編)する。 (3) 畜産共進会については、合併後に再編する。 (4) 基金の取扱いについては、下記のとおりとする。 肉用繁殖牛特別導入事業基金については、合併までに、一元化(再編)する。 自家保留牛促進対策事業については、合併までに、一元化(再編)する。		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 家畜防疫対策	家畜伝染病予防対策及び自衛防疫組織の維持・強化を図る。各種防疫検査及び家畜衛生情報の啓発。  牛異常産三種混合予防注射補助 牛異常産三種混合予防注射 550円/1頭補助 平成15年度実績 133,100円	同左  牛異常産三種混合予防注射助成 牛異常産三種混合の予防注射 500円/1頭助成 平成15年度実績 738,500円	高山町の例により、統一する。
(2) 補助金・利子補給・奨励金・報奨金 畜産環境対策事業		畜産農家環境対策事業 畜舎消臭対策用木酢液購入 (きもつき森林組合) 購入金額の1/2以内の助成。 平成15年度実績 262,600円	高山町の例により、新町に引き継ぐ。
和牛妊娠鑑定補助事業	和牛妊娠鑑定補助事業 内之浦町和牛部会の行う和牛繁殖牛の妊娠鑑定に伴う費用の1/2以内の補助。 平成15年度実績119,000円		内之浦町の例により新町に引き継ぐが、合併までに事業内容の見直し(補助対象頭数制限の設定)を行うものとする。
肉用牛簡易畜舎設置補助事業	肉用牛簡易畜舎設置事業補助金 肉用牛生産に積極的に取り組み、既存施設での増頭が困難な農家が施設を設置する場合に補助金を交付。  標準事業費の1/2補助。 交付限度額400,000円 平成15年度実績 0円		内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。
増頭対策事業	内之浦町保留牛推進事業利子補給補助金 町内肉用牛飼養農家が子牛を自家保留又は購入し、畜産経営のためJAが資金を貸し付け、その利息に対してJA・町が利子補給する。貸付期間は3ヶ年 平成15年度実績 170,909円	高山町肉用繁殖牛増頭対策奨励金交付事業 増頭意欲のある農家が、前年度の子牛基金の母牛台帳頭数より、郡内で生産された9~24ヶ月以内の牛を増頭した場合には、30,000円以内/頭の奨励金を交付する。 平成15年度実績 720,000円	高山町の例により統一する。ただし、内之浦町既借入分については、貸付期間内(3年間)現行制度を適用する。
高齢者対策事業	高齢者経営奨励事業 対象者:和牛部会会員の満70歳以上及び婦女子  奨励金:均等割で5,000円及び子牛出荷1頭5,000円 平成15年度実績 275,000円	高齢者肉用牛生産促進対策事業 対象者:高山老いどんもきばいもんそや馬頭神さあ会員70歳以上 奨励金:子牛出荷1頭5,000円 平成15年度実績 1,330,000円	合併までに一元化(再編)する。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(3) 畜産共進会	<p>内之浦町和牛共進会 開催時期: 秋季 主 催: 町和牛部会 共 催: JA内之浦支所、町 共進会補助金: H15年度110,000円</p> <p>郡・県畜産共進会出品賞賜金 10,000円 / 1頭</p>	<p>高山町畜産共進会 開催時期: 春季、秋季2回。 主 催: 春季(農協)、秋季(町)。 主催側が経費を負担。(H16年度より 町より共進会補助金として高山町農 協へ交付予定) 町共進会出品牛の手当 町・農協各 2,000円/頭、 郡共進会: 町・農協各 10,000円/頭以内 県共進会: 町・農協各 50,000円/頭以内 九州・全国は開催地を考慮して交 付。</p>	<p>合併後に一元化(再 編)する。 共進会主催者の取扱 い、補助金額・出品頭 数の調整等について は合併後に調整・再編 する。</p>
(4) 基金等 肉用繁殖 牛特別導入 事業 (補助事業)	<p>内之浦町肉用繁殖牛特別導入事 業 事業内容: 肉用繁殖雌牛(4ヶ月~ 4歳未満)を計画的に購入し、農業 者に一定期間無利子で貸付後、そ の者に譲渡。 貸付金額: 400,000円 / 1頭 貸付期間: 子牛・育成 5年間。 成牛 3年間。 【基金の運用及び現在高】 H15年度末貸付額合計3,115,906円 貸付実績 6戸 8頭 基金現在高11,996,039円</p>	<p>高山町肉用繁殖牛特別導入事業 事業内容: 同左。  (運用は子牛のみ)</p> <p>貸付金額: 350,000円 / 1頭 貸付期間: 5年間</p> <p>【基金の運用及び現在高】 H15年度末貸付額合計12,690,447 円 貸付実績 23戸 37頭 基金現在高 26,389,000円</p>	<p>合併までに、一元化 (再編)する。</p>
自家保留 牛促進対策 事業 (町単独事 業)	<p>内之浦町優良牛導入資金貸付事 業 事業内容: 肉用繁殖雌牛(4ヶ月~4 歳未満)を計画的に購入し、農業者 に一定期間無利子で貸付後、その 者に譲渡。 貸付金額: 子牛500,000円 / 1頭 育成・成牛 800,000円 / 1頭 貸付期間: 子牛 5年間。 育成・成牛 3年間。 購入限度: 6頭 / 1戸 【基金の運用及び現在高】 H15年度末貸付額 合計27,510,878円 貸付実績 25戸 52頭 基金現在高50,453,894</p>	<p>高山町優良繁殖牛特別保留事業 事業内容: 肉用繁殖雌牛(9ヶ月~ 23ヶ月以内)を購入し、農業者に一 定期間無利子で貸付後、その者に 譲渡。 貸付金額: 子牛・育成 500,000円 / 1頭 貸付期間: 子牛・育成 3年間。 購入限度: 2頭 / 1戸 【基金の運用及び現在高】 H15年度末貸付額 合計12,000,000円 貸付実績 16戸 24頭 基金現在高30,470,000円</p>	<p>合併までに、一元化 (再編)する。</p>

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	3. 林業・林務関係
調整方針	(1) 林業計画及び補助関係については、現行のまま新町に引き継ぐ。 但し、林業振興助成制度については、高山町の例により新町に引き継ぐ。 (2) 森林維持及び林道管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。 (3) 治山関係については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。 (4) 鳥獣関係については、合併までに一元化(再編)する。 (5) 町有林の岩石売り払いについては、高山町の例により、新町に引き継ぐ。		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 林業計画及び補助関係	内之浦町森林整備計画 ・国、県の森林整備計画に即した市町村のマスタープランであり、地域林業整備方針を定めてある。計画期間は10年で大隅流域森林整備計画の変更とあわせて市町村計画を見直していく作業である。 (事 務) 計画の樹立、見直し、地元説明、公告、閲覧、公表 (計画期間) H.15.4.1～H.24.3.31	高山町森林整備計画 同左	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。
	森林施業計画認定・伐採届受理 ・森林所有者及び所有者に代わって森林経営を行うもの(森林施業の長期受託)が立てた森林団地施業計画を認定。 認定要件 30ha以上のまとまった森林 認定期間 5年間 認定者 町長 計画期間 H.14.4.1～H.19.3.31 ・1ha以上の伐採については、県知事への認可申請となる。  森林整備地域活動支援交付金 ・県補助率 3/4 町補助率 1/4 (実績) 内之浦町森林組合 2,900千円 小手川弘昇 1,540千円 県森林整備公社 1,000千円	森林施業計画認定・伐採届受理 同左  森林整備地域活動支援交付金 ・県補助率 3/4 町補助率 1/4 (実績) きもつき森林組合 2,700千円 県森林整備公社 1,200千円	
		林業振興助成制度 ・きもつき森林組合への貸し付け(条 件) 期 間 1年度間 利 息 無利子 延滞金 償還期限より1月までは7.3%、それ以外は14.6%を日割りで乗じて徴収する。 報 告 事業効果を報告する。 貸付金 7,000,000円	

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(2) 森林維持及び林道管理	緑の募金事業 ・森林の役割を認識し、緑を守るために募金活動を行う。 実施期間 春 2 / 1 ~ 5 / 31 秋 9 / 1 ~ 10 / 31	緑の募金事業 同左	現行のとおり新町に引き継ぐ。
	間伐実施事業(国・県補助事業) ・森林保全整備及び木材等生産機能の向上のための造林事業を推進する。	間伐実施事業(国・県補助事業) 同左	
	市町村有林の維持管理 ・各種事業を導入し、維持管理を行う。	市町村有林の維持管理 同左	
	林道の計画・整備 ・林道台帳整備 9路線	林道の計画・整備 ・林道台帳整備 7路線	
(3) 治山関係	治山事業 ・豪雨、地震等による山地災害を防止し、被害を最小限度にとどめるため治山施設の整備や防災森林の造成等を推進する。 ・良質な水資源の安定な確保に資するため複層林の造成や渓流水を地中に浸透させる水土衰切の整備等の推進 ・地域の憩いの場となるような森林や自然環境等の維持、回復等に考慮した森林の整備等の推進 (関係条例) 県費単独治山事業に係る分担金徴収条例 自己負担割合 15%	治山事業 同左  (関係条例) 県費単独治山事業に係る分担金徴収条例 自己負担割合 10%	高山町の例により、新町に引き継ぐ。
(4) 鳥獣関係	鳥獣被害駆除防除対策事業 ・農林産物の被害の防止及び軽減を図る。 期間 随時 駆除団体 内之浦・岸良猟友会  対策協議会 名称 内之浦町有害鳥獣駆除対策協議会  組織構成 町長、農協役職員、森林組合役職員、高山警察署職員、鹿屋農林水産事務所職員、内之浦及び岸良猟友会長、鳥獣保護員	鳥獣被害駆除防除対策事業 ・農林産物の被害の防止及び軽減を図る。 期間 随時 駆除団体 高山町猟友会  対策協議会 名称 高山町有害鳥獣駆除対策協議会 組織構成 町長、農協役職員、森林組合役職員、高山警察署職員、鹿屋農林水産事務所職員、高山町猟友会長、鳥獣保護員	合併までに一元化(再編)する。
	鳥獣保護 捕獲の許可 飼養の登録 登録鳥獣譲受(引受) 許可証又は登録票の住所等の変更 立入検査	鳥獣保護 同左	
(5) その他		採石契約 ・町有林の岩石売り払いについて採石業者と売買契約を締結する。 ・期間は1年間	高山町の例により、新町に引き継ぐ。

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	4. 水産関係
調整方針	<p>(1) 漁業制度資金利子補給については、現行のとおり新町に引き継ぐ。  (2) 国・県補助事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。  (3) 農林漁業担い手育成確保対策交付金事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。  奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。  (4) 損失保証契約については、現行のまま新町に引き継ぐ。  (5) 漁業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。  (6) ウミガメ保護については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 漁業制度資金利子補給	漁業資金 ・漁業資金全般に関すること (関係条例) 国・県漁業資金関係条例	漁業資金 ・漁業資金全般に関すること (関係条例) 国・県漁業資金関係条例	現行のとおり新町に引き継ぐ。
(2) 国・県補助事業	水産施設の計画及び整備関係事業 ・水産関係災害 ・種子島周辺漁業対策事業 ・漁場機能高度化事業 ・その他	水産施設の計画及び整備関係事業 ・水産関係災害 同左	現行のとおり新町に引き継ぐ。
	地域水産物供給基盤整備事業 ・対象地区 船間漁港 ・計画期間 平成13年度 ~平成22年度 ・事業内容 (別紙資料)	地域水産物供給基盤整備事業 ・対象地区 東風泊漁港 ・計画期間 平成13年度 ~平成22年度 ・事業内容 (別紙資料)	
(3) 担い手育成事業	内之浦町農林漁業担い手育成確保対策交付金事業 ・本町の農林漁業の有能な人材を育成・確保するため新規就業者等の就業促進や定着化、経営者能力の習得のための助成策を講じ、本町農林漁業の振興と活性化を図る。 (内容) 2. 農業・農政関係6. 担い手育成事業において記載の内容と同じ。		内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。 奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。



協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(4) 損失補償 契約	<p>損失補償 ・本町の水産業の振興を図るため、県信用漁協連合会が内之浦町漁協に対して貸し付けた信用事業譲渡資金について、県信用漁協連合会が損失を受けたときに町が補償する。</p> <p>平成10年9月1日開始 当初5億円 平成15年度末残高 2億5千万円</p> <p>内之浦町漁協経営改善委員会 ・内之浦町漁協の経営改善計画の実施状況について協議し、町の水産業振興に資するため設置する。 (構成委員) 鹿屋農林水産事務所長、県林務水産課団体指導監、県漁協連合会総務指導室長、県信用漁協連合会専務理事、町漁協組合長、町漁協参事、町長、町議会議長、議会経済建設委員長</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
(5) 漁業振興 推進協議会	<p>内之浦町漁業振興推進協議会 ・内之浦町漁業の重要施策について調査、協議し、漁業の方針を定め総合的振興を図ると共に漁家経済の向上安定を期するため設置する。 (委員) 内之浦町内3漁協役員各2名 青壮年部長各1名 町議会代表 1名</p> <p>(幹事) 内之浦町漁協参事・総括部長 岸良・船間漁協職員各1名 鹿屋農林水産事務所水産課職員 町林務水産課職員</p>		<p>内之浦町の例により、合併までに調整する。</p>
(6) その他事 業	<p>ウミガメ保護 ・県の保護条例に基づき、ウミガメ保護を行う。</p>	<p>ウミガメ保護 同左</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

別紙資料：地域水産物供給基盤整備事業 内之浦町船間漁港

漁港事業箇所別内訳表

広 域  
 地 域  
 機能高度化

特 定  
 一 般

事務所又は市町村 内之浦町	漁港名 船 間	漁港種別 第 1 種	担当者名 上片野・桑山
------------------	------------	---------------	----------------

	登録漁船	利用漁船	係船岸充足率	用地充足率
H 3	55	130	24	14
H12	65	97	34	16.9
H24	65	105	57	21.1

施設名	工事種目	地区	図面 番号	数量	単位	事業費(百万円)		整 備 工 程 (単位：百万円) 6										備 考
						承認額	変更希望額	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
						3	4	5										
外郭施設	防波堤			58.0	m	580	580	50	120	100	100	100			110			
	防波堤(北)			20.0	m	70	70										70	
	護岸(防波)			15.0	m	45	45										45	
水域施設	- 2 m航路			1,473	m <sup>2</sup>	15	63								63			
	- 2 m泊地			1,943	m <sup>2</sup>	23	35							35				
	- 2 m泊地			1,065	m <sup>2</sup>	13	19									19		
係留施設	- 2 m物揚場			55.0	m	72	215						114	101				
	- 2 m物揚場			70.0	m	98	98									98		
	取付護岸(A)			10.0	m	5	36						36					
	取付護岸(B)			10.0	m	5	0											
	取付護岸(C)			10.0	m	5	36									36		
輸送施設	道路(A)			70.0	m	11	0											
	道路(B)			23.0	m	1	0											
用 地	野積場(A)			971	m <sup>2</sup>	1	20							20				
	野積場(B)			540	m <sup>2</sup>	2	0											
	野積場(C)			250	m <sup>2</sup>	0	3										3	
	漁具保管修理施設			1,150	m <sup>2</sup>	2	3										3	
その他																		
( ) 漁港施設小計						948	1,223	50	120	100	100	100	150	156	173	153	121	
漁場施設																		
( ) 漁場施設小計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 ( ) + ( )						948	1,223	50	120	100	100	100	150	156	173	153	121	
その他の事業 (漁村事業等)																		

# 別紙資料：地域水産物供給基盤整備事業 高山町東風泊漁港

漁港事業箇所別内訳表

広 域  
地 域  
機能高度化

特 定

一 般

事務所又は市町村	漁港名	漁港種別	担当者名
高山町	東風泊	1種	竹之下 克明

	登録漁船	利用漁船	係船岸充足率	用地充足率
H3	66隻	103隻	19%	9.5%
H12	49隻	75隻	24%	7.5%
H24	51隻	78隻	66%	38.7%

施設名	工事種目	地区 1	図面 番号 2	数 量	単 位	事業費(百万円)		整 備 工 程 (単位：百万円) 6										備 考	
						承認額 3	変更希望額 4	H13 5	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
外郭施設	山下防波堤A(新設)			149	m	47	47		8								39		
	山下防波堤B(新設)			62	m	355	200	85	105									10	
	山下防波堤(改良)			178	m	400	800		5		83	120	150	150	90			202	
	宮下防波堤(新設)			50	m	83	166		12	117	37								
	内防波堤(新設)			15	m	40	40												40
	護岸(新設)			55	m	65	65			3						62			
係留施設	-2.0m物揚場(新設)			100	m	35	20	20											
	-2.0m物揚場(新設)			60	m	118	118											118	
	護岸(新設)			12	m	12	12											12	
	船揚場(新設)			30	m	76	40											40	
水域施設	-2.0m泊地(新設)			100	m <sup>2</sup>	1	1										1		
輸送施設	道路(新設)			15	m	3	3												3
	道路(新設)			200	m	60	40												40
用地	用地(新設)			6,388	m <sup>2</sup>	45	35	2										33	
	護岸(新設)			48	m	2	3	3											
	護岸(新設)			52	m	18	18											18	
( )漁港施設小計						1,360	1,608	110	130	120	120	120	150	150	152	222	334		
( )漁場施設小計						0	0												
合計( )+( )						1,360	1,608	110	130	120	120	120	150	150	152	222	334		
その他の事業 (漁村事業等)																			

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	5. 農業土木関係
調整方針	<p>(1) 国・県補助事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 県営・団体営事業の区画整理事業、国庫農地災害及びその他農地災害に伴う受益者負担については、新町において決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 農道・集落道等の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 土地改良区については、新町において合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。</p>		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 国・県補助事業	中山間地域総合整備事業 県単独農業農村整備事業	県営畑地帯総合整備事業 経営体育成基盤整備事業 県営老ため池整備事業 中山間地域総合整備事業 農地防災事業・農地保全 県単独農業農村整備事業	現行のとおり新町に引き継ぐ。
(2) 分担金 県営・団体営事業	区画整理事業(水田)に伴う受益者負担 10a当たり3万円	区画整理事業(水田)に伴う受益者負担10a当たり2万円 区画整理事業(畑)に伴う受益者負担10a当たり2万円	受益者負担については、合併後、新町において決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。
国庫農地災害	事業費負担 国 50% 受益者 50%	事業費負担 国50%、町40%、受益者10%	
その他農地災害	事業費負担 受益者100%(実績なし)	事業費負担 町単農地災害 町80% 受益者20%	
(3) 農道・集落道等の維持管理	農道等の維持管理を重機借り上げ、原材料支給にて実施している。	同左	現行のとおり新町に引き継ぐ。
(4) 土地改良区	内之浦土地改良区補助 平成16年度1,130,000円	高山町土地改良区補助 平成16年度1,152,000円 笠野原土地改良区補助 平成16年度89,000円	新町において、土地改良区の合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。

肝属合併協議会の調整内容

協定項目	38. 農林水産業関係事業	関係項目	6. 農業委員会関係
調整方針	(1) 農地の取得下限面積については現行のとおりとする。 (2) 農作業標準小作料及び農作業標準賃金については、合併後、統一する。 (3) 農業後継者育成対策事業については合併時廃止する。		

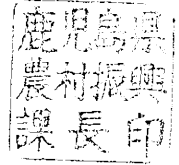
協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
(1) 農地取得下限面積	現行30アール	現行40アール	現行のとおり、新町に引き継ぐ。
(2) 農作業標準小作料	3年に1回標準小作料の改定を行なう。 委員全員が各担当地区の農家に各項目ごとの聞き取り調査を行い、それを基に向こう3年間の標準小作料を定める。 【標準小作料】 上田 18,000円 中田 13,000円 下田 8,000円 畑 8,000円	担い手農家5ヘクタールの経営農家を基準にして経営の安定できる小作料を算出。 【標準小作料】 田 モミ2俵 畑 5,000円	現行のとおり、新町に引き継ぎ、合併後、一元化(再編)する。
農作業標準賃金	耕耘 5,500円~14,500円 田植え 6,700円 コンバイン 15,000円 バインダー 7,500円 動力脱穀 9,000円 ち苗起育成 7,800円  一般作業賃金 最高 6,100円 最低 4,900円 籾乾燥請負 生籾 1,000円 半乾燥籾 500円	田:耕耘のみ 4,500円 田植え 7,000円 コンバイン 15,000円 バインダー 7,000円 動力脱穀 7,000円  代播き 12,000円 一般作業賃金 最高 7,500円 最低 4,800円	現行のとおり、新町に引き継ぎ、合併後、一元化(再編)する。
(3) 農業後継者育成対策事業	農業後継者婚姻賞賜金交付要綱による *交付金額30,000円/1組	農業後継者婚姻賞賜金交付要綱による *交付金額50,000円/1組	合併時廃止する。

平成16年5月12日



各市町村農業委員会会長  
鹿島村経済土木課長 } 様

鹿児島県農政部農村振興課長



市町村合併に伴う下限面積及び標準小作料の取り扱いについて(通知)

標記のことについて、問い合わせ等が多くなりましたことから、下記のとおり、あらためてお知らせします。

記

1 下限面積について

下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定により県知事が定めることとなっており、その基準については、施行規則第3条の4において定められています。

本県では、昭和27年に制定され、昭和46年、平成9年に改正(別添県告示参照)を行っております。

ただし、告示にもあるとおり、市町村合併に伴い、直ちに見直しを行わなくてはならないものではないため、合併後も旧市町村において定められている下限面積を適用することとしています。

2 標準小作料について

標準小作料については、農地法第23条の規定により各市町村農業委員会が定めることができるとなっています。

標準小作料についても、市町村合併に伴い直ちに見直しを行わなくてはならないものではないため、合併後は旧市町村において定められている標準小作料を適用することができます。ただし、必要に応じ各農業委員会において見直しを行って下さい。

問い合わせ先

鹿児島県農政部農村振興課農地調整係 吉永

電話 099-286-3111

鹿児島県告示第1264号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定により、区域及び面積を次のように定め、平成9年10月1日から施行する。

なお、昭和46年1月4日鹿児島県告示第1号(農地法第3条の規定により知事が定める面積)は、平成9年9月30日限り廃止する。

平成9年9月5日

鹿児島県知事 須賀龍郎

1 区域及び面積

区 域	面 積
鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、樋脇町、入来町、東町、横川町、吉松町、高山町、吾平町及び大根占町	40アール
川内市、串木野市、指宿市、垂水市(昭和30年1月10日合併前の垂水町の区域)、喜入町、大浦町、川辺町、市来町、東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町、吹上町、金峰町、東郷町、加治木町、始良町、蒲生町、牧園町、霧島町、内之浦町、根占町、田代町、佐多町、上屋久町及び龍郷町	30アール
鹿児島市、名瀬市、加世田市、国分市、垂水市(昭和30年1月10日合併前の垂水町の区域を除く区域)、吉田町、桜島町、三島村、十島村、笠沙町、坊津町、里村、下飯村、華人町、福山町(大字福山字船木、大平、本屋敷、山下、白田、迫田、山ノ口、寺山、落平、田ノ平、荒平口、樺木、出水、松木山、大田、磯脇、海添、堂ノ前、柳ノ元、松原坂、角ノ谷、小城平、イック島、寺屋敷、桑水流、セメ、木場平、芋山、前田、加治屋坂、葛蒲田、宇都口、市屋敷、屋籠、大王坂、大分野、谷ノ口、大廻、天神平、中崎、熊ノ谷、遠崎、南園、坂ノ口、屋根添、遠崎平、古城、並木添、勢通し、人形平、上ノ茶屋、猫内、枯松ヶ谷、榎田、田ノ尻、田方、野平、柿木平、カラミ、宮田、城平、瀬戸、麓、前平、クチハ、上町、中町、宮下、海岸、軍ヶ尾、平田、石原田、久保下、狗ヶ下、湊、小河原、池字都、中ノ平、塚田、江尻田、二間瀬平、二間瀬、大坪平、田尻、瀬戸口、猿ハミ、宇都、踊石、片城、一本松、旧城山、高原ヶ疎、猪久保、丸尾頭、大河内、黒木越、楠平、中磯及び石ヶ峯の区域)、大和村、宇検村、瀬戸内町及び住用村	20アール
上飯村及び鹿島村	10アール

2 平成9年10月1日後に、市町村の廃置分合若しくは境界変更又は字の区域の変更等により1で定めた区域に変動が生じた場合、その変動が生じた区域は、変動前の区域に含まれているものとして扱うこととする。

協定項目38 農林水産業関係事業

協議会名	内 容
日 置	<p>農林水産関係事業については、次の通り実施するものとする。</p> <p>(共通)</p> <p>(1)農林水産関係の各種計画・マスタープラン等は、新市の基本計画を基に、新市の一体性を保つよう新市において策定する。</p> <p>(2)国・県補助事業については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3)町単独事業については、同一・類似の事業を統廃合する等均衡を保つよう調整する。</p> <p>(4)農林水産祭等のイベントは現行のまま新市に引き継ぎ、新市の一体性を保つよう新市において調整する。</p> <p>(農業委員会関係事業)</p> <p>(5)農業委員会関係事業は、原則として現行の通り新市に引き継ぐ。</p> <p>(6)農作業標準賃金は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(7)標準小作料は、均衡を保つよう新市において速やかに統一する。</p> <p>(農政関係事業)</p> <p>(8)新規就農等支援事業は、均衡を保つよう新市において支援策を策定する。</p> <p>(9)農業制度資金利子補給事業は、均衡を保つよう新市において統一する。</p> <p>(畜産関係事業)</p> <p>(10)畜産共進会は、均衡を保つよう調整し新市に引き継ぐ。</p> <p>(農業土木関係事業)</p> <p>(11)農業農村整備事業(県営、団体営、県単独)の地元負担率については、新市において統一する。ただし、継続事業及び合併時まで採択された事業は原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(12)町単独生産基盤整備事業及び町単独環境整備事業については、吹上町の事例を参考に新市の一体性を保つよう調整し、新市に引き継ぐ。</p> <p>(林務関係事業)</p> <p>(13)県単独補助治山事業の受益者負担率は、事業費の 10%に統一する。</p> <p>(水産関係事業)</p> <p>(14)水産関係事業は、均衡を保つよう調整し新市に引き継ぐ。</p> <p>(災害復旧事業関係)</p> <p>(15)農地災害復旧事業の受益者負担率は、補助残の 25%に統一する。</p>
指 宿 地 区 4 市 町	<p>1 国・県補助事業については、新市においても引き続き有効的に活用するよう努め、継続事業については、新市においても引き続き実施するよう調整する。</p> <p>2 国・県補助事業に係る受益者負担割合については、新市において事業採択時に調整する。ただし、継続事業の場合は現行のとおりとする。なお、旧市町の同一・同時申請事業で、事業採択上、地区を分割し、事業採択時期が異なることにより、合併前後の事業採択地区間で不均衡が生じる場合は、必要に応じて調整する。</p> <p>3 市・町単独事業については、従前の経緯と新市の一体性の確保を考慮し、可能な限り新市に引き継ぐよう調整する。</p> <p>4 災害復旧事業に係る受益者負担割合については、合併時に調整する。</p>
川 薩 地 区	<p>1、農政関係事業</p> <p>地域農業マスタープラン及び農業振興助成制度(融資関係市町村単独)については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>農業公社設立準備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>研修センター及び特産品加工センターの管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>市町民農園(ふれあい農園)については、現在利用者が借りている農地については現行のまま新市に引き継ぐこととし、管理運営については新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>2、畜産関係事業</p> <p>生産総合対策事業(畜産ハード畜産経営活性化事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>大家畜経営活性化資金利子補給事業及び大家畜経営改善支援資金並びに大家畜経営維持資金については、新市に移行後速やかに調整する。ただし、債務負担行為にて既に実施されているものについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>肉用牛特別導入事業及び肥育素牛導入事業並びに優良牛雌牛貸付事業については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>肉用牛付加価値利用貸付事業及び営農改善家畜貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>特定離島ふるさとおこし推進事業(県有牛導入事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>家畜運営診療所及び管理事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>共同利用畜舎管理事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>山羊研究所飼育事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3、林業関係事業</p> <p>市町村森林整備計画については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>県費単独補助治山事業、鳥獣飼養許可、林業施設整備及び林業振興推進協議会については、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>火入れ許可については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>4、農業土木関係事業</p> <p>農業農村整備管理計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>農道等に関する使用(占有)許可、農道等に関する境界協定申請処理及び農道・水路・法定外公共物・里道に関する境界協定申請処理については、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>土地改良関係負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>土地改良事業分担金徴収については、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>土地改良区の育成については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p>



協定項目38 農林水産業関係事業

協議会名	内 容
	<p>土地改良区の合併については、将来統合するよう調整に努める。</p> <p>農村公園維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>生態系保存資料館「アクアイム」の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>県単独農業農村整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ</p> <p>市町村単独農業農村整備事業については、新市に移行後速やかに調整する。</p> <p>農地農業用施設災害復旧事業及び市町村単独農地農業用施設災害復旧事業並びに特別災害復旧事業については、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>5、水産関係事業</p> <p>漁港及び漁港に付随する公園等の管理については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>漁港占用許可及び漁港使用料徴収制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>水産物地方卸売市場については、現行のまま新市に引き継ぐ。移転計画は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>水産関係施設の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>水産観光促進奨励金制度については、四村を対象にし、合併時に、上甗村の例により調整する。</p> <p>信用事業譲渡に伴う損失補償及び利子補給については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>漁船建造資金利子補助制度については、四村を対象にし、漁業者に対する補助制度とし、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>
薩摩東部地区	<p>1. 農政・特産関連事業</p> <p>(1) 農振農用地区域については、当分の間現行のとおりとし、新町において農業振興地域整備計画を新たに策定する。</p> <p>(2) 農業経営改善支援活動事業については、現行のとおり新町において実施する。ただし、経営改善支援センターについては、新町において新たに設置する。地域農業マスタープラン及びアクションプログラムについては、新町において新たに策定する。</p> <p>(3) 認定農業者育成事業</p> <p>認定農業者会については、団体の意向を十分踏まえ、合併時に統合できるよう調整に努める。補助金については、合併後新町において調整する。</p> <p>認定農業者計画達成支援対策事業については、薩摩町の例により新町において実施する。ただし、補助金は事業費の10%上乗せとし、100万円を限度とする。</p> <p>利子補給事業については、制度の範囲内とする。ただし、合併時の継続者は償還終了まで旧町の例による。</p> <p>新規就農者育成資金貸与については、合併時に廃止する。ただし、合併前に認定を受けた者は、期間終了まで旧町の例による。</p> <p>就農支援資金償還助成については、宮之城町の例により合併後統一する。</p> <p>(4) 生産調整については、平成16年度からの米政策改革に向け、JAさつまと管内4町及び関係機関団体の連携会で調整を図りながら策定中である地域水田農業ビジョンの中で、米の生産調整をはじめ水田農業に関する施策を掲げ、各町米の政策改革を進めながら、合併後新町において地域水田農業ビジョンの調整及び策定を行う。</p> <p>(5) 経営構造対策事業については、現在計画認定を受けているものは、引き続き新町において実施する。</p> <p>(6) 農業生産総合対策事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(7) 特定農山村地域市町村支援事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) アグリマイティ資金利子補給事業については、鶴田町の例により新町において実施する。</p> <p>(9) 地域米消費拡大対策事業については、地産地消の観点から新町において推進する。(10) 新農村振興運動事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(11) 営農作物研究調査事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(12) 美しい町づくり花いっぱい推進事業については、水田活用方策として、合併後新町において推進する。</p> <p>(13) 特産品直売所管理運営事業については、それぞれの地域特性を生かすため、現行の体制で新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(14) 農産加工センター管理運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(15) 農村公園、交流施設等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。管理運営については、現行のとおりとし、新町において随時調整する。</p> <p>(16) 農林業まつりについては、新町の一体性を図るため、合併後新町において調整する。</p> <p>(17) グリーンツーリズム事業については、新町においても重点事業として実施する。</p> <p>(18) 小作料協議会については、新町において新たに設置する。</p> <p>委員構成・定数等については、宮之城町の例による。また、小作料標準額については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(19) 農地利用集積実践事業、遊休農地解消総合対策事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p>
	<p>2. 畜産関係事業</p> <p>(1) 酪農・肉用牛生産近代化計画、大家畜活性化資金利子補給事業、自給粗飼料増産総合対策事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 畜産振興総合対策推進指導事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(3) 肉用牛特別導入事業については、鶴田町の例により合併時に統一する。基金取り崩し限度額については、育成雌牛42万円、成雌牛42万円とする。また、基金については、県と協議のうえ調整する。</p> <p>(4) 家畜自衛防疫協議会については、合併時に統合する。また、ワクチン接種については、合併時まで調整する。</p> <p>(5) 畜産共進会等については、合併時まで調整する。</p> <p>(6) 家畜検査場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(7) 堆肥センター建設事業計画については、新町において検討を進めながら調整に努める。</p>

協定項目38 農林水産業関係事業

協議会名	内 容
	<p>3. 林務関係事業</p> <p>(1) 経営改善資金貸付金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 地域森林計画、市町村森林整備計画については、平成16年度に見直し作業を行い、統一した計画書を策定する。</p> <p>(3) 生活環境保全林については、現行のとおり指定区域を新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 林道・作業道・作業路開設事業及び森林整備事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(5) 県費単独補助治山事業については、宮之城町の例により合併時に統一する。また、県営治山事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(6) 千年の森推進事業については、宮之城町の例により新町において実施する。</p> <p>(7) みどり推進協議会については、合併時に統合する。</p> <p>(8) 分収造林事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(9) 町有林育成管理については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(10) 有害鳥獣駆除事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。ただし、委託料及び報償金については、表2・3のとおりとする。</p> <p>(11) 猟友会については、各団体の意向を十分踏まえ、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。</p> <p>(12) キャンプ施設等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 林業機械管理事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4. 耕地関係事業</p> <p>(1) 県単独農業農村整備事業、基盤整備促進事業、県営ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業の継続事業については、新町に引き継ぐものとし、地元負担を伴うものは表4のとおり合併時に統一する。ただし、平成16年度は旧町の例による。</p> <p>(2) 農地保全整備事業、里地棚田保全整備事業、一般農道(過疎基幹)整備事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(3) ため池等整備事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。ただし、地元負担については、公共性が高いので0%とする。</p> <p>(4) 農地・農業用施設災害復旧事業については、宮之城町の例により合併時に統一する。受益者負担については、農地・施設とも補助残の20%とする。ただし、平成16年度は旧町の例による。</p> <p>(5) 農道等土地改良施設維持管理については、合併後新町において調整する。</p> <p>(6) 農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業、ふるさと農道緊急整備事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。</p> <p>(7) 広域営農団地農道等整備事業については、現行のとおりとする。</p>
始良西部	<p>1 農業振興地域整備促進事業については、新市において新たに農業振興地域整備計画を策定する。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想については、新市において新たに地域農業マスタープランを策定する。</p> <p>3 森林整備計画については、新市において新たに森林整備計画を策定する。新市森林整備計画が策定されるまでは、現行のとおりとする。</p> <p>4 土地改良関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業に伴う分担金については、合併までに調整する。</p> <p>5 漁港関連施設の整備事業及び管理等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
始良中央	<p>一 地域農政推進対策事業(農政審議会含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整すること</p> <p>二 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整すること</p> <p>三 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、経過措置を含め制度内容等を合併までに調整すること</p> <p>四 農業制度(振興)資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整すること</p> <p>金融運営協議会等の設置については、合併までに調整すること</p> <p>福山町が実施している農業経営振興資金(単独)貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すること</p> <p>五 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整すること</p> <p>六 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止すること</p> <p>七 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整すること</p> <p>八 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整すること</p> <p>九 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討すること</p>

協定項目38 農林水産業関係事業

協議会名	内 容
吉松町・栗野町	<p>(農業関係事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 標準小作料については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>2. 農地取得の下限面積については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>3. 吉松町農業・農村振興推進協議会及び栗野町農林業推進協議会は廃止し、合併後新たに農業振興に係る協議会と林業振興に係る協議会に分けて設置する。</li> <li>4. 小規模排水対策原材料支給事業は、栗野町の例により調整する。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>5. 農業振興地域整備計画書については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成20年度(見直し年度)に新たに策定する。</li> <li>6. 認定農業者育成支援強化対策事業については、栗野町の例により調整する。</li> <li>7. 吉松町の農政顧問制度は、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>8. 農業制度資金利子補給事業及び農業経営基盤強化資金利子助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>9. 吉松町農林業従事者労働災害共済事業については、吉松町の例により調整する。</li> <li>10. 吉松町手づくりの村づくり事業は、新町に移行後、新たに制度を制定する。</li> <li>11. 水田農業推進協議会については、合併後新たに設置する。</li> <li>12. 地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成19年度(見直し年度)に新たに策定する。</li> <li>13. 水稲航空防除については、新町に移行後も継続して実施するものとし、協議会の基金及び繰越金については、新町において新たに設置する協議会に引き継ぐ。</li> <li>14. 町単独の園芸ハウス設置に係る補助事業については、吉松町の例により調整する。</li> <li>15. 露地野菜等振興対策事業については、合併後も引き続き推進する。</li> </ol> <p>(林業水産業関係事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村森林整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度(見直し年度)に新たに策定する。</li> <li>2. 林業振興推進協議会については、合併後新たに設置する。</li> <li>3. 県費単独補助治山事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>4. 火入れ許可については、吉松町の例により調整する。</li> <li>5. 作業道・作業路の維持補修については、原材料支給等の方法により実施する。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> </ol> <p>(農業土木関係事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業農村整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>2. 農地・農業用施設災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>3. 町単独小規模土地改良事業については、原材料等支給等の方法により実施する。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>4. 土地改良区については、新町移行後も当分の間現行のとおりとし、それぞれの団体の経緯と実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</li> <li>5. 町単独災害復旧事業については、補助金制度を廃止し、原材料支給等の方法により実施する。ただし、受益者負担金については、新町において定める。</li> <li>6. 堂本用水路管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>7. 土地改良施設維持管理適正化事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>8. 川添排水機場保守点検業務委託については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ol> <p>(畜産関係事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 肉用牛畜舎等新設改良事業、肉用牛簡易牛舎施設整備事業及び簡易堆肥舎設置事業については、制度を統合し、新町においても引き続き実施する。ただし、補助基準及び補助率については、新町において定める。</li> <li>2. 肉用牛導入基金貸付事業、優良家畜保留事業及び優良牛造成事業については、新町に移行後、新たに制度を制定する。</li> <li>3. 和牛、乳牛導入資金利子補給事業、優良牛造成事業利子補給事業及び優良牛育成事業については、廃止する。</li> <li>4. ET技術活用に関する補助事業については、新町に移行後も引き続き実施する。ただし、補助金については、新町において定める。</li> <li>5. 畜産共進会については、新町において和牛、乳牛それぞれ共進会運営協議会を設置し、均衡を保つよう調整しながら実施する。</li> </ol>

## 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

1. 老人保健福祉計画は、合併後平成 17 年度中に新町において策定する。
2. 老人福祉関連施設運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 高山町の福祉バス及び内之浦町の僻地患者輸送バスについては、現行のとおりとする。
4. 敬老年金は、9 月 1 日現在で引き続き 1 年以上の居住者の 75 歳以上を対象者とする。  
    敬老祝い金は、内之浦町の例による。  
    長寿祝事業は、社会福祉大会に一本化する。  
    敬老バス乗車運賃助成金交付事業は、高山町の例による。
5. 高齢者の生きがいと健康づくり事業は、内之浦町の例により実施する。
6. 老人保護措置事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
7. 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
8. 福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。

次の事業については、高山町の例により合併までに統合する。

9. 日常生活用具給付等事業
10. 地域ケア推進事業
11. 家庭介護用品の支給
12. 生活指導型ショートステイ
13. 配食サービス事業

次の事業については、内之浦町の例により合併までに統合する。

14. 家族介護者ヘルパー受講支援事業
15. 成年後見制度利用支援事業

次の事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- 16．住宅改修支援事業（理由書作成分）
- 17．生きがい対応型デイサービス事業
- 18．緊急通報体制整備事業
- 19．寝具乾燥消毒サービス事業

次の事業については、合併までに再編する。

- 20．はり・きゅう利用扶助
- 21．軽度生活援助事業
- 22．外出支援サービス事業
- 23．家族介護教室
- 24．介護予防事業
- 25．高齢者地域支援体制整備評価事業
- 26．社会福祉大会

平成16年7月8日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	42. 高齢者福祉事業	関係項目
調整方針	<p>1. 老人保健福祉計画は、合併後平成17年度中に新町において策定する。</p> <p>2. 老人福祉関連施設運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>3. 高山町の福祉バス及び内之浦町の僻地患者輸送バスについては、現行のとおりとする。</p> <p>4. 敬老年金は、9月1日現在で引き続き1年以上の居住者の75歳以上を対象者とする。 敬老祝い金は、内之浦町の例による。 長寿祝事業は、社会福祉大会に一本化する。 敬老バス乗車運賃助成金交付事業は、高山町の例による。</p> <p>5. 高齢者の生きがいと健康づくり事業は、内之浦町の例により実施する。</p> <p>6. 老人保護措置事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>7. 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>8. 福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。</p> <p>次の事業については、高山町の例により合併までに統合する。</p> <p>9. 日常生活用具給付等事業</p> <p>10. 地域ケア推進事業</p> <p>11. 家庭介護用品の支給</p> <p>12. 生活指導型ショートステイ</p> <p>13. 配食サービス事業</p> <p>次の事業については、内之浦町の例により合併までに統合する。</p> <p>14. 家族介護者ヘルパー受講支援事業</p> <p>15. 成年後見制度利用支援事業</p> <p>次の事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>16. 住宅改修支援事業(理由書作成成分)</p> <p>17. 生きがい対応型デイサービス事業</p> <p>18. 緊急通報体制整備事業</p> <p>19. 寝具乾燥消毒サービス事業</p> <p>次の事業については、合併までに再編する。</p> <p>20. はり・きゅう利用扶助</p> <p>21. 軽度生活援助事業</p> <p>22. 外出支援サービス事業</p> <p>23. 家族介護教室</p> <p>24. 介護予防事業</p> <p>25. 高齢者地域支援体制整備評価事業</p> <p>26. 社会福祉大会</p>	

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
1. 老人保健福祉計画	<p>【事業の目的】 要支援・要介護者の推計を行い介護保険料設定を行うとともに、要介護状態にならないための対策を含めすべての高齢者に対する保健福祉サービス施策の体系化を図る。</p> <p>【現計画】 平成15年3月策定。 計画期間は平成15年度～平成19年度である。ただし、介護保険料の見直しのため合併後の平成17年度中に第3期介護保険事業計画を策定予定のため同時期に策定。</p>	同左	介護保険事業計画と同様に合併後、平成17年度中に新町において策定する。
2. 老人福祉関連施設運営事業	<p>【施設名称】 老人憩いの家</p>	<p>【施設名称】 高山町老人福祉センター 町民憩いの家</p>	現行のとおり新町に引き継ぐ。
3. 福祉バス運行事業	<p>【概要】 大浦地区等無医地区と、岸良の診療所までの間をへき地患者輸送車として毎週1回運行している。</p>	<p>【概要】 保健福祉課の実施する事業の際の送迎、老人クラブの研修旅行及び福祉に関する団体等に保健福祉課の所有するバスを貸与する事業</p>	現行のとおり新町に引き継ぐ。
4. 敬老事業	<p>(1) 敬老年金 【対象者】 町内に引き続き6ヶ月以上居住し、9月15日現在で年齢80歳以上の者 【支給額】 80歳～89歳 10,000円 90歳～99歳 20,000円 記念品(商品券)5,000円 100歳以上 100,000円 記念品(商品券)5,000円</p>	<p>(1) 敬老年金 【対象者】 町内に引き続き1年以上居住し、9月1日現在で年齢70歳以上の者 【支給額】 70歳～79歳 2,000円 80歳～89歳 5,000円 90歳～94歳 8,000円 95歳～99歳 15,000円 100歳以上 100,000円</p>	敬老年金は、9月1日現在で引き続き1年以上の居住者の75歳以上を対象とする。支給額については、合併までに調整する。
	<p>(2) 敬老祝金 100歳の誕生日に祝金100,000円を贈る。</p>		敬老祝金は、内之浦町の例による。
		<p>(3) 長寿祝事業 88歳以上の高齢者全員に記念品及び祝い菓子を贈呈する。また、式典を開催し出席者を料理でもてなす。</p>	長寿祝事業は、社会福祉大会に一本化する。
		<p>(4) 敬老バス乗車賃助成金交付事業 町内に住所を有する70歳以上の高齢者が、バス乗車回数券の購入に要した額の2分の1を年間4,000円を限度に支給する。</p>	敬老バス乗車賃助成金交付事業は、高山町の例による。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
5. 高齢者の生きがいと健康づくり事業	補助事業により、老人クラブに委託し、下記の事業を実施 (1)ゲートボール大会 (2)スポーツ大会 (3)グランドゴルフ大会  【補助事業】 体制整備・普及・啓発等事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4	町単独で下記の事業を実施  (1)いきいきシルバーゲートボール大会及びグランドゴルフ大会 (2)いきいきシルバースポーツ大会 (3)いきいきシルバー囲碁大会 (4)長寿者ナンコ大会 (5)合同金婚式	事業形態は、内之浦町の例により実施する。事業内容等については、新町において調整する。
6. 老人保護措置事業	【概要】 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している65歳以上の方が施設入所して生活する。  【費用徴収基準】 ・本人は前年の所得状況に応じて階層別に負担額を決定。 ・扶養義務者は前年の所得税額により負担額を決定  【経費負担割合】 国1/2 県1/4 町1/4	同左	現行のとおり新町に引き継ぐ。
7. 在宅介護支援センター	【内容】 在宅の要援護高齢者、若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉、介護サービス等が総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整を実施する。 【設置数】 地域型在宅介護支援センター 1カ所 基幹型在宅介護支援センター なし 【補助事業】 在宅介護支援センター補助対象及び在宅介護支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4  * 関連事業 【実態調査事業】 地域の要援護高齢者等の心身の状況又はその家族等の状況等の実態を把握する。 【介護予防プラン作成事業】 要介護状態になる危険因子の高い者に対して、適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する。	【内容】  同左  【設置数】 地域型在宅介護支援センター 2カ所 基幹型在宅介護支援センター なし 【補助事業】 在宅介護支援センター補助対象及び介護予防事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4  * 関連事業  同左	現行のとおり新町に引き継ぐ。



協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
8. 福祉手当	<p>【目的】 寝たきり、痴呆老人等介護する者に、町民福祉手当を支給することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【支給要件】 本町に1年以上住所を有し、6ヶ月以上引き続き、寝たきり、痴呆老人や重度心身障害児(者)を、常時介護している者に対して支給。</p> <p>【支給制限】 施設又は病院若しくは診療所、老人保健法に規定する老人保健施設に、継続して3月を超えて入院し、又は入所にするに至ったとき。</p> <p>【申請】 毎年1回</p> <p>【支給額】 年60,000円</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【支給要件】 本町に1年以上住所を有し、在宅の寝たきり高齢者や重度身体障害者(児)等を6ヶ月以上継続して、常時介護している者に対して支給。</p> <p>【支給制限】 施設入所、入院、又はショートステイを10日以上利用したとき。</p> <p>【申請】 毎年1回 (半年に1回は調査票も提出)</p> <p>【支給額】 同左</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。</p>
9. 日常生活用具給付等事業	<p>一人暮らし高齢者等に対して、福祉電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>* 町単独事業</p>	<p>一人暮らし高齢者等に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>給付用具：電磁調理器、火災警報器、自動消火器、 貸与用具：老人用電話</p> <p>【補助事業】 日常生活用具給付等事業 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>高山町の例により統合する。</p>
10. 地域ケア推進事業	<p>【事業内容】 高齢者の処遇について、検討する。介護保険制度連絡調整会議作業部会にて実施。</p>	<p>【事業の内容】 高齢者が、住み慣れた地域で暮らせるよう保健、福祉、介護等が連携し、効果的なサービス、地域ケアの総合的調整等のために、地域ケア会議を開催する。</p> <p>【事務局】 役場保健福祉課</p>	<p>高山町の例により統合する。</p>
11. 家庭介護用品の支給	<p>未実施</p>	<p>重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護用品を支給し、在宅介護における家族の精神的及び経済的負担を軽減する。</p> <p>【支給対象用品】 紙おむつ、尿取りパッド 使い捨て手袋、清拭材</p> <p>【支給額】 年間6万円 (6回に分けて支給)</p> <p>【補助事業】 家族介護支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>高山町の例により統合する。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
12. 生活指導型 ショートステイ	未実施	<p>社会適応が困難な介護保険の対象とならない高齢者に対し、老人福祉施設を活用し、短期間の宿泊による日常生活に対する指導及び支援を行うことにより、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【利用料】 1日当たり 381円(他に飲食物費相当額)</p> <p>【実施施設】 国見園</p> <p>【補助事業】 介護予防・生きがい活動支援事業 補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	高山町の例により統合する。
13. 配食サービス 事業	<p>ひとり暮らし及び虚弱な高齢者や心身障害者の属する世帯で日常生活に支障のある者に対し、必要に応じて配食を行うことにより、声かけを兼ねて孤独感の解消と安否の確認を行うことを目的とする。</p> <p>【実施状況】 週1回木曜日の昼食のみ</p> <p>【利用者負担】 300円</p> <p>【補助】 町単独事業</p> <p>【委託先】 社会福祉協議会</p>	<p>在宅の虚弱な高齢者等の家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、訪問により栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、訪問の際に併せて利用者の安否を確認する。</p> <p>【実施状況】 月曜から土曜までの毎日、昼及び夕食。</p> <p>【利用者負担】 300円</p> <p>【補助】 介護予防・生きがい活動支援事業 補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p> <p>【委託先】 町内業者</p>	高山町の例により統合するが、実施形態については、合併までに調整する。
14. 家族介護者 ヘルパー受講 支援事業	<p>家族介護の経験者が訪問介護員の養成研修を受講する場合、教材費・交通費・昼食代等を除く費用の一部について3万円を上限に助成金を交付する。</p> <p>【補助事業】 家族介護支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	未実施	内之浦町の例により一元化統合する。
15. 成年後見制 度利用支援 事業	<p>成年後見制度の利用促進のために、広報・啓発、制度の利用にかかる経費を助成する等、成年後見制度の利用に対する支援を行う。経費助成対象者は、介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者。</p> <p>【補助事業】 体制整備・普及・啓発等事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	未実施	内之浦町の例により統合する。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
16. 住宅改修支 援事業(理由 書作成成分)	介護支援専門員等が居宅介護・ 支援住宅改修費の支給申請に係 る理由書作成時に1件当たり2、 000円を助成。 【補助事業】 体制整備・普及・啓発等事業補助 対象 国1/2 県1/4 町1/4	同左	現行のとおり新町に引 き継ぐ。
17. 生きがい対応 型デイサービ ス事業	家に閉じこもりがちな高齢者等に 対し、デイサービス事業を実施す ることにより、高齢者の自立支援、 社会的孤立感の解消及び要介護 状態になることの予防を図ることを 目的とする。 (サービスの内容) 給食サービス、入浴サービス、日 常動作訓練、趣味創作活動など (利用者負担) 1日あたり300円 (委託先) 社会福祉法人銀河の里 【補助事業】 介護予防・生きがい活動支援事業 補助対象 国1/2 県1/4 町1/4	同左  (委託先) ・町社会福祉協議会 ・花神荘 【補助事業】 介護予防・生きがい活動支援事業 補助対象 国1/2 県1/4 町1/4	現行のとおり新町に引 き継ぐ。
18. 緊急通報体 制整備事業	ひとり暮らし高齢者等が急病・災 害等の緊急時に迅速、かつ適切な 対応を図ることにより、安心して生 活ができるよう緊急通報装置を貸 与する。 【対象者】 概ね65歳以上の独居高齢者及び その他町長が特に必要と認めた 者 【利用者負担】通話料のみ 【補助事業】 体制整備・普及・啓発等事業補助 対象 国1/2 県1/4 町1/4	同左	現行のとおり新町に引 き継ぐ。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
19. 寝具乾燥消毒サービス事業	<p>高齢で寝具の衛生管理ができない独居者を対象に布団、毛布等の寝具を洗濯乾燥消毒サービスを行う。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具の衛生管理等が困難な概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの構成世帯</li> <li>・重度の身体障害のため臥床している者</li> </ul> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【サービス回数】 年2回</p> <p>【委託先】 民間会社</p> <p>【補助事業】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>同左</p> <p>【委託先】 社会福祉協議会</p> <p>【補助事業】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、委託先については合併までに調整する。</p>
20. はり・きゅう利用扶助	<p>高齢者の健康保持及び増進を図るため、はり、きゅう、施術費の助成を行う。</p> <p>【概要】</p> <p>(対象者) 65歳以上の者 (交付枚数) 年間24枚 (適用範囲) 医療保険給付以外 (助成額) 1枚(1回)につき400円</p> <p>* 一般会計・町単独事業</p>	<p>国民健康保険会計の健康づくり事業で実施。</p> <p>【概要】</p> <p>(対象者) 国保被保険者 (交付枚数) 年間50回 (助成額) 1枚(1回)につき500円</p>	<p>内之浦町の例により統合する。 ただし、助成額については500円とする。</p>
21. 軽度生活援助事業	<p>在宅のひとり暮らし高齢者等が日常生活を営むのに支障がある者の属する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、対象者の日常生活の世話を行う。</p> <p>(1)生活に係る援助 (2)健康・栄養助言、関係機関との連絡</p> <p>【対象者】</p> <p>(1)在宅での自立した生活を維持するために必要な生活上の援助を必要とする者。 (2)地域ケア会議で支援が必要であると判断された者。</p> <p>【利用者負担】 1時間あたり80円</p>	<p>在宅のひとり暮らし高齢者等の居宅に人材を派遣して買い物等の軽易な生活援助サービスを提供する</p> <p>(1)外出時の援助 (2)食事・食材の確保(買い物等) (3)寝具類等の洗濯・日干し・クリーニングの洗濯物搬出入 (4)生活上の助言等</p> <p>【対象者】 自立認定の独居高齢者等。</p> <p>【利用者負担】 1時間あたり80円、1時間を超えた場合は、30分ごとに40円を加算。</p>	<p>対象者については内之浦町の例による。利用者負担は、高山町の例による。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
	<p>【委託先】 社会福祉協議会</p> <p>【補助】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>【委託先】 社会福祉協議会</p> <p>【補助】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	
22. 外出支援 サービス事業	<p>【目的】 在宅の外出困難な要援護高齢者等に対し、移送用車両による外出支援サービスを提供することにより、在宅福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業概要】 移送用車両(リフト付車両等)を用いて、利用者を町内の医療機関又は生きがい活動支援通所事業を実施する施設や医療機関等へ送迎する。</p> <p>【対象者】 公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な者で、かつ次の各号のいずれかに該当する者 (1)概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 (2)概ね60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者</p> <p>【委託先】 ・生きがい対応型デイサービス実施機関 ・医療機関送迎サービスについては、社会福祉協議会に委託</p> <p>【補助】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>【目的】 生きがい対応型デイサービス事業及び生活指導型ショートステイ事業の利用者に対し、それぞれの事業を実施する施設と利用者の居宅との間を送迎することにより、在宅高齢者の自立した生活を支援する。</p> <p>【事業概要】 移送用車両(リフト付車両等)を用いて、利用者の居宅と町内の事業を実施する施設間を送迎する。</p> <p>【対象者】 生きがい対応型デイサービス及び生活指導型ショートステイ事業を利用する高齢者で、一般の交通機関を利用することが困難な者</p> <p>【委託先】 ・生きがい対応型デイサービス実施機関 ・生活指導型ショートステイ実施機関</p> <p>【補助】 生活支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとするが、内容等については、合併後調整する。</p>
23. 家族介護教室	<p>地区住民に対し介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得させる。</p> <p>【実施内容】 介護方法・栄養教室(介護食・介護者の食事指導・栄養改善)・施設見学等</p> <p>【補助事業】 家族介護支援事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	未実施	<p>内之浦町の例により新町に引き継ぐものとし、実施形態については合併までに調整する。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
24. 介護予防事業	<p>高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送ることができるよう教育活動を実施する。</p> <p>【実施内容】 IADL訓練事業(機能訓練B型) 地区別介護予防教室 転倒予防教室 食生活改善事業 保健福祉従事者研修会</p> <p>【実施機関】 直営事業 【補助】 介護予防・生きがい活動事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送ることができるよう教育活動を実施する。</p> <p>【事業内容】 町内7ヶ所の地区公民館において、年間3回程度ずつ転倒骨折予防教室を開催</p> <p>【実施機関】 在宅介護支援センター 花神荘 老春苑 【補助】 介護予防事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぎ、実施内容については合併までに調整する。</p>
25. 高齢者地域支援体制整備評価事業	<p>地域における高齢者の支援体制の整備を図ることを目的とし、ニーズ把握・研修・介護予防・生活支援事業実施団体への指導助言、ネットワーク形成、身近な相談体制の確立等の事業を実施する。</p> <p>【委託先】 社会福祉協議会</p> <p>【具体的事業】 ・心配ごと相談 ・ボランティア研修指導 ・近隣福祉ネットワーク指導</p> <p>【補助】 体制整備・普及・啓発等事業補助対象 国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>未実施</p>	<p>内之浦町の例により新町に引き継ぐものとし実施形態については、合併までに調整する。</p>
26. 社会福祉大会	<p>【名称】 社会福祉大会 【内容】 ・講演会 ・アトラクション ・各種表彰 等 【対象者】 75歳以上 【実施主体】 社会福祉協議会</p>	<p>【名称】 高齢者健康づくり福祉大会 【内容】 ・講演会 ・アトラクション ・各種表彰 ・出前講座 等 【対象者】 65歳以上 【実施主体】 町(国保との共催)</p>	<p>高山町の例により新町に引き継ぐが、対象年齢及び事業内容・方法については、合併までに調整する。</p>

県内先進地事例

協議会名	内 容
日置(その1)	<p>高齢者福祉事業の取り扱いについては、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。</p> <p>(1)老人保健福祉計画については、新市において策定する。</p> <p>(2)敬老事業による敬老金および敬老記念品支給については、新市において継続して実施する。ただし、事業内容等については新市において検討する。</p> <p>(3)合同金婚式については、新市においては、当分の間実施し、事業内容については検討する。</p> <p>(4)米寿記念写真贈呈事業については、合併時までに社会福祉協議会と協議し調整する。</p> <p>(5)福祉機器・用具の貸し出しについては、合併時までに社会福祉協議会との調整を図る。</p> <p>(6)軽度生活援助事業については、新市においても継続し、サービスの内容及び利用回数は金峰町の例による。</p> <p>(7)住宅改修支援事業については、新市に継続し、内容については検討する。</p> <p>(8)配食サービスについては、新市においても継続する。また、委託先については、当分の間は現体制で実施し、対象者の年齢を概ね65歳以上とし、利用者負担と休日については統一に努める。</p> <p>(9)生きがい活動支援通所事業については、新市においても継続する。また、委託先については、当分の間は現体制で実施し、対象者の年齢を概ね65歳以上とし、利用回数は週1回とする。</p> <p>(10)通話式インターホン設置事業については、緊急通報システム事業に移行し、本事業は廃止とする。</p> <p>(11)寝たきり老人等理髪サービス事業については、県補助事業の訪問理美容サービス事業に移行し、本事業は廃止とする。</p> <p>(12)寝たきり老人等介護手当は、新市においても継続し、支給金額は1万円に統一し、支給基準については合併時までに統一する。</p> <p>(13)福祉バスについては、新市において、その有効活用を図る。</p> <p>(14)高齢者ふれあいサロン事業については、新市においても実施することとし、実施主体については合併時までに社会福祉協議会と調整をする。</p> <p>(15)温泉利用補助については、新市において、65歳以上の者を対象とし、温泉利用の助成の額は、年12回の温泉利用を基本とし、1回100円の入浴助成券を12枚交付する。また、対象の施設は新市内にある新市と契約した温泉施設とする。</p> <p>(16)日吉町立特別養護老人ホーム青松園及び在宅介護支援センターについては、新市へ移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。</p>
日置(その2)	<p>1 高齢者タクシー運賃助成事業については、新市において、当分の間、継続することとし、基準等内容については、合併時までに調整する。</p> <p>2 老人はりきゅう等受療券発行については、新市においても継続する。回数を年30回とし、施術1回につき800円とする。</p>
川薩地区	<p>高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、一つの団体のみ実施している事業については、従来の実績を考慮して制度の目的が効果的に機能するように調整する。</p> <p>個別調整方針案については、次のとおりとする。</p> <p>1、現行のまま新市へ引き継ぐ。  老人保護措置事業      シルバー人材センター事業      在宅介護訪問指導      さ  ざらし会館管理運営事務</p> <p>2、川内市の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。  老人クラブ活動補助      地域ケア推進事業</p> <p>3、入来町の例により合併時までに調整し、新市と同時に施行する。  移送費助成事業</p> <p>4、合併時に、新たに制度等を制定する。  ホームヘルプサービス事業      生きがいデイサービス事業      ねたきり老人介  護手当支給事業      高齢者生活福祉センター運営委託事業      高齢者福祉施設  管理      敬老事業      住宅改造費助成事業      高齢者はりきゅう・マッサー  ジ等施術料助成事業      寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、</p> <p>5、新市に移行後、速やかに調整する。  高齢者拠点及びサービス      独居老人声かけ事業      高齢者ふれあいサロン</p>

県内先進地事例

協議会名	内 容
	<p>6、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。          生きがい活動支援適所事業(事業運営) いきいき百歳の店運営事業 配          食サービス 老人健康教育事業 緊急通報システム          7、廃止の方向で調整する。          高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 金婚式 独居老人給食サービ          ス事業 福祉機器・用具の貸し出し</p>
薩摩東部地区	<p>福祉関係事業のうち、国又は県が定めている制度については、その制度の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。          3. 高齢者福祉事業          (1)長寿者褒章・敬老祝金については、合併時に鶴田町の例により統一する。          (2)住宅改造費助成事業、高齢者日常生活用具給付等事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業及び在宅福祉アドバイザー活動促進事業については、3町差異がないため現行のとおりとする。          (3)外出支援サービス事業及び生きがい活動支援通所事業については、現行のとおりとする。          (4)軽度生活援助事業については、現行のとおりとする。          ただし、利用者負担は、薩摩町の例により統一する。          (5)配食サービス事業、家庭介護用品支給事業及び緊急通報システムについては、合併時に宮之城町の例により統一する。          ただし、平成16年度については、それぞれ旧町の例による。          (6)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、成年後見制度利用支援事業及び在宅介護相談協力員については、宮之城町の例により新町において実施する。</p>
	<p>(7)高齢者福祉計画については、合併後新町において新たに策定する。          (8)老人福祉バスについては、宮之城町の例により新町において実施する。          (9)ケアマネージメントリーダー活動支援事業については、合併後基幹型支援センター内(社会福祉協議会)に設置する。          (10)在宅介護支援センターのうち基幹型支援センターについては合併時に統合する。          また、地域型支援センターについては、現行のとおりとする。          (11)高齢者ふれあいサロン事業については、合併後新町において調整する。          (12)訪問理美容サービス事業、家族介護者交流事業、家族介護慰労事業、介護手当支給事業、高齢者入浴券配布事業、温泉宅配サービス事業、はり・きゅうマッサージ施術料助成事業、合同金婚祝賀会、高齢者安否確認事業、老人健康農園推進指導員、高齢者工房村促進事業、生活支援サービス事業、3級ヘルパー講習会及び家族介護教室については、合併時に廃止する。          (13)宮之城敬老園、宮之城町老人福祉センター及び鶴田町高齢者ふれあい館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
吉松町・栗野町	<p>1. 高齢者福祉計画については、新町において新たに策定する。          2. 敬老の日記念品支給事業、敬愛祝金支給事業、敬老会助成事業、在宅福祉アドバイザー活動促進事業については、引き続き実施することとし、新町において新たに制度等を制定する。          3. 高齢者寝たきり介護手当支給、敬老の日高齢者訪問については、引き続き実施することとし、新町移行後、新たに制度等を制定する。          4. はり・きゅう等施術費助成事業、緊急通報体制等整備事業、介護予防事業、家族介護用品支給事業、寝たきり障害者等紙おむつ支給事業については、栗野町の例により調整する。          5. 生活支援型ホームヘルプサービス事業、高齢者訪問給食サービス事業、生きがい対応型デイサービス事業、一人金婚者の集い、生活支援移送サービス事業、生活指導型ショートステイ事業、ホームヘルプサービス事業については、関係機関と協議し、合併までに調整する。          6. 高齢者日常生活用具給付事業、住宅改造費助成事業、住宅改修支援事業(理由書助成分)、老人保護措置、在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。          7. 弔慰金支給事務については、合併時に廃止する。</p>



提案第 34 号【協定項目 43】

児童福祉事業について

児童福祉事業について，次のとおり提案する。

- 1．次世代育成支援対策については、合併後再編する。
- 2．ひとり親家庭医療費助成事業については、高山町の例による。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	4 3 . 児童福祉事業	関係項目	
調整方針	1.次世代育成支援対策については、合併後再編する。 2.ひとり親家庭医療費助成事業については、高山町の例による。		

現 況			具体的調整内容
協議項目	内之浦町	高山町	
1.次世代育成支援対策	現在行動計画策定中	同左	各町において行動計画を策定中であるため、合併後新町において調整する。
2.ひとり親家庭医療費助成事業	<b>【対象者】</b> 18 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母、及び児童と父母のいない児童 <b>【所得制限】</b> <u>あり</u> <b>【財源内訳】</b> 県 1/2 町 1/2 <b>【助成額】</b> 自己負担額の全額 平成 15 年 3 月 31 日現在の受給資格者数 母子 96 人 父子 26 人 父母無 1 人 合計 123 人	<b>【対象者】</b> 18 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父または母及び児童と父母のいない児童 <b>【所得制限】</b> <u>なし</u> <b>【財源内訳】</b> 県 1/2 町 1/2 <b>【助成額】</b> 自己負担額の全額 平成 15 年 3 月 31 日現在の受給資格者数 母子 344 人 父子 45 人 父母無 11 人 合計 400 人	高山町の例による。

県内先進地事例

協議会名	内 容
日 置	<p>児童福祉事業の取扱いについては、各町でこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 子育て支援センター・児童ホームヘルプサービスについては、当面現行どおり新市に引継ぎ、新市において子育て支援計画(エンゼルプラン)を策定し、事業の拡大に努める。</p> <p>(2) 児童館・放課後児童クラブについては、当面現行のとおり新市に引継ぎ、新市において事業の拡大に努める。</p> <p>(3) ひとり親家庭医療費助成事業(町単独事業)については、新市に引き継ぐ。</p>
川 薩 地 区	<p>1. 出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。</p> <p>2. 公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育園に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>3. 児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。</p> <p>4. 放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>5. 保育協議会補助は、補助金の裁定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>6. 保育園人・退所事務は、保育料の基準が異なっており、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>7. 乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>8. 児童虐待防止協議会運営事業は、一市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>9. チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>10. 遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。</p> <p>11. 育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。</p> <p>12. 認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。</p> <p>13. 乳幼児医療費助成金は、合併時に、新たに制度等を制定する。</p>
薩摩東部地区	<p>福祉関係事業のうち、国又は県が定めている制度については、その制度の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>1. 児童福祉事業</p> <p>(1) 子育て支援事業については、宮之城町の例により新町において実施する。</p> <p>(2) 放課後児童対策事業及び特別保育事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 児童遊園地及び町立保育所(園)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 出生祝金については、合併時に廃止する。 ただし、宮之城町において合併前に対象になった者は、旧町の制度か新町でのすこやか子育て支援事業のいずれか高い額とする。</p> <p>(5) 育児手当については、合併時に廃止する。</p> <p>(6) すこやか子育て支援事業として、合併時に次のように事業を創設する。 満18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、養育する児童の数が3人世帯に月額5,000円、4人世帯に月額10,000円、5人世帯以上に月額15,000円を満6歳に到達するまで支給する。</p>
吉松町・栗野町	<p>1. 子育て支援計画については、新町において新たに策定する。</p> <p>2. 青少年問題協議会及び児童虐待防止委員会については、新町移行後、新たに設置する。</p> <p>3. 各種児童福祉事業については、新町において引き続き実施することとし、2町で差異のあるものについては、新たに制度等を制定する。</p> <p>4. 子育て支援事業、延長保育、障害児保育については、当分の間、現行のとおりとし、新町子育て支援計画に基づき実施する。</p> <p>5. 保育料及び保育料の減免については、新町移行後、新たに制度等を制定する。</p>

文化振興事業について

文化振興事業について，次のとおり提案する。

- 1．文化祭は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。
- 2．文化財保護審議会は、合併時に再編する。
- 3．町指定文化財は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4．歴史民俗資料館は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	47 文化振興事業
調整方針	<p>文化振興事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文化祭は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。</li> <li>2. 文化財保護審議会は、合併時に再編する。</li> <li>3. 町指定文化財は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> <li>4. 歴史民俗資料館は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ol>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
文化祭	<p><b>【事業目的】</b> 生涯学習活動での成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールを目的とする。</p> <p><b>【名称】</b> 内之浦町文化祭</p> <p><b>【主催】</b> 内之浦町教育委員会 内之浦町文化協会</p> <p><b>【開催】</b> 毎年文化の日 平成14・15年度は複合施設建設に伴い中止</p> <p><b>【内容】</b> ・文化会館での活動の発表 ・一般に募集した作品の発表 ・子どもの作品、写生、書道等の発表 ・保存会、青年団による伝統芸能の発表</p>	<p><b>【事業目的】</b> 日頃の芸術活動の成果を発表することで、学習者の更なる活動意欲の向上を図るとともに、学習活動を町内外に向けてアピールを目的とする。</p> <p><b>【名称】</b> 高山町総合文化祭</p> <p><b>【主催】</b> 高山町、高山町教育委員会、高山町文化協会</p> <p><b>【開催】</b> 毎年11月第1日曜日前後3日間</p> <p><b>【内容】</b> ・文化会館での芸能発表 ・町体育館で子どもの作品、写生、書道等の発表 ・保存会、青年団による伝統芸能の発表</p>	<p>新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。</p> <p>・開催については、主催者で協議するものとする。</p> <p>・開催日、場所、時間は合併後に調整する。</p>
文化財保護審議会	<p><b>【文化財保護審議会の設置】</b> 目的 町内にある文化財につき、内之浦町教育委員会の諮問に応じ、調査やその保存及び活用などの重要事項を調査審議し、これらの事項につき、教育委員会に申し入れる。</p> <p>概要 5名以内の任期3年の文化財保護審議委員を任命し、委員会は、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、教育委員会に建議する。</p> <p>報酬 1名1回につき5,200円</p> <p>審議会 年間4回</p>	<p><b>【文化財審議会の設置】</b> 目的 町内にある文化財につき、高山町教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>定員任期 定員5人以内任期3年</p> <p>報酬 1名1回につき5,600円</p> <p>審議会 年間3回</p>	<p>文化財保護審議会は、合併時に再編する。</p> <p>・委員の定数については、7名以内とする。</p> <p>・委員の任期は、3年とする。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
町指定文化財	<p>〔内之浦町指定文化財の指定〕 概要 内之浦町の歴史、文化を知る上で貴重な文化的財産を指定することにより、保護の対象とする。 対象者 文化財の所有者・団体等 実施期間 申請・指定事由の発生した時点に限り 説明板の施設 指定文化財が史跡、名勝、天然記念物であるときは、教育委員会において定める標識(説明板)を施設する。</p> <p>〔町指定文化財〕 ・南方小田の小田楠他30件</p> <p>〔国指定文化財〕 ・津代半島のソテツ自生地 ・船間のへゴ自生北限地帯 ・佐多町境の稲尾岳</p>	<p>〔高山町指定文化財の指定〕 概要 高山町の歴史、文化を知る上で貴重な文化的財産を指定することにより、保護の対象とする。 対象者 文化財の所有者・団体等 実施期間 申請・指定事由の発生した時点に限り 説明板の施設 指定文化財の管理に必要な標識、説明板等を教育委員会は設置するものとする。</p> <p>〔町指定文化財〕 ・高山総絵図他19件</p> <p>〔国指定文化財〕 ・高山城跡 ・塚崎古墳群 ・塚崎のクス ・二階堂家住宅</p> <p>〔県指定文化財〕 ・野崎の田の神(2体) ・本町の八月踊り ・四十九所神社の流鏝馬</p>	町指定文化財については、従来からの経緯・公共性・公平性に配慮しながら、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
歴史民俗資料館	なし	<p>〔名称〕 高山町立歴史民俗資料館</p> <p>〔設置の趣旨〕 高山町は、国指定の塚崎古墳群をはじめ、建物・城跡等、先人が築いた文化や遺跡が数多くある。 町内から出土した多くの考古資料や歴史・民俗資料など、これら文化財の散逸・破壊・紛失を防ぎ郷土の文化遺産として大切に保存展示し、地域住民の学習に役立たせるとともに、文化遺産として大切に保存展示し、地域住民の学習に役立たせるとともに、文化財保護、愛護活動の拠点としての役割を果たすべく、塚崎古墳群の一角に建設された。</p> <p>〔設置概要〕 所在地 高山町野崎1936番地 電 話 (0994)65-0170 休館日 (1)1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで (2)毎週月曜日 (3)展示物整理日 入場料 大人100円 小人50円</p> <p>〔展示内容〕 考古資料、歴史資料、民俗資料</p>	現行のとおりに新町に引き継ぐ。

## 関係法令 (抜粋)

文化財保護法 (昭和25年法律第214号)

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地をむ。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2及び3 略

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(地方公共団体の事務)

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

## 先進事例

浦和市・大宮市・与野市合併協議会(さいたま市)

文化振興事業について、同一又は類似する事業は統合・再編するものとする。

地域の特色ある文化事業については、現行のとおりとする。

文化振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

飛騨4町村合併協議会(飛騨市)

1. 国・県・町村指定の文化財は、新市に引き継ぐ。
2. 入館料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
3. 文化財修理補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。ただし、町村指定文化財修理の補助率については、新市移行までに調整する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(佐野市)

1. 文化祭については、合併後、統一するよう働きかける。
  2. 芸術文化活動大会参加費補助金については、合併時に佐野市の制度を適用する。
  3. 文化協会については、合併後、統一するよう働きかける。
  4. 伝統文化財育成事業については、合併後、佐野市の制度に統一する。なお、団体への助成については、1市2町の実績を踏まえて当面現行どおりとする。
- 文化財指定については、現行どおりとする。
- 田中正造旧宅一般公開支援事業については、現行どおり実施する。
5. 展示施設については、現行どおりとする。
  6. 佐野市郷土博物館協議会及び葛生町立吉澤記念美術館運営協議会については、当面現行どおりとする。

高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会(かほく市)

1. 文化祭の開催については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。
2. 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。
3. 文化財の保管については、基本的に現行のとおりとするが、新市において1箇所を集約・展示できる場所を検討する。
4. 博物館等の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。



社会教育事業について

社会教育事業について，次のとおり提案する。

- 1．活動成果の発表会等は、新町において調整する。
- 2．成人式は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。
- 3．体育協会は、合併時に統合する。
- 4．各種スポーツ大会は、合併後に統合する。
- 5．勤労青少年ホームは、現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	48 社会教育事業
調整方針	<p>社会教育事業については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活動成果の発表会等は、新まちにおいて調整する。</li> <li>2. 成人式は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。</li> <li>3. 体育協会は、合併時に統合する。</li> <li>4. 各種スポーツ大会は、合併後に統合する。</li> <li>5. 勤労青少年ホームは、現行のとおり新町に引き継ぐ。</li> </ol>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
活動成果の発表会等	<p>公民館講座及びサークル活動における作品の発表機会として、文化祭・生涯学習大会を開催している。</p> <p>・文化祭開催日 毎年文化の日(11月)に開催 平成14・15年度は複合施設建設に伴い中止</p> <p>・いきいき・のびのび内之浦フェスタ 2月第1日曜日を中心に開催 第1部 生涯学習大会 第2部 読書活動推進大会 第3部 生涯学習発表大会 第4部 講演会</p>	<p>公民館講座及びサークル活動における作品の発表機会として、生涯学習大会を開催している。</p> <p>・文化祭開催日 11月の最初の日曜日 ・芸能発表の祭典・展示部門発表</p> <p>・小・中学校音楽発表会 ・展示部門発表 ・音楽の夕べ ・展示部門発表 ・展示部門発表</p> <p>・高山町生涯学習大会</p>	<p>活動成果の発表会等は、新まちにおいて調整する。</p> <p>・発表の機会 新町の生涯学習大会 新町の文化祭等</p> <p>・発表の場 会場設定等は合併後に新町において検討調整する。</p>
成人式	<p>【概要】 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日及び会場】 1月5日 場所:内之浦中学校 平成14・15年度は複合施設建設に伴い暫定的に内中柔剣道場で実施</p>	<p>【概要】 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</p> <p>【実施日及び会場】 1月5日 高山町文化センターホール</p>	<p>成人式は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。</p> <p>・時期、場所、時間は合併後に調整する</p>
体育協会	<p>【体育協会】 目的 健全なスポーツを振興し、町民の体位の向上とスポーツを振興し、町民の生活文化の向上をめざす。 概要 13の連盟、岸良支部、スポーツ少年団によって構成されている。 役員 会長、副会長、常任理事、理事、監事、書記、会計 任期 2年</p> <p>【体育協会事務局事務】 会議 総会、常任理事会、理事会 地区体育協会関係 肝属地区体申込 会計関係 体育協会事務会計及び補助金請求等</p>	<p>【体育協会】 目的 町民の競技力向上やスポーツの振興をめざす。 概要 7校区(地区)体協、13の専門部、スポーツ少年団、婦人会組織によって構成されている。 役員 会長、副会長、理事(各会長)、監事 任期 1期2年(17年度役員改選)</p> <p>【体育協会事務局事務】 会議 理事会、総会 地区体育協会関係 肝属地区体申込、地区体予選会の開催 会計関係 体育協会事務会計及び補助金請求等</p>	<p>合併時に統合する。</p>

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
各種スポーツ大会	<p>【事業の目的】 社会体育の振興のため、年間行われている各種大会を振興会、ブロック対抗と競い、スポーツ人口の拡大と住民の体力づくり、健康づくりを推進する。</p> <p>【内之浦町、町教育委員会、町公民館主催行事】 5月 町民親睦バレーボール大会 (振興会対抗) 8月 町民親睦ソフトボール大会 (振興会対抗) 10月 町民体育祭</p>	<p>【事務目的】 町民の間にスポーツを普及し、その振興アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を念願する。</p> <p>【高山町体育協会主催】 1月:町内一周駅伝大会 5月:壮年ソフトボール大会 :父親バレーボール大会 :ゲートボール大会 :軟式野球大会 6月:父親バレーボール大会 :集落対抗女子バレーボール大会 8月:壮年ソフトボール大会 10月:町民運動会 11月:集落対抗男子バレーボール大会 :グラウンドゴルフ大会 12月:オリエンテーリング大会</p>	合併後に統合する。
勤労青少年ホーム	なし	<p>【目的】 福利厚生施設をもたない企業に働く青少年に健全な余暇活動の場を提供するため、教養講座を軸にスポーツレクリエーション事業を展開し、活動による相互交流で、心身ともに豊かな勤労青少年を育成することを目的とする。</p> <p>【施設】 昭和56年4月1日設立 RC造2階建て 2階部分 床面積 655.50㎡ 高山町前田3697番地</p> <p>【概要】 開館は月曜から金曜日の午後1時から9時で、利用料無料。 職員数2名(パート) だれでも英会話 など12講座とでかけてみよう など3サークルがあり、お花見交流会など年間13の事業も実施される。 利用者は男42、女106名の合計148名。内訳は高山町65名、内之浦町4名、鹿屋市16名などで、平成15年度の利用者は4,007名。利用者が自主的に 利用者の会 を組織している。</p>	現行のとおり新町に引き継ぐ。

## 社会教育関係の取扱いに関する法令(条文等抜粋)

社会教育法(昭和24年法律第207号)

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1. 社会教育に必要な援助を行うこと。
2. 社会教育委員の委嘱に関すること。
3. 公民館の設置及び管理に関すること。
4. 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
5. 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
6. 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
7. 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
8. 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
9. 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
10. 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
11. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
12. 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
13. 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
14. 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
15. 情報の交換及び調査研究に関すること。
16. その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

## 県内の先進事例

協議会名	内 容
日 置	<p>社会教育事業については、原則として現行の事業を新市に引き継ぐとともに、施設の効率的な活用と整備を図り、三層の公民館活動を柱に多様で総合的な学習機会を提供する。</p> <p>(1) 生涯学習の各学級・講座については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域を対象として充実を図る。</p> <p>(2) 成人式・生涯学習推進大会・文化祭・運動会(体育祭)は、新市で統一して行う。</p> <p>(3) 文化財は新市に引き継ぎ、適切な管理・保護に努める。</p>
川 薩 地 区	<p>1、社会教育 生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。 図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。 成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。</p> <p>3、スポーツ振興 市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。 総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>4、教育振興施設 教育振興施設の維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定する。</p>
薩 摩 東 部 地 区	<p>(1) 各種スポーツ大会については、体育協会・専門部との協議により、合併後1年を目途に調整する。ただし、体育大会、駅伝大会については、合併時まで調整する。</p> <p>(2) スポーツ教室及び講習会については、合併後新町において調整する。</p> <p>(3) 社会体育施設及び維持管理業務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、管理運営については、合併時まで調整する。なお、管理体制(管理人の配置体制)は、当分の間現行のとおりとする。</p>
吉 松 町 ・ 栗 野 町	<p>1. 社会教育委員、文化財保護審議会、公民館運営審議会、体育指導委員については、合併後新たに設置する。</p> <p>2. 生涯学習大会、成人式、文化祭、ランニング大会については、新町で統一し開催する。</p> <p>3. 図書館については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。また、図書館協議会については、合併後新たに設置する。</p> <p>4. 地区公民館については、現行のとおり新町に引き継ぎ、地区公民館役員については、新町に移行後、新たに制度等を制定する。</p> <p>5. 集会所建設(維持管理)については、新町に移行後、新たに制度等を制定する。</p> <p>6. 公民館運営管理業務については、新町に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</p> <p>7. 公民館主催等事業開催業務については、現行のとおりとし、新町において調整する。</p> <p>8. 各種スポーツ大会については、スポーツの振興を図るように、関係団体等の意見を踏まえ、新町において検討し調整する。</p> <p>9. スポーツ振興審議会については、合併時に廃止する。</p>

提案第 37 号【協定項目 50】

その他事業について（その 2：指定金融機関）

その他事業について（その 2：指定金融機関），次のとおり提案する。

**指定金融機関等は，合併時までに調整し，合併の日に指定する。**

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	50 その他事業（指定金融機関等）
調整方針	指定金融機関等は，合併時まで調整し，合併の日に指定する。

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
指定金融機関等	<p>指定金融機関を指定していないが，公金等の口座振替を行っているため，以下の収納事務取扱金融機関及び収納事務取扱郵便官署を設けている。</p> <p>【収納事務取扱金融機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社 鹿児島銀行（平成14年4月1日から）</li> <li>・鹿児島きもつき農業協同組合（平成14年4月1日から）</li> <li>・鹿児島県信用組合（平成14年4月1日から）</li> </ul> <p>【収納事務取扱郵便官署】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内之浦郵便局（平成14年7月1日から）</li> </ul>	<p>【指定金融機関】</p> <p>高山町農業協同組合（平成14年8月1日から）</p> <p>公金取扱時間 午前8時30分から午後5時15分（但し収入役の要求があったときは，この限りでない。）</p> <p>指定金融機関は，高山町役場内に派出所を設置しなければならない。</p> <p>収納代理金融機関・収納代理郵便官署</p> <p>収納代理金融機関及び収納代理郵便官署の店舗のうち収納した公金を取りまとめ，そして公金総括店への払込み事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島銀行高山支店</li> <li>・鹿児島相互信用金庫高山支店</li> <li>・鹿児島県信用組合高山支店</li> <li>・南日本銀行笠之原支店</li> <li>・高山郵便局</li> </ul> <p>【指定の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の議決を要する</li> <li>・町と指定金融機関との契約</li> <li>・町と収納代理金融機関との契約</li> <li>・収納代理金融機関との手数料に関する契約</li> <li>・公金の出納事務の取扱いに関する契約</li> </ul>	合併時まで調整し，合併の日に指定する。

## 指定金融機関等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（金融機関の指定）

第235条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定金融機関等）

第168条 都道府県は、地方自治法第1項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第3項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かななければならない。

9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。



(指定金融機関等における公金の取扱い)

第168条の3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を収入役の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

## 先進地事例

日置合併協議会(協議済)

指定金融機関については、現在3町が指定している2つの金融機関の中から、合併時までに統一しよう調整する。

また、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、5町内にある金融機関を指定できるよう合併時までに調整する。

川薩地区法定合併協議会(協議済)

指定金融機関等については、9市町村の指定金融機関等の中から合併までに定める。

指宿地区4市町合併協議会(協議済)

指定金融機関等は、合併時までに調整し、合併の日に指定する。

提案第 38 号【協定項目 50】

その他事業について（その 3：総合計画）

その他事業について（その 3：総合計画），次のとおり提案する。

**総合計画については，新しいまちづくり計画（新まち建設計画）に基づき，新町において策定する。**

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

## 肝属合併協議会の調整内容

協定項目	50.その他事業(総合計画)	関係項目	
調整方針	総合計画については、新しいまちづくり計画に基づき、新町において策定する。		

協議項目	現 況		具体的調整内容
	内之浦町	高山町	
総合計画	<p>第3次内之浦町総合計画</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成21年度</p> <p>【テーマ】 新しい時代の中で、いにしへの海洋文化を継承する生活リゾートのまち内之浦町</p> <p>【実施計画】 平成12年度～平成16年度</p> <p>【附属機関】 内之浦町総合計画審議会 町長の諮問に応じ、町総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。 委員 25名で組織</p>	<p>第4次高山町総合計画</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成22年度</p> <p>【テーマ】 住んでいい町やすらぎの郷高山</p> <p>【実施計画】 平成13年度～平成16年度</p> <p>【附属機関】 高山町総合計画審議会 町長の諮問に応じ、町総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。 委員 37名で組織</p>	総合計画については、新しいまちづくり計画に基づき、新町において策定する。

### 地方自治法

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 1～3省略

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

提案第 39 号【協定項目 11】

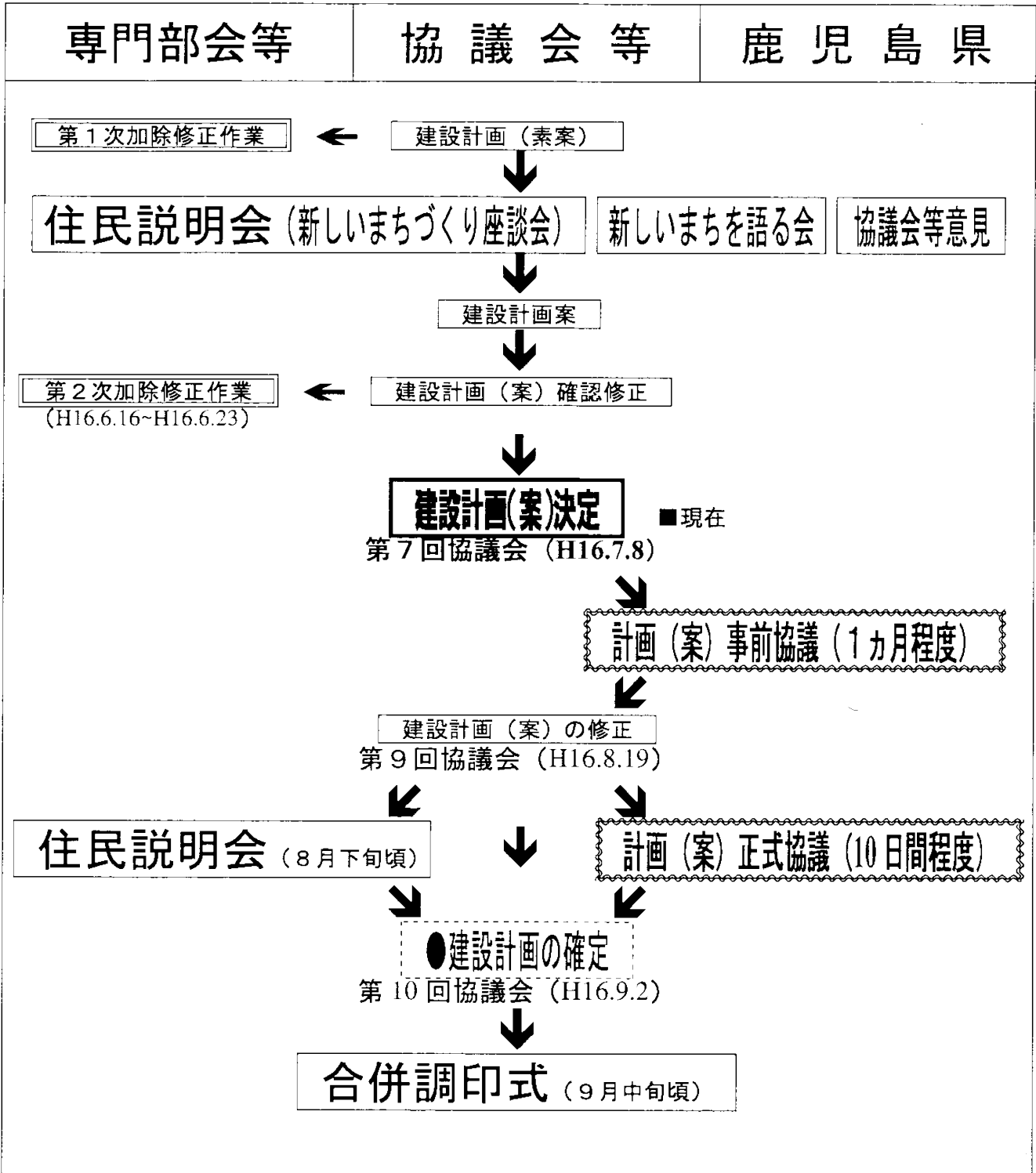
新まち建設計画について（その 2）

新まち建設計画について，別紙のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 8 日提出

肝属合併協議会  
会長 倉岡 哲哉

■ 新しいまちづくり計画策定の流れ（協議会）



#### 4 その他

第8回肝属合併協議会は8月3日(水)午後2時から開催する。

場所は、内之浦町役場3階 大会議室を予定。